

別冊1 アンケート回答結果まとめ

目次

基本的質問事項（日本企業等、在留邦人共通）	1
基本的質問事項2（現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士）	9
基本的質問事項3（現地日本人会、モンゴル日本商工会）	13
基本的質問事項4（法務内務省、裁判所評議会（最高裁判所）、憲法裁判所、法曹協会、弁護士会） ..	15
基本的質問事項（日本企業等、在留邦人共通）の回答	17
1 日本企業の回答	17
2 在留邦人の回答	46
基本的質問事項2（現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士）の回答	71
【追加】基本的質問事項2と同内容の質問を現地の弁護士事務所に対して実施	74
基本的質問事項3（現地日本人会、モンゴル日本商工会）の回答	84
基本的質問事項4（法務内務省、裁判所評議会（最高裁判所）、憲法裁判所、法曹協会、弁護士会）の 回答	86
1 法務内務省	86
2 裁判所評議会（最高裁判所）	90
3 憲法裁判所	93
4 法曹協会	97
5 弁護士会	101
6 公正競争・消費者保護庁	106
7 モンゴル商工会議所内国際仲裁センター	108

基本的質問事項（日本企業等、在留邦人共通）

1 あなた（御社）自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

- 在留邦人 日本企業等（個人事業主を含む。以下同じ。）

Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。

- 日本企業等の駐在員（経営者含む。） 駐在員の家族
 学生
 その他（ ）

Q1-2 日本企業等である場合、その事業形態を御教示ください。

- 現地に事業所を構えている。
 事業所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている。
 現地企業との合弁で事業所を設置している。
 その他（ ）

Q1-3 現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。

- 法人格のない事業者
 現地法に基づく内国法人
 現地法に基づく外国法人
 その他（ ）

Q1-4 従業員（アルバイトを含む。）は何名いますか。

- 5名以下
 6名以上20名以下
 21名以上50名以下
 51名以上100名以下
 101名以上

Q1-5 資本金の額はいくらですか。（日本円換算で）

- 個人事業主であって、資本金はない
 100万円以下
 100万円を超えて1000万円以下
 1000万円を超えて5000万円以下
 5000万円を超えて1億円以下
 1億円を超える

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。括弧内には具体的なトラブルの状況を記載してください。）

別冊1 アンケート回答結果まとめ

- (企業) 起業 ()
 投資 ()
 取引 ()
 貿易 ()
 労務 ()
 債権回収 ()
 撤退 ()
 その他 ()
- (在留邦人) 滞在資格 ()
 身分関係(現地でのもの) ()
 身分関係(日本にいる親族との間のもの) ()
 労務問題 ()
 交通事故 ()
 貸金 ()
 不動産(賃貸借) ()
 取引 ()
 労働 ()
 刑事 ()
 その他 ()

※ 法的トラブルについてはできる限り詳細に記載してください。また、場合により、後日直面した法的トラブルの詳細についてヒアリングをお願いさせていただくことがありますので、何卒御協力いただければ幸いです。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

- 民法(財産法)、商法(会社法)等の基本法
 知的財産法(特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等)
 競争法(独占禁止法等)
 投資関係法令
 特別な契約法(消費者契約法、金融商品取引法等)
 刑事法
 その他 ()

別冊1 アンケート回答結果まとめ

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

- 政府のホームページ
- 公刊されている法律集や法律書
- 現地政府に直接聞く
- 在外公館やJETRO窓口で尋ねる
- 現地法弁護士に聞く
- 現地にいる日本法弁護士に聞く
- アクセスする方法がない
- その他 ()

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
- その他 ()

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他 ()

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。
- 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他 ()

3 相談先について

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

相談したことが ある ない

- 勤務先
- 保険会社
- 現地の警察など現地政府機関
- 現地のコンサルタント
- 現地資格の弁護士
- 現地の税理士・会計士事務所
- 日本大使館
- 現地JETRO事務所
- 現地にいる日本弁護士
- 日本にいる日本法弁護士
- 現地の法律専門家
- 大学等学校
- その他 ()

4 日本法弁護士の活用の有無について

Q4 現地の日本法弁護士に相談した場合、その理由

- 日本語で相談したかったから
- 日本人特有の事情に明るいと思ったから
- 日本人弁護士を紹介してもらったから
- 専門家に相談するのが一番だと思ったから
- その他 ()

Q4-1 相談してみた満足感

- 満足している
- まあまあ満足している
- 満足していない

Q4-2 Q4-1で満足していると答えた方に質問します。

相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

- もともと顔見知りであった

別冊1 アンケート回答結果まとめ

- 知り合いから紹介してもらった
- 日本の法律事務所から紹介してもらった
- JETRO など在外公館に紹介してもらった
- 自分・自社で独自に調べた
- その他 ()

Q4-3 「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由
()

Q4-4 現地の日本法弁護士に相談しなかった場合、その理由

- 費用が高いから
- 弁護士以外に相談した
- 弁護士に相談するのは敷居が高い
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った
- 解決までに時間がかかる
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- その他 ()

Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。

- ある ない

Q5-1 Q5で「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。

- 現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから
- 日本法弁護士より詳しいと思ったから
- 現地の弁護士を紹介してもらったから
- 日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから
- その他 ()

Q5-2 Q5で「ない」と回答した場合、その理由を教えてください。

- 外国語で相談するのに抵抗があるから
- コストがかかるから
- 知っている弁護士がない
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- その他 ()

Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた満足感

- 満足している
- まあまあ満足している

別冊1 アンケート回答結果まとめ

満足していない

Q5-4 「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由

費用が高かった

日本人特有の事情に明るくなかった

言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった

弁護士としてのクオリティに問題があった

その他 ()

6 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について（企業等向け）

Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。

ある ない

Q6-1 「ある」と回答された方について、具体的にどこに相談したか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください。

在外公館の日本企業等支援窓口

JETRO 現地事務所（海外展開現地支援プラットフォーム）

その他 ()

理由 ()

Q6-2 「ない」と回答された方について、その理由を教えてください。

在外公館やJETROが対応してくれることを知らなかった

在外公館やJETROから遠隔地にあり、相談に行けなかった

公的な機関なので近寄りがたかった

他に相談できる場所（日本人会等）が身近にあった

その他

6 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。

はい いいえ

Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。

初回無料法律相談

初回は30分5000円まで

上限額が決まっている場合

相談する内容によるので何とも言えない

Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。

日本法弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい

別冊1 アンケート回答結果まとめ

- なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい
その他（ ）

Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。

- 日本人会
モンゴル・日本人材開発センター（日本センター）
モンゴル日本商工会
モンゴル商工会議所
日本大使館
現地の日系法律事務所
日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所
どこでもよい
その他

Q7-4 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。

（ ）

- 各国毎に特有のアンケート項目 → 研究者において調整の上、実施
例：現地法制に特有の問題点（タイにおける「名義貸し」問題等）に基づくアンケート等。

8 許認可・登録について

Q8 許認可（特別許可）や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要となったりしたことはありますか。

- ある ない

Q8-2 「ある」とお答えになられた場合、どのような許認可（特別許可）や登録で問題が生じたり、弁護士の関与が必要となったりしましたか。

（ ）

9 強制執行制度について

Q9 あなたが他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたりしたことはありますか。

- ある ない

Q9-2 「ある」とお答えになられた場合、問題を感じたことはありましたか。

- ある ない

Q9-3 「ある」とお答えになられた場合、どのような問題がありましたか。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

()

10 日系弁護士事務所の需要

Q10 現地に日系弁護士事務所があれば、それを利用しますか。

利用する 利用しない わからない

Q10-1 「利用する」、「わからない」とお答えになられた場合、現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか（複数回答可）。

- 弁護士の現地での経験
- 弁護士の日本国内での経験
- 弁護報酬が安いこと
- 無料で相談できること
- WEB上やメールで相談できること
- 現地弁護士との協働ができているか
- 所属する弁護士数
- 現地に常時日本人弁護士がいること
- 日本語ができる現地弁護士がいること
- 英語ができる現地弁護士がいること
- 個人的な信頼関係
- その他 ()

基本的質問事項2（現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士）

1 事務所の規模等

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

日本法弁護士による法律事務所として独立した形態

現地の法律事務所との共同事業形態

現地法律事務所への出向や研修

その他（ ）

Q1-1 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

1名のみ

2名～5名

6名～10名

11名以上

Q1-2 あなたが現地で法律事務を取扱っている期間はどの程度ですか。

1年未満

1年以上3年未満

3年以上5年未満

5年以上

2 取扱案件の件数

Q2 あなた（若しくはあなたの事務所全体）が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。

1件もない

1件～10件

11件～20件

21件～30件

31件～40件

41件～50件

51件以上

Q2-1 Q2で回答した件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

1件もない

1件～10件

11件～20件

別冊1 アンケート回答結果まとめ

- 21件～30件
- 31件～40件
- 41件～50件
- 51件以上

3 取扱案件の種類

Q3-1 Q2（事務所における取扱案件全体）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

（企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退 その他（ ）

（在留邦人）滞在資格 身分関係（現地でのもの） 身分関係（日本にいる親族との間のもの） 労務問題 交通事故 貸金 不動産（賃貸借） 取引 労働 刑事 その他（ ）

Q3-2 Q2-1（日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

（企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退 その他（ ）

（在留邦人）滞在資格 身分関係（現地でのもの） 身分関係（日本にいる親族との間のもの） 労務問題 交通事故 貸金 不動産（賃貸借） 取引 労働 刑事 その他（ ）

4 受任している件数の推移（現地において3年以上活動している方向け）

Q4-1 Q2（事務所における取扱案件全体）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

- 増加している（どの程度）
- 減少している（どの程度）
- 変化がない

また、増加／減少している原因は、どのような種類の案件が増加／減少しているからとお考えですか。（複数回答可）

（企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退 その他（ ）

（在留邦人）滞在資格 身分関係（現地でのもの） 身分関係（日本にいる親族との間のもの） 労務問題 交通事故 貸金 不動産（賃貸借） 取引 労働 刑事 その他（ ）

別冊1 アンケート回答結果まとめ

Q4-2 Q2-1 (日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している (どの程度)

減少している (どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

5 法令や裁判制度について

Q5-1 現地の法体系について教えてください。

成文法体系(大陸法系)

判例法体系(英米法系)

その他()

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

政府のホームページ

公刊されている法律集や法律書

現地政府に直接聞く

在外公館やJETRO窓口に尋ねる

現地法弁護士に聞く

現地にいる日本法弁護士に聞く

アクセスする方法がない

その他()

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

ない。

法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。

法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。

その他()

基本的質問事項3（現地日本人会、モンゴル日本商工会）

1 日本人会や商工会議所の規模等について

Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください。

（ ）名 （ ）社

2 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

ある ない

Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。
（ ）

Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、直近1年間の利用実績を御教示ください。
（ ）件

内訳

相談のみ （ ）件

現地の弁護士の紹介 （ ）件

日本法弁護士の紹介 （ ）件

公的機関（在外公館、JETRO）を紹介 （ ）件

法曹以外の専門家の紹介 （ ）件

その他（ ）（ ）件

Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

需要がないから

需要はあるが、ノウハウや予算がないから

その他（ ）

Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

自主的に設置する予定がある

日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。

予定はない。

3 その他現地の実情を踏まえた質問事項

3 日系弁護士事務所の需要

別冊1 アンケート回答結果まとめ

Q3 現地に日系弁護士事務所があれば、貴会の会員はそれを利用するとお考えですか。

- 利用する 利用しない わからない

Q3-1 「利用する」、「わからない」とお答えになられた場合、現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、貴会の会員は、その利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めるとお考えですか（複数回答可）。

- 弁護士の現地での経験
弁護士の日本国内での経験
弁護報酬が安いこと
無料で相談できること
WEB上やメールで相談できること
現地弁護士との協働ができているか
所属する弁護士数
現地に常時日本人弁護士がいること
日本語ができる現地弁護士がいること
英語ができる現地弁護士がいること
個人的な信頼関係
その他（)

基本的質問事項4（法務内務省、裁判所評議会（最高裁判所）、憲法裁判所、法曹協会、弁護士会）

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

（ ）

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

成文法体系（大陸法系）

判例法体系（英米法系）

その他（ ）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

（ ）

法律については公開されている

→ どのように公開されていますか（例：同上）

（ ）

公開されていない

Q3-1 公開されていない法令や通達を一般の方が知る方法がありますか。

法令の所管省庁に問い合わせる

現地の法律事務所に調査させる

その他の方法（ ）

アクセスする方法はない

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか（ ）

最上級審のみ公開され、一般の方が誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか（ ）

基本的質問事項（日本企業等、在留邦人共通）の回答1

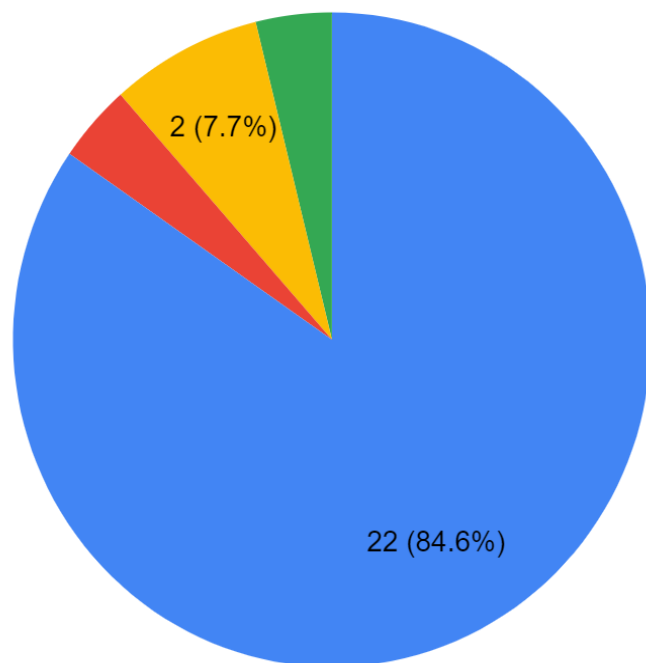
1 日本企業の回答

有効回答数 26 件

Q1 御社自身について

日本企業等である場合、その事業形態をご教示ください

- 現地に事業所を構えている
- 駐在事務所で現地モンゴル人を常駐させている。
- 現地企業との合併で事務所を設置している
- 駐在員事務所



26 件の回答

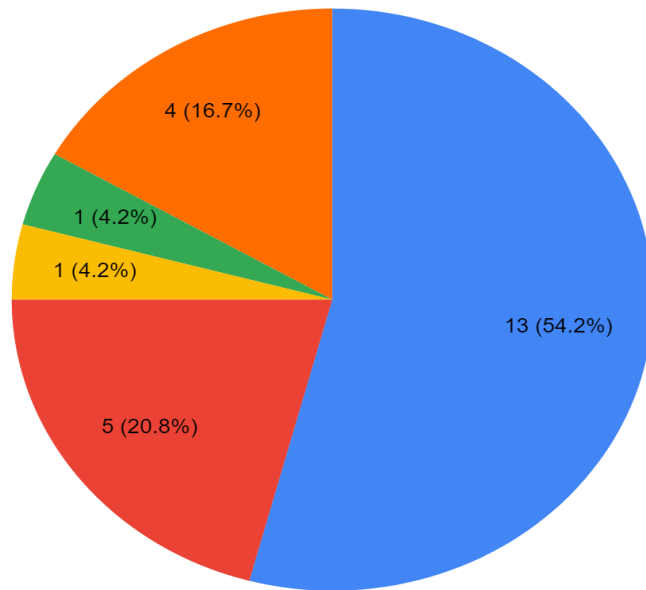
- ①現地に事業所を構えている（22 件、84.6%）
- ②現地企業との合併で事務所を設置している（2 件、7.7%）
- ③各 1 件、3.8%の回答
 - ・ 駐在事務所で現地モンゴル人を常駐させている。
 - ・ 駐在員事務所

11 なお、各アンケート結果において、小数点以下第 2 桁を四捨五入しているため、各数値を合算しても 100 パーセントとならない場合がある。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質をご教示ください

- 現地法に基づく外国法人（外国投資企業とされる法人）
- 現地法に基づく内国法人（モンゴル企業とされる法人）
- 営業所（連絡員事務所）と外国法人を保有しているが、外国法人は閉鎖手続き中
- モンゴル企業の一部株式取得
- 法人格のない事業者



24 件の回答

①現地法に基づく外国法人（外国投資企業とされる法人）（13 件、54.2%）

②現地法に基づく内国法人（モンゴル企業とされる法人）

（5 件、20.8%）

③法人格のない事業者（4 件、16.7%）

④各 1 件、4.2%の回答

- ・モンゴル企業の一部株式取得
- ・営業所（連絡員事務所）と外国法人を保有しているが、外国法人は閉鎖手続き中

従業員（アルバイト・パートを含む）は何名いますか？

51名以上 100名以下

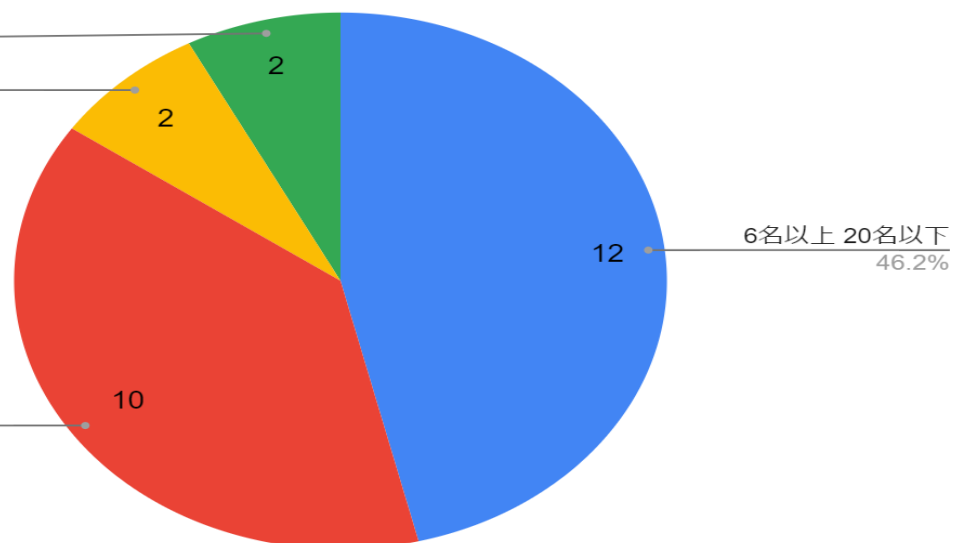
7.7%

101名以上

7.7%

5名以下

38.5%



26 件の回答

①6 名以上 20 名以下 (12 件、46.2%)

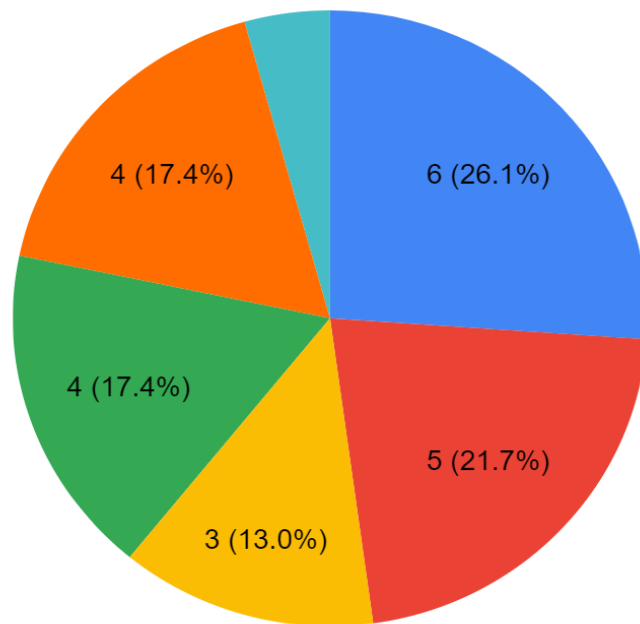
②5 名以下 (10 件、38.5%)

③各 2 件、7.7%の回答

- ・ 51 名以上 100 名以下
- ・ 101 名以上

資本金の額はいくらですか？

- 1000万円を超えて 5000万円以下
- 1億円を超える
- 個人事業主であり、資本金はない
- 100万円以下
- 100万円を超えて 1000万円以下
- 5000万円を超えて 1億円以下



23 件の回答

①1000 万円を超えて 5000 万円以下 (6 件、26.1%)

②1 億円を超える (5 件、21.7%)

③100 万円以下 (4 件、17.4%)

③100 万円を超えて 1000 万円以下 (4 件、17.4%)

④個人事業主であり、資本金はない (3 件、13.0%)

⑤5000 万円を超えて 1 億円以下 (1 件、4.3%)

Q2 法的問題の実情について

(起業でのトラブル)

1 件の回答

- ・ 登記のルールがわかりにくかったり、頻繁に変わっているような感じを受けた

(投資でのトラブル)

3件の回答

- ・共同出資者（モンゴル側）が日本人側の出資金および個人預金を横領。
- ・鉱物買い付けの先払いを投資とするならば、鉱山側が当社に開示していない裁判案件で、先払い金が未回収となった。
- ・建物不動産を購入も代金納入後に登記ができていないことが発覚、確認したら建物全体を銀行担保に入れていた。弁護士を立てて解決したものの1年以上かかった。

(取引でのトラブル)

8件の回答

- ・取引先（モンゴル行政機関 地方・中央省庁）が報酬支払の踏み倒し、支払い大幅遅延
- ・契約通りの納期・品質が満たされることは少ない。
- ・自転車操業の鉱山が多いため、運転資金の前払い要請、契約金額を無視した価格のつり上げ等々、金銭の引き出し要求が絶えずある。
- ・非合法な採掘品を混ぜ込み利益を得ようとしてきた。（出荷前の当社検査で発覚）
- ・コンプライアンスの概念がないことから起きるトラブルが横行。
- ・法令変更の情報が取りにくいいためいつも確認が必要。また継続に不安がある。
- ・顧客からの売掛金の回収など。特に、請負で仕事をしたあと、出来上がりに難癖をつけられ、最終支払金を出し渋ること
- ・前払いしたが、業務を実行されず、その代金返還を裁判所を通して行ったが、回収できておらず、時効になりそうな状況で、法的な手続きが進まない。

(貿易でのトラブル)

4件の回答

- ・税関の輸入時の税額など見解の正当性や一貫性に欠けている。
- ・過去に委託先の現地輸出会社にも輸送を委託した際、輸送費が支払われておらず、国教で3ヶ月も留置された事があり、日本側の取引先に違約金を取られる事となった。
- ・輸出時において、アンダーマネーでの通関業務が横行しており、正規手続きが遅延する。

なし

- ・主に行政の問題。税関や、国家監察局の担当官の知識不足や経験不足がひどい。また、日本人だと思われると、ふっかけようとするところがある

(労務でのトラブル)

3件の回答

・従業員の横領（会社の電話で国際電話を長時間、頻繁にかけていた。→通話料を給与から差し引き清算で解決。食材・備品を私用に使う・勝手に持ち帰る・仮払金を持ったまま失踪→本人の所在を確保し、話し合い中）

・遠隔での労務管理の為、すぐさぼる。

・問題社員に不当解雇扱いをされ、証拠をだすも自社の弁護士が買収され敗訴

（債権回収でのトラブル）

5件の回答

・共同出資者（モンゴル側）の別企業への出資金を融資したものが踏み倒された。

融資取り立て期限を過ぎたということで、係争できず。

・融資相手がコロナで外国で死亡、遺族に請求できず泣き寝入り。

・訴訟が遅々として進まないケースがある

・覚書締結も実施されることはない。

・取引でのトラブルでも記載した通り

（撤退のトラブル）

3件の回答

・外国法人を閉鎖手続き中であるが時間を要している。

・日本企業の共同出資者だったモンゴル人のノンバンクへの出資金の引き上げができないまま、勝手に会社がたたまれていて、資金回収ができなかった。

・トラブルではないが、撤退時の手続きが面倒くさい

（その他のトラブル）

4件の回答

・公的機関からの行政指導・処分

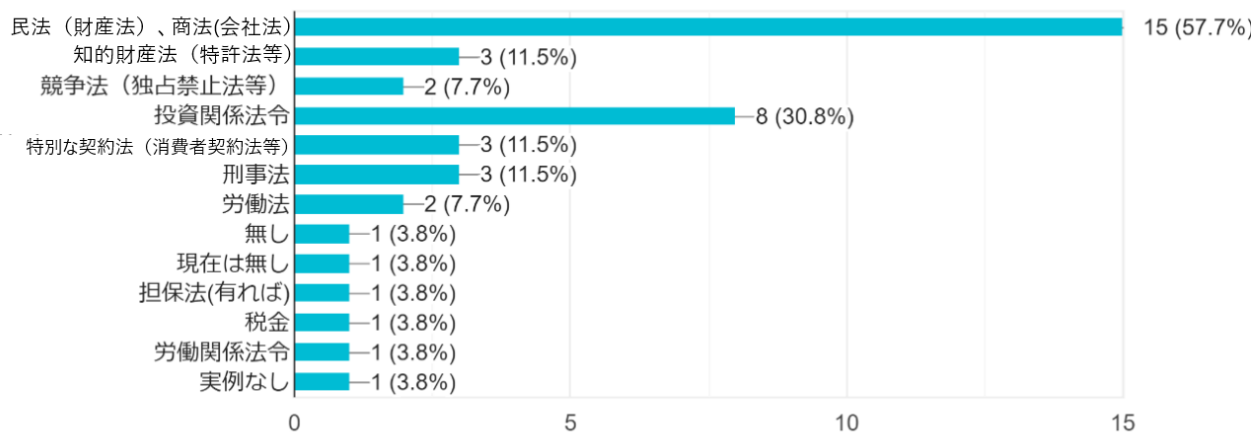
・些末なトラブルは日常茶飯事ですが、基本的にモンゴル人と日本人の倫理観、道徳などの認識の違いによるものであり、自分で対処できるものは、特に司法や警察の場などではなく、当事者同士の協議で解決するようにしています。

・コロナ禍により丸2年間活動無しのため、トラブルもこの2年無し

・日本へ送金しようとするとなんでもかんでも20%を引こうとするところ。

Q2-1 法的問題の実情について

前項でご質問させていただいた問題も含め良く生起する問題はどの様な法令に関連するものですか？



26件の回答

①民法(財産法)、商法(会社法)(15件、57.7%)

②投資関係法令(8件、30.8%)

③各3件、11.5%の回答

- ・知的財産法(特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等)
- ・特別な契約法(消費者契約法、金融商品取引法等)
- ・刑事法

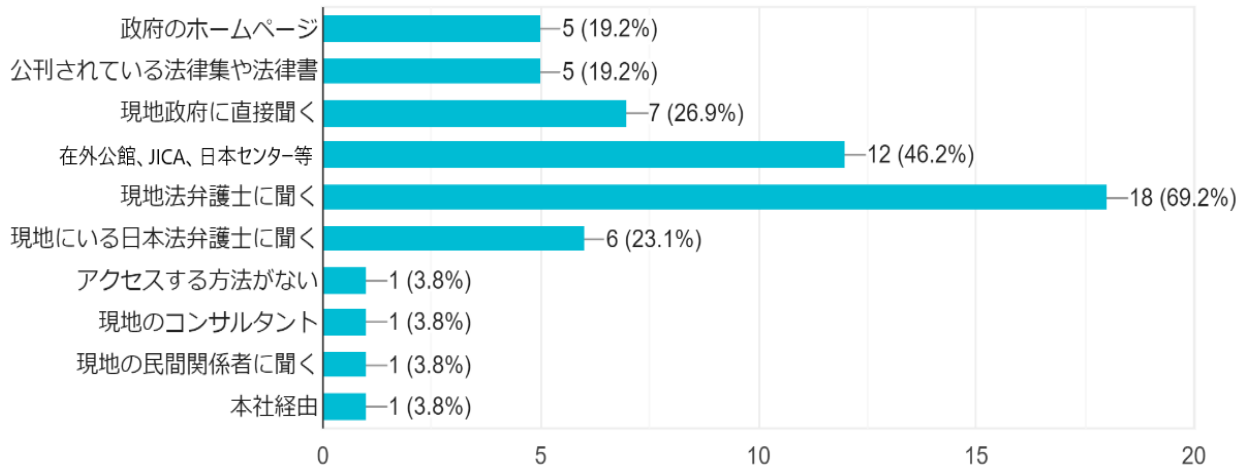
④各2件、7.7%の回答

- ・競争法(独占禁止法等)
- ・労働法

⑤各1件、3.8%の回答

- ・担保法(有れば)
- ・税金
- ・労働関係法令

問題に直面した際に問題となる法令にどの様にアクセスしていますか？

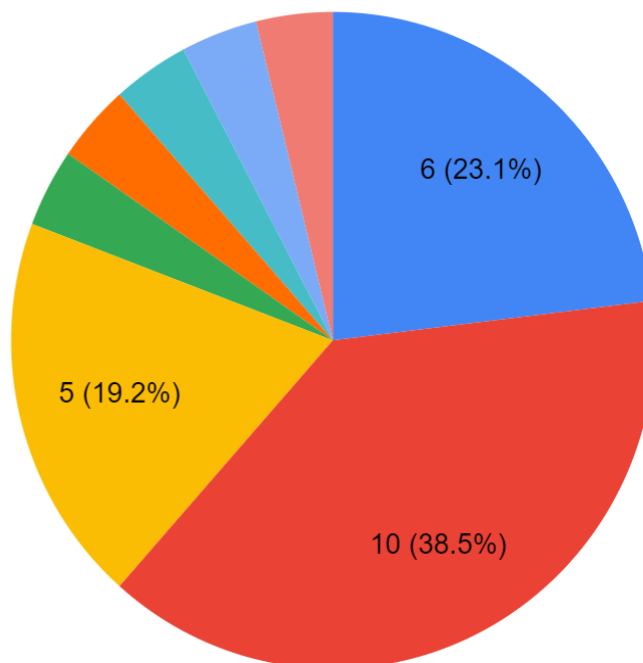


26 件の回答

- ①現地法弁護士に聞く（18 件、69.2%）
- ②在外公館や JETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）窓口で尋ねる（12 件、46.2%）
- ③現地政府に直接聞く（7 件、26.9%）
- ④現地にいる日本法弁護士に聞く（6 件、23.1%）
- ⑤各 5 件、19.2%
 - ・ 政府のホームページ
 - ・ 公刊されている法律集や法律書
- ⑥各 1 件、3.8%
 - ・ アクセスする方法がない
 - ・ 現地のコンサルタント
 - ・ 現地の民間関係者に聞く
 - ・ 本社経由

知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか？

- 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である
- (アクセスできない様なケースは) ない
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である
- 知識を有する弁護士を通じてアクセスしている。
- 法律の解釈、適用の理解が困難
- 法律や政令にはアクセスできるが、たまにほしい情報が見つからないこともある。
- 自分で収集できる情報が限定的で法執行、弁護士・法律アドバイザーが法律運用知識が乏しいように思います。
- 中国、モンゴル間の正しい情報が入ってこない。

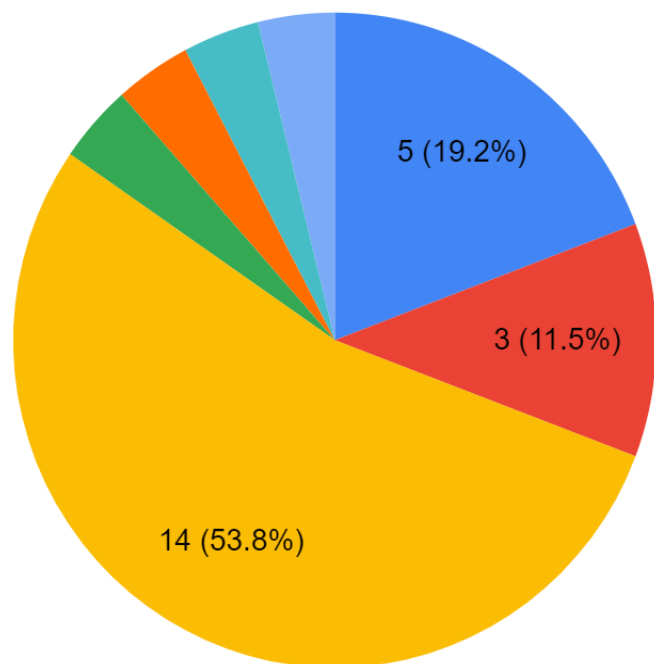


26 件の回答

- ① (アクセスできない様なケースは) ない (10 件、38.5%)
- ② 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である (6 件、23.1%)
- ③ 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である (5 件、19.2%)
- ④ 各 1 件、3.8% の回答
 - ・ 法律の解釈、適用の理解が困難
 - ・ 中国、モンゴル間の正しい情報が入ってこない。
 - ・ 知識を有する弁護士を通じてアクセスしている。
 - ・ 自分で収集できる情報が限定的で法執行、弁護士・法律アドバイザーが法律運用知識が乏しいように思います。
 - ・ 法律や政令にはアクセスできるが、たまにほしい情報が見つからないこともある。

現地法令の法的安定性についてどうお考えですか？

- 法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある
- 法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことが...
- 法令では定められていても人脈で解決できたりといい加減である。
- 法令に明記されていない運用方法が担当者によって異なる解釈をされるため、...
- 認識不足の点も含めて各種法令を理解する必要がある
- 知見なし

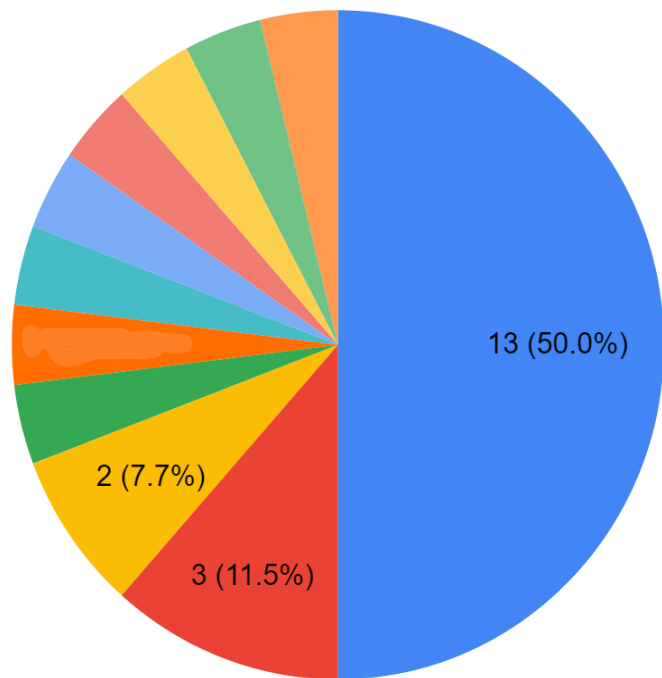


26 件の回答

- ①法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある（14 件、53.8%）
- ②法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある（5 件、19.2%）
- ③法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない（3 件、11.5%）
- ④各 1 件、3.8%の回答
 - ・ 法令では定められていても人脈で解決できたりといい加減である。
 - ・ 認識不足の点も含めて各種法令を理解する必要がある。
 - ・ 法令に明記されていない運用方法が担当者によって異なる解釈をされるため、担当者次第であることが多い。
 - ・ 知見なし。

現地の裁判制度についてどうお考えですか？

- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない
- 判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない
- よくわかりません。
- 裁判経験がないので不明
- 経験無し
- 知見なし
- あまり機会無し
- よくわかっていない
- 無し
- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる



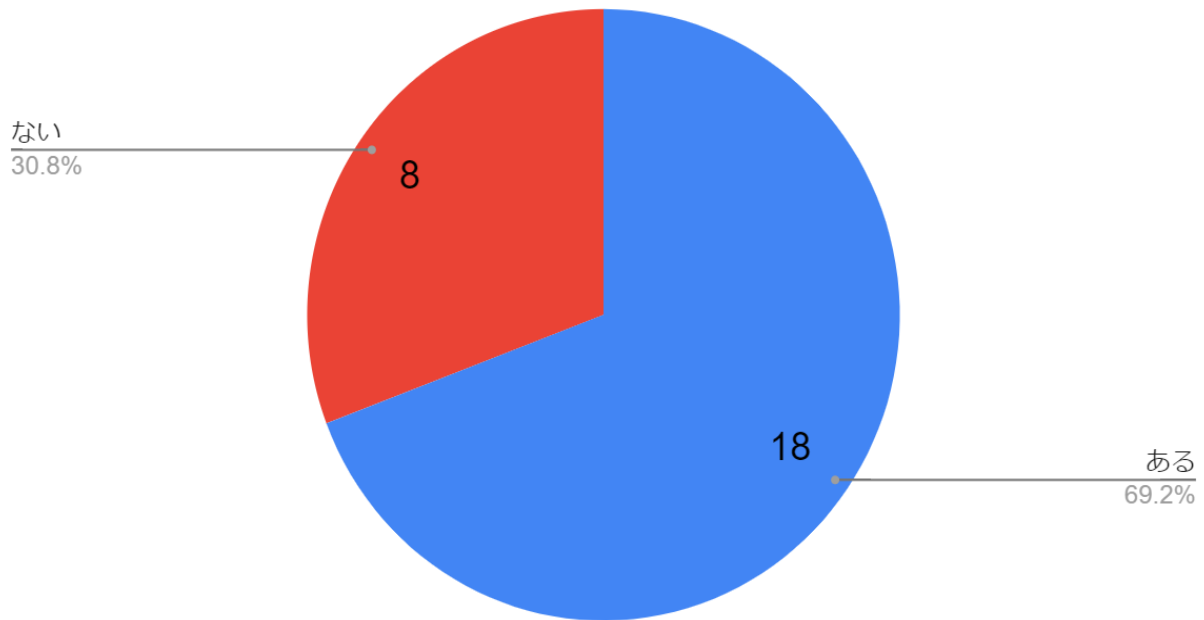
26 件の回答

- ①費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない (13 件、50%)
- ②判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない (3 件、11.5%)
- ③費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない (2 件、7.7%)
- ④各 1 件、3.8%の回答
 - ・判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。
 - ・よくわかりません。
 - ・無し
 - ・あまり機会無し
 - ・よくわかっていない
 - ・経験無し
 - ・裁判経験がないので不明
 - ・知見なし

うち、7 件の回答は、経験がないなどでわからないとの趣旨であった。

Q3 法律に関する相談先について

法的な問題に直面した際、誰かに相談しましたか？相談した事のある／ないでお答えください



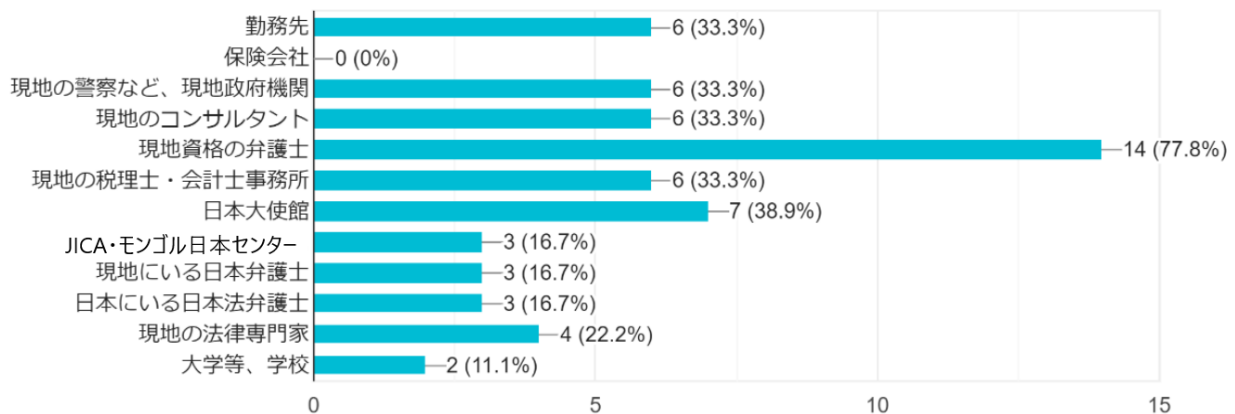
26 件の回答

①ある（18 件、69.2%）

②ない（8 件、30.8%）

Q3 であるとお回答いただいた方にお伺いします。

その様な法的な問題の相談先に当てはまる以下の回答肢をご選択ください



別冊1 アンケート回答結果まとめ

18件の回答

①現地資格の弁護士（14件、77.8%）

②日本大使館（7件、38.9%）

③各6件、33.3%の回答

- ・勤務先
- ・現地の警察など、現地政府機関
- ・現地のコンサルタント
- ・現地の税理士・会計士事務所

④現地の法律専門家（4件、22.2%）

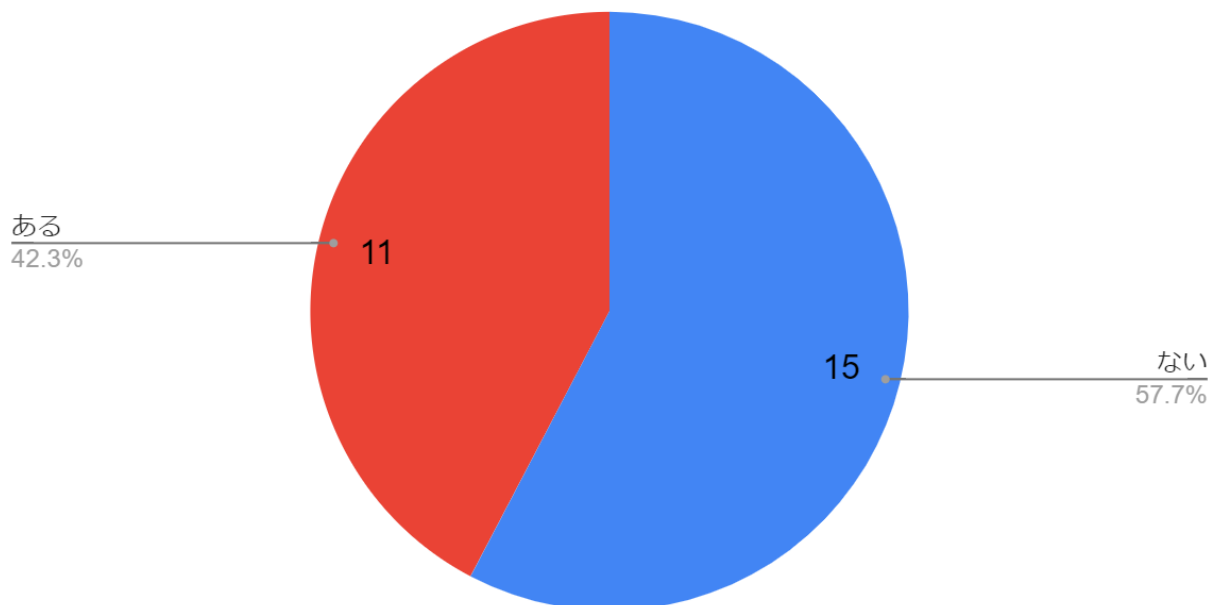
⑤各3件、16.7%の回答

- ・現地JETRO事務所（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）
- ・現地にいる日本弁護士
- ・日本にいる日本法弁護士

⑥大学等、学校（2件、11.1%）

Q4 日本法弁護士の活用の有無について

Q3と一部重複しますが、現地の日本法弁護士に相談したことがありますか？



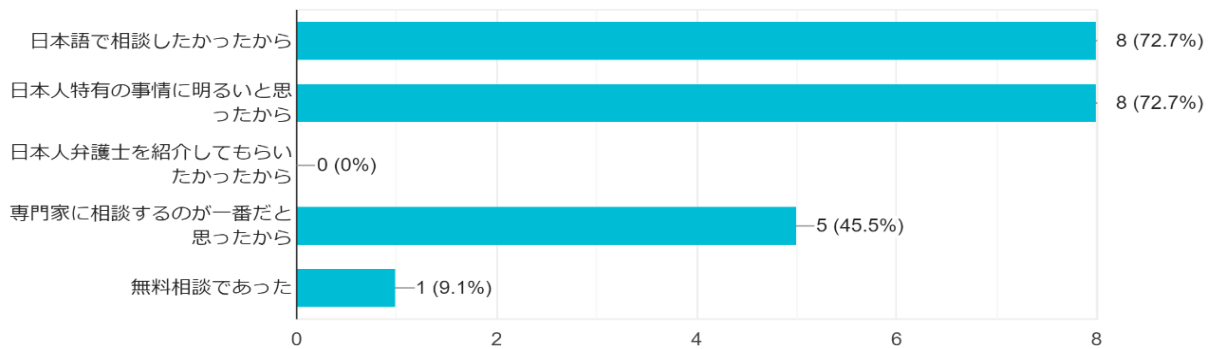
26件の回答

①ない (15件、57.7%)

②ある (11件、42.3%)

Q4 であるとお答えいただいた方にお伺いいたします

日本法弁護士に相談した際の原因を教えてください



11件の回答

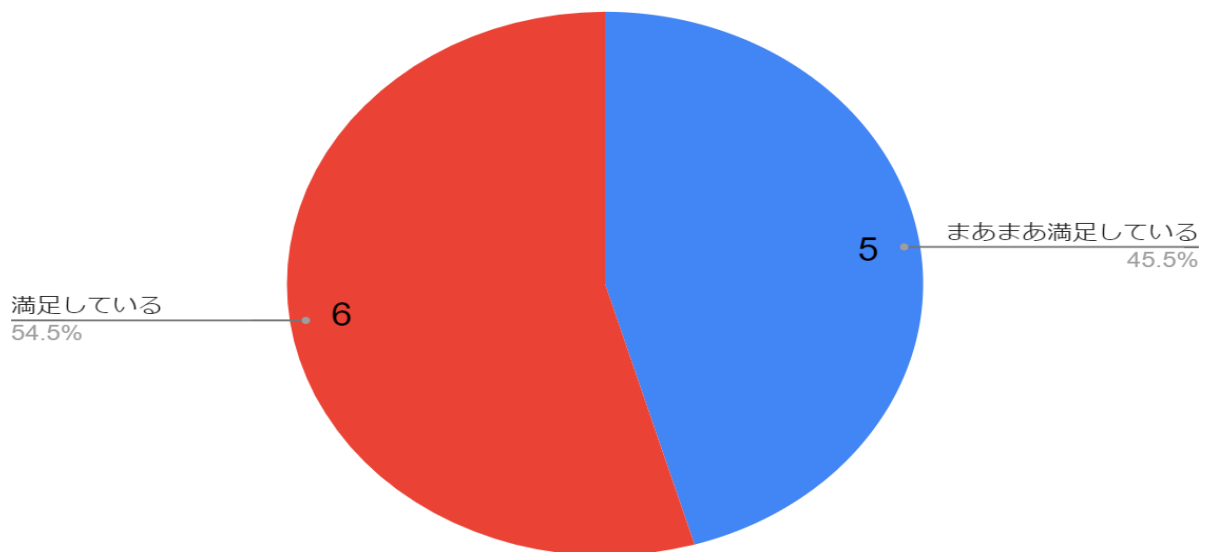
①各8件、72.7%の回答

- ・日本語で相談したかったから
- ・日本人特有の事情に明るいと思ったから

②専門家に相談するのが一番だと思ったから (5件、45.5%)

③無料相談であった (1件、9.1%)

日本法弁護士に相談してみた満足感はいかがでしたか？



11件の回答

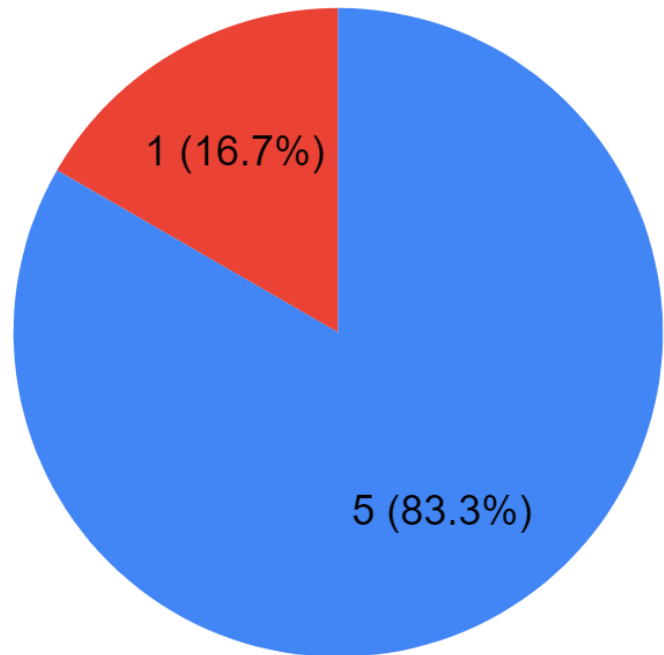
①満足（6件、54.5%）

②まあまあ満足（5件、45.5%）

前項で満足としているとご回答頂いた方にお伺いいたします

相談した弁護士はどの様にして知り合いましたか？

- JETROなど在外公館に紹介してもらった
- もともと顔見知りであった



6件の回答

①在外公館等の紹介（5件、83.3%）

②もともと顔見知りであった（1件、16.7%）

前項で、まあまあ満足としている若しくは満足していないとご回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、若しくは、満足してないとした理由に関してご記載ください

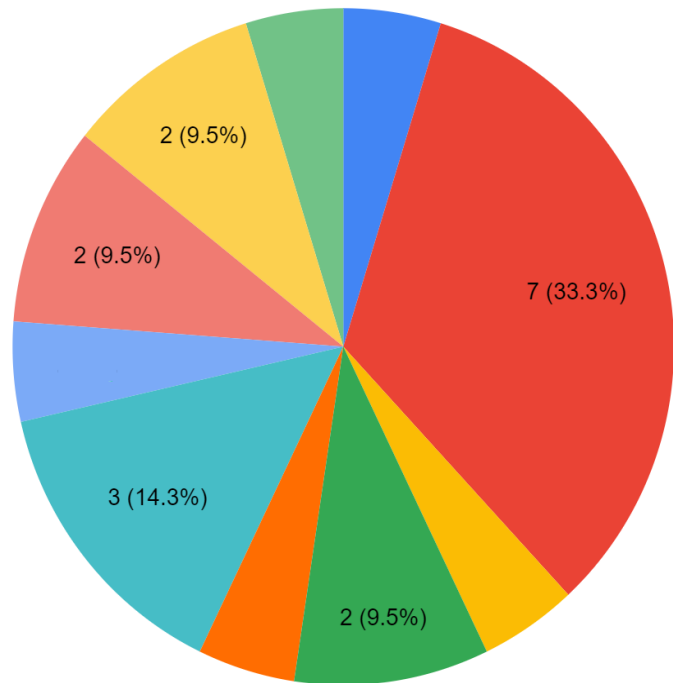
4件の回答

- ・法令に関する情報については、自分の既知の内容であることが多く、あまり問題の即時解決につながる話に発展することがなかったから。
- ・問題解決に至らなかったから
- ・無料であったので簡単な質問であったため
- ・相談のみで、解決まで行わなかったから。

前項で 現地の日本法弁護士に相談しなかったとご回答頂いた方にお伺いいたします

現地の日本法弁護士に相談しなかった理由に該当する回答を選択してください

- 日本法弁護士がないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- 弁護士に相談するのは敷居が高い
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと考えた
- 弁護士以外に相談した
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- 現地弁護士を活用した
- 解決までに時間がかかる
- 必要になったことがないから
- 無し



21件の回答

①日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから (7件、33.3%)

②現地での問題について詳しいとは思えないから (3件、14.3%)

③各2件、9.5%の回答

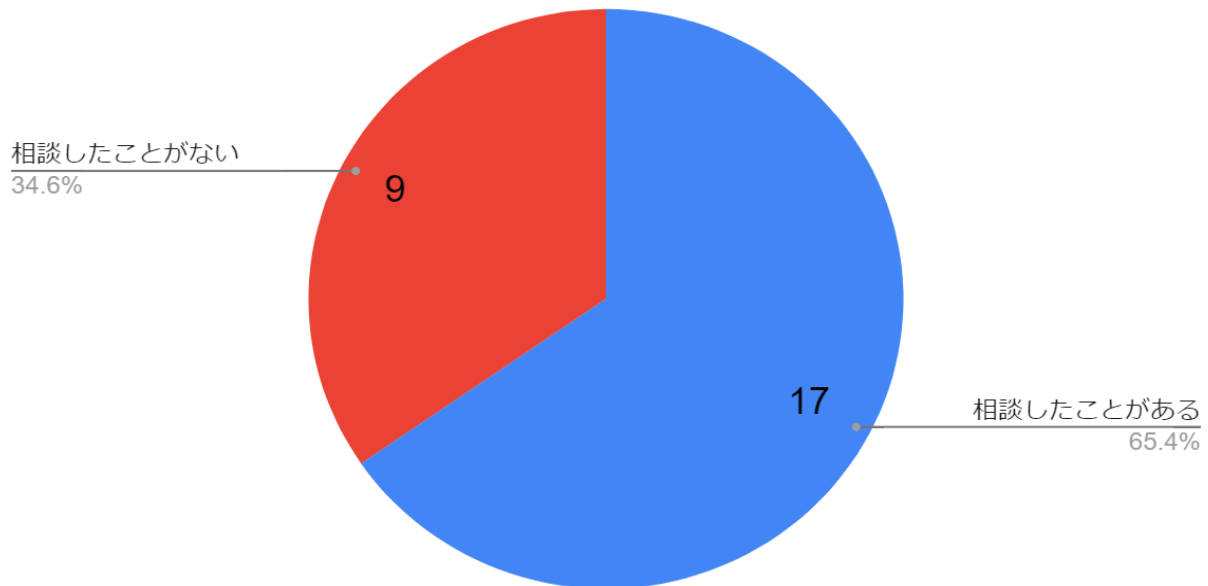
- ・ 弁護士に相談しても解決できないのではないかと考えた
- ・ 解決までに時間がかかる
- ・ 必要になったことがないから

④各1件、6.7%の回答

- ・ 弁護士以外に相談した
- ・ 弁護士に相談するのは敷居が高い。
- ・ 無し。
- ・ 現地弁護士を活用した。
- ・ 日本法弁護士がないから。

Q5 現地資格の弁護士への相談

法的トラブルに直面した際に、現地資格の弁護士に相談しましたか？

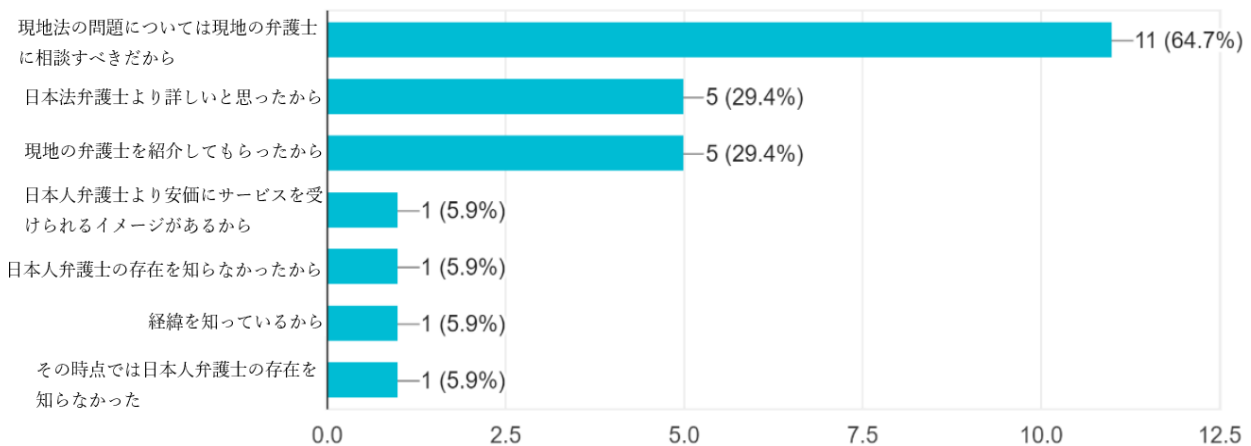


26 件の回答

- ①相談したことがある (17 件、65.4%)
- ②ない (9 件、34.6%)

Q5 で相談したことがあると回答された方へお伺いいたします

相談したことがあるとしたその理由を以下の選択肢から回答ください



17件の回答

①現地法の問題については現地の弁護士に相談すべきだから（11件、64.7%）

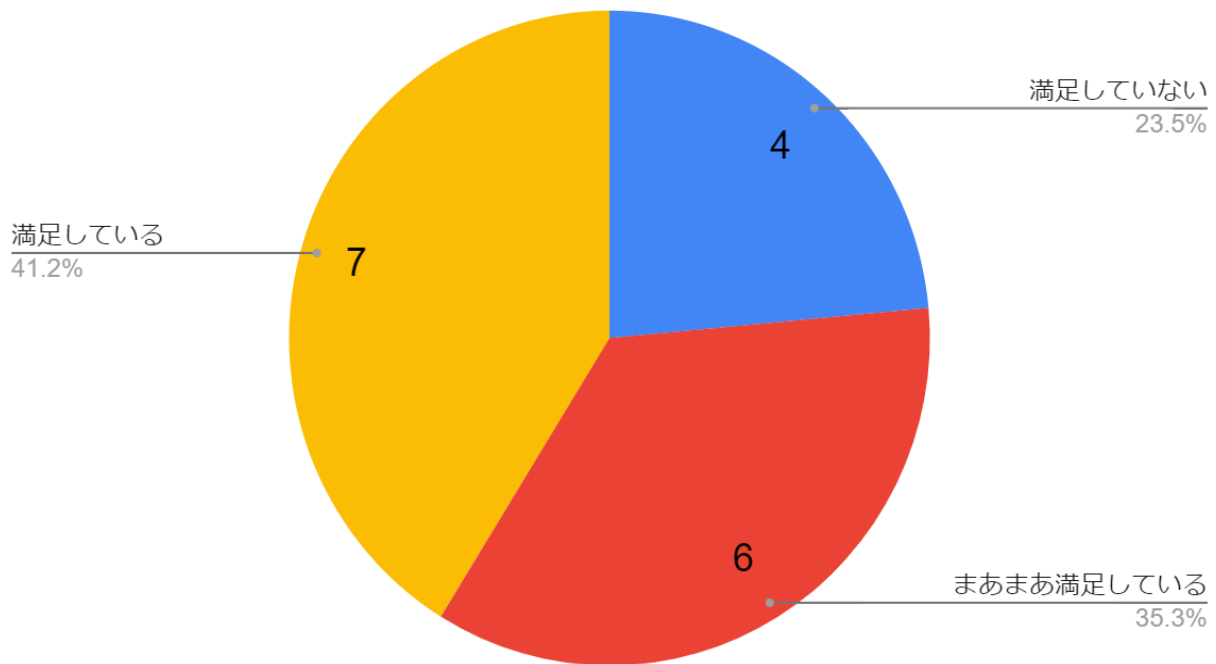
②各5件、29.4%の回答

- ・日本法弁護士より詳しいと思ったから。
- ・現地の弁護士を紹介してもらったから。

③各1件、5.9%の回答

- ・日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから。
- ・日本人弁護士の存在を知らなかったから。
- ・経緯を知っているから。
- ・その時点では日本人弁護士の存在を知らなかった。

現地資格の弁護士に相談してみた満足度を教えてください



17件の回答

①満足している（7件、41.2%）

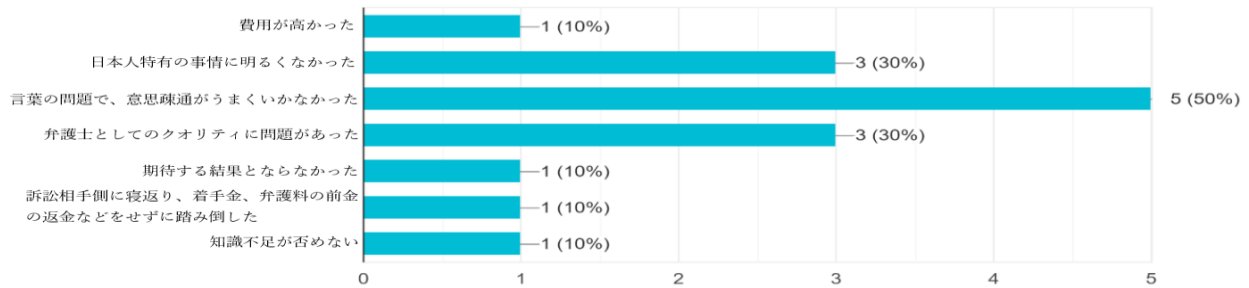
②まあまあ満足している（6件、35.3%）

③満足していない（4件、23.5%）

別冊1 アンケート回答結果まとめ

前項でまあまあ満足している、満足していないと回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、満足していないとご回答頂いた理由を選択してください



10件の回答

①言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった (5件、50%)

②各3件、30%の回答

- ・日本人特有の事情に明るくなかった。
- ・弁護士としてのクオリティに問題があった。

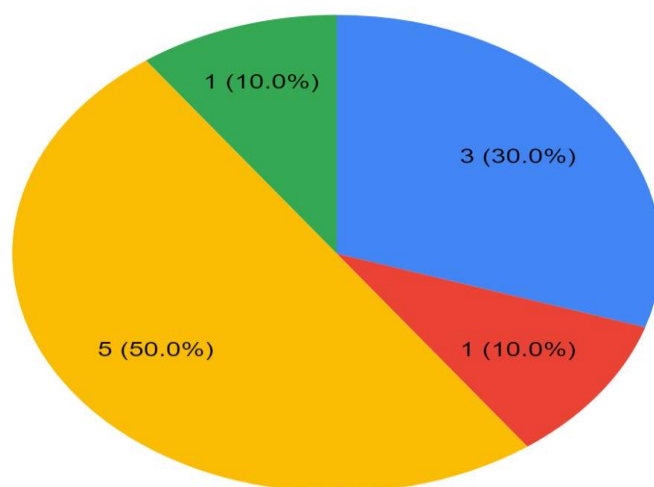
③各1件、10%の回答

- ・費用が高かった。
- ・期待する結果とならなかった。
- ・訴訟相手側に寝返り、契約不履行であったにもかかわらず着手金、弁護士の前金の返金などをせずに踏み倒したから。
- ・知識不足が否めない。

Q5で相談したことがないと回答された方へお伺いいたします

Q5で相談したことがないとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

- 知っている弁護士がないから
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談する問題がない
- 外国語で相談するのに抵抗があるから



10件の回答

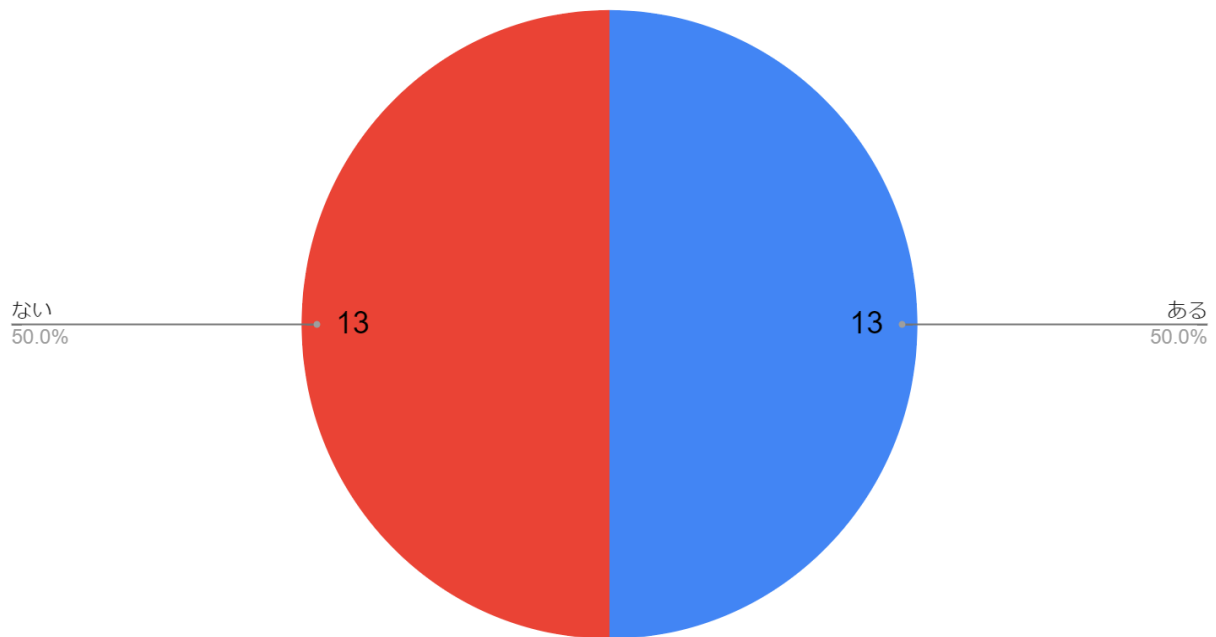
- ①相談する問題がない（5件、50.0%）
- ②知っている弁護士がないから（3件、30.0%）
- ③各1件、10.0%の回答

- ・外国語で相談するのに抵抗があるから
- ・日本人特有の事情はわからないと思ったから

相談するケース・トラブルがなかったという回答が、5件あった。

Q6 公的機関（在外公館・JETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業））などによる支援に関して

事業を行うにあたって抱えた法的問題について在外公館やJETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）に相談したことがありますか？

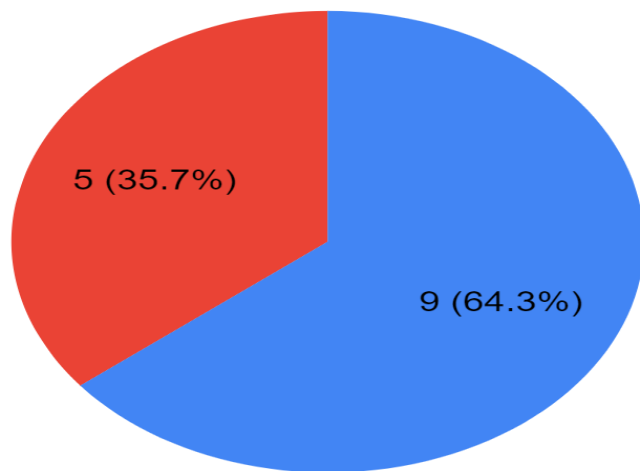


ある、ない、それぞれ13件、50%の回答であった。

Q6 であると回答された方にお伺いいたします

具体的にどこに相談されましたか？

- 在外公館の日本企業等支援窓口
- JETRO現地事務所（海外展開現地支援プラットフォーム）、（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）



14 件の回答

- ①在外公館の日本企業等支援窓口（9 件、64.3%）
- ②JICA、日本センター（5 件、35.7%）

相談された理由を教えてください

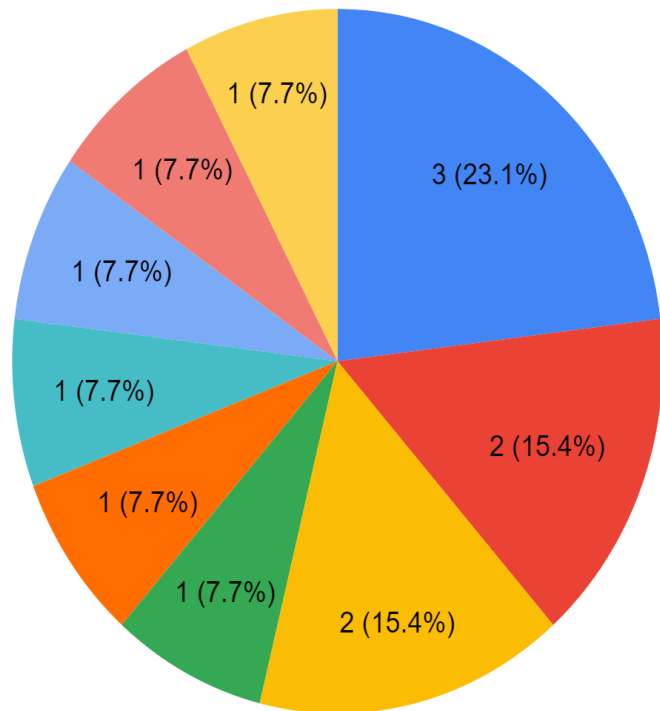
13 件の回答

- ・ 当地事情の理解度、他事例など豊富な経験をもつ為
- ・ 輸送に関する案件
- ・ 従業員の横領問題を司法の場で解決するための相談。地方の地元警察がこちらが提出した証拠を握りつぶすなどして、泣き寝入りを余儀なくされる状況になったため。しかるべき法的措置がとれる警察機関で筋を通したかったから。
- ・ 新労働法の適用について
- ・ 水先案内役を期待したから
- ・ 無償工事案件であったため
- ・ なし
- ・ 起業の際に金融機関では得られない現地状況についてヒヤリングした
- ・ なんとかしてくれるであろうと思ったので
- ・ 信頼できる
- ・ 取引先の情報を知りたい。法的なところの相談
- ・ 従業員の雇用契約、社会保険料支払い、事業で使用する契約作成等
- ・ 無料だったから

Q6 でないと回答された方にお伺いいたします

相談されなかった理由を以下の選択肢から選択ください

- 在外公館や、JETRO (JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業) が対応してくれることを知らなかった
- 公的な機関なので近寄りがたかった
- 他に相談できる場所 (日本人会・商工会など) が身近にあったから
- 相談しても解決するとは思えなかったから
- 身近に現地弁護士がいたため
- そのような問題が特になかったため
- 問題が起こらなかったから
- 現地のコンサルタントに頼っていたから
- どこまで相談できるかわからず、そのまま相談していなかった。



13 件の回答

①在外公館や、JETRO (JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業) が対応してくれることを知らなかった (3 件、23.1%)

②各 2 件、15.4%の回答

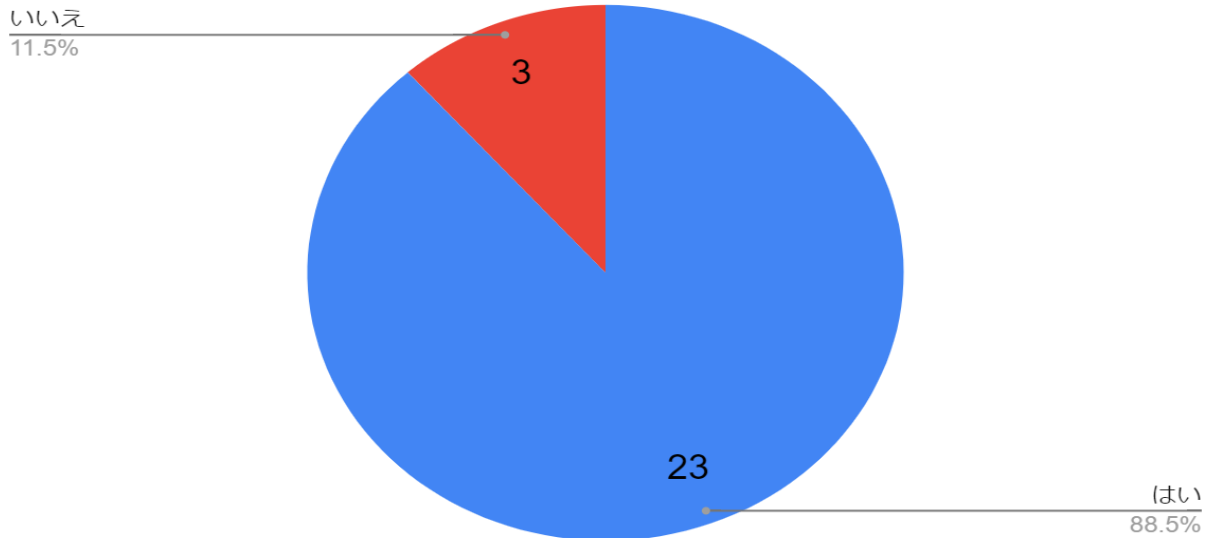
- ・他に相談できる場所 (日本人会・商工会など) が身近にあったから
- ・公的な機関なので近寄り難かった

③各 1 件、7.7%の回答

- ・どこまで相談できるかわからず、そのまま相談していなかった。
- ・現地のコンサルタントに頼っていたから
- ・そのような問題が特になかったため
- ・身近に現地弁護士がいたため
- ・相談しても解決するとは思えなかったから
- ・問題が起こらなかったから

Q7 日本法弁護士へのアクセスについて

日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら利用したいと思われますか？



26 件の回答

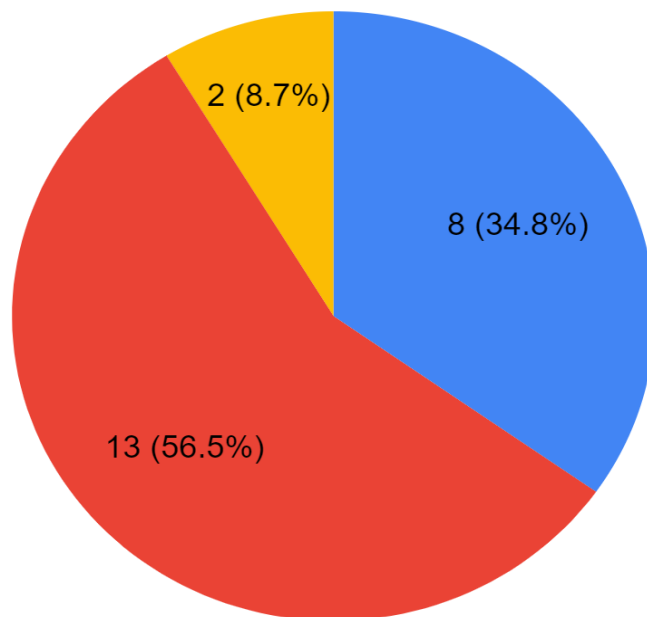
①はい (23 件、88.5%)

②いいえ (3 件、11.5%)

Q7 ではいと回答された方に伺います

利用されるならどのような料金体系を希望されますか？

- 初回無料法律相談
- 相談する内容によるので何とも言えない
- 初回は30分5000円まで

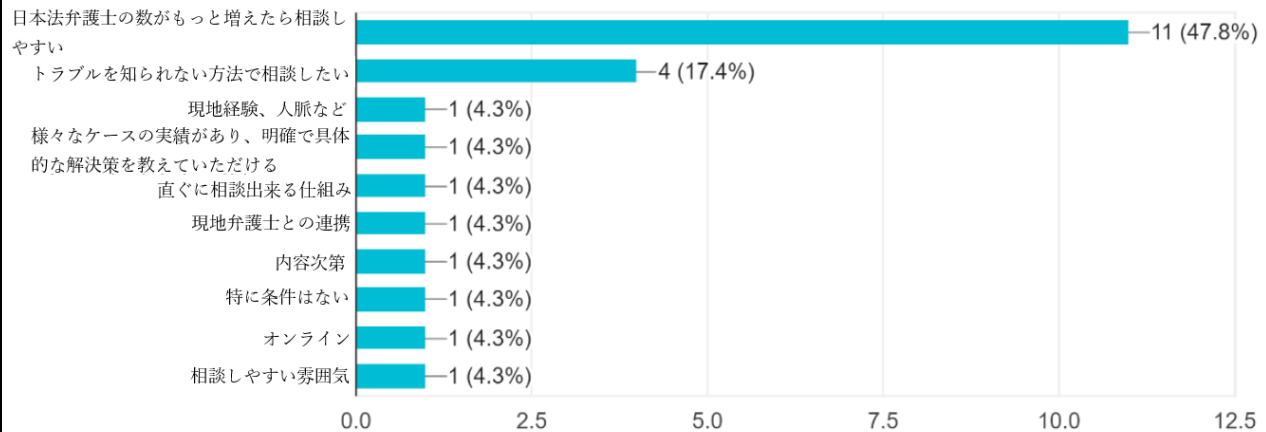


別冊1 アンケート回答結果まとめ

23件の回答

- ①相談する内容による（13件、56.5%）
- ②初回無料（8件、34.8%）
- ③初回は30分5000円まで（2件、8.7%）

利用されるならどのような条件が整っていることを希望されますか？

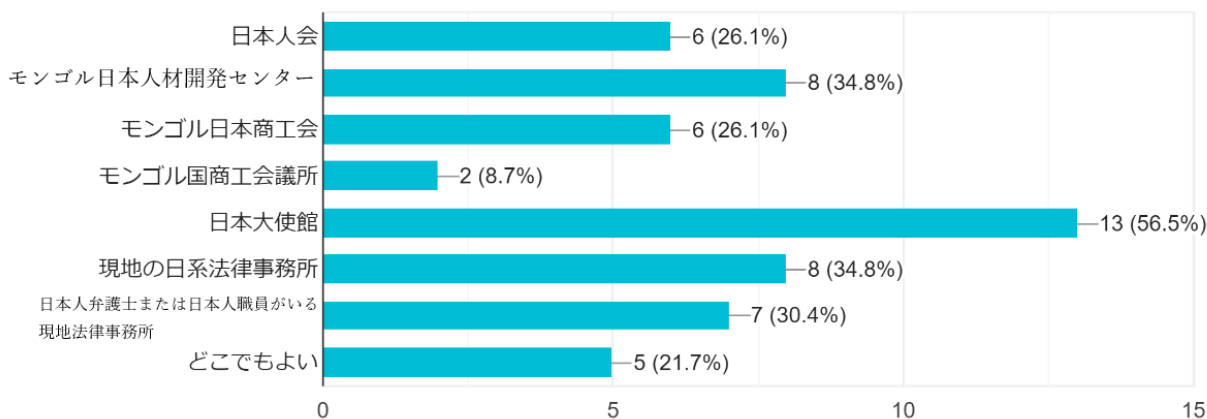


23件の回答

- ①日本法弁護士の数が増えたら相談しやすい（11件、47.8%）
- ②なるべくトラブルに巻き込まれていることを知られない方法で相談したい（4件、17.4%）
- ③各1件、4.3%の回答

- ・現地経験、人脈など
- ・様々なケースの実績があり、明確で具体的な解決策を教えていただける。
- ・直ぐに相談出来る仕組みになっていて欲しい
- ・現地弁護士との連携がとれていることが理想的
- ・内容次第
- ・特に条件はない
- ・オンライン
- ・相談しやすい雰囲気

相談窓口がどこにあると利用しやすいと思われますか？



23 件の回答

- ①日本大使館（13 件、56.5%）
- ②各 8 件、34.8%の回答
 - ・モンゴル日本人材開発センター
 - ・現地の日系法律事務所
- ③日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所（7 件、30.4%）
- ④各 6 件、26.1%
 - ・日本人会
 - ・モンゴル日本商工会
- ⑤どこでもよい（5 件、21.7%）
- ⑥モンゴル国商工会議所（2 件、8.7%）

Q7 でいいえと回答された方に伺います

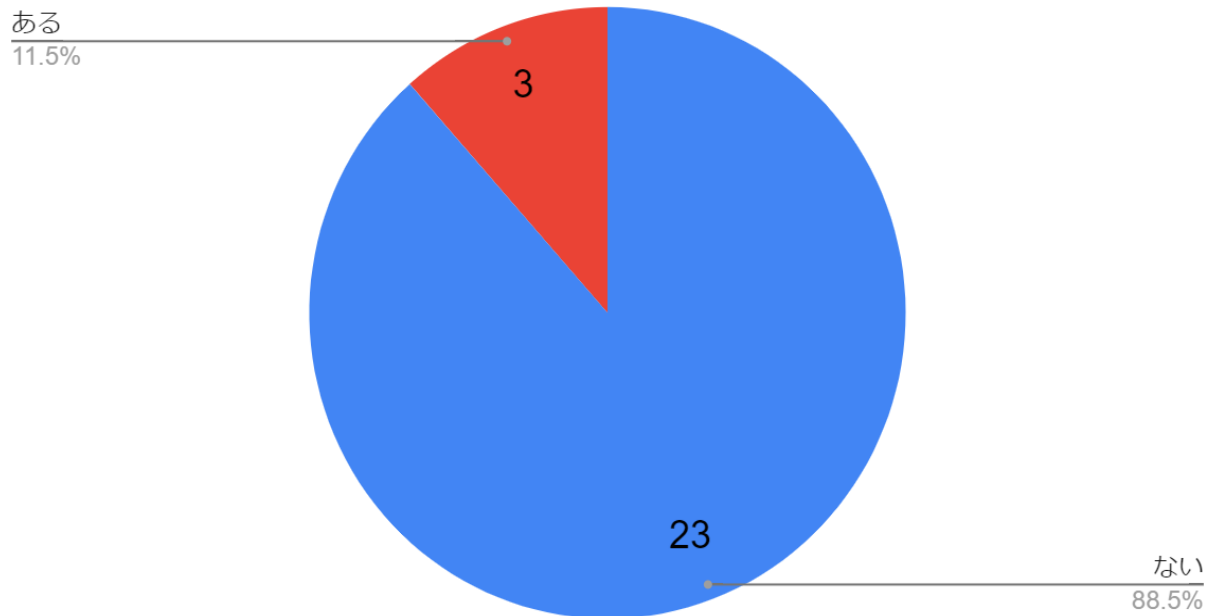
窓口を利用したいと思わない理由を教えてください

3 件の回答

- ・法律事務所だったとしても、やはり日本人、日本企業なので、
- ・現地法に本当に精通しているのか不安（10 年近く前に悪評を聞いたため）
- ・現地の法整備や運営がいい加減なので解決できるとは思えないし、日本公館が民間のトラブル解決に立ち入ってくれるようには思えなかったから。

Q8 許認可・登録について

許認可（特別許可）や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要になったりしたことはありますか？



26 件の回答

①ない（23 件、88.5%）

②ある（3 件、11.5%）

Q8 であると回答された方にお伺いいたします

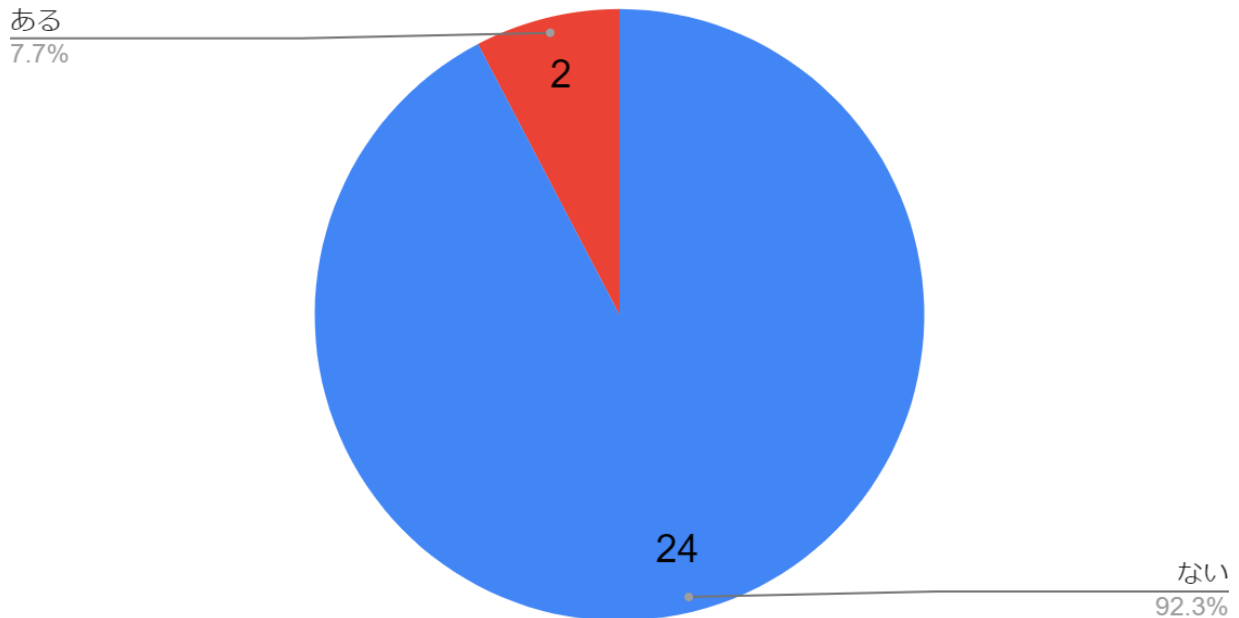
どのような許認可（特別許可）や登録で問題が生じたり、弁護士の関与が必要になりましたか？

3 件の回答

- ・ライセンス取得
- ・特別ライセンスの申請などで、スムーズです。
- ・Stability agreement の締結

Q9 強制執行制度について

貴方が他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたことはありますか？



26 件の回答

- ①ない (24 件、92.3%)
- ②ある (2 件、7.7%)

Q9 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

強制執行を行ったり、強制執行をされたときに問題を感じたことはありますか？

2 件の回答

ある (2 件、100%) との回答であった。

Q9-1 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

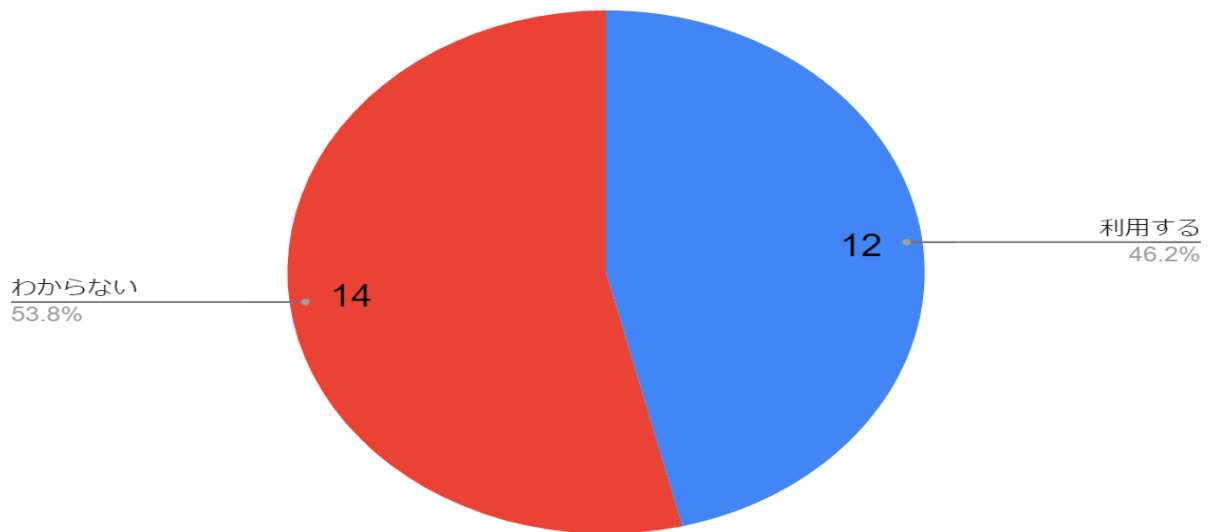
どのような問題を感じられましたか？

2 件の回答

- ・モンゴル人同士のかばいあいが生じ、こちら側の言い分が通らない、あるいは不利益を被る場合もある。
- ・裁判での敗訴の罰金を催告なく、銀行の口座から取られた。それに対して銀行に対して抗議すると最初は「そんなことはありえない」という回答だったが、その後「国のやったことだからしょうがない」という回答に変わった。

Q10 日系弁護士の需要について

現地に日系弁護士事務所があればそれを利用しますか？

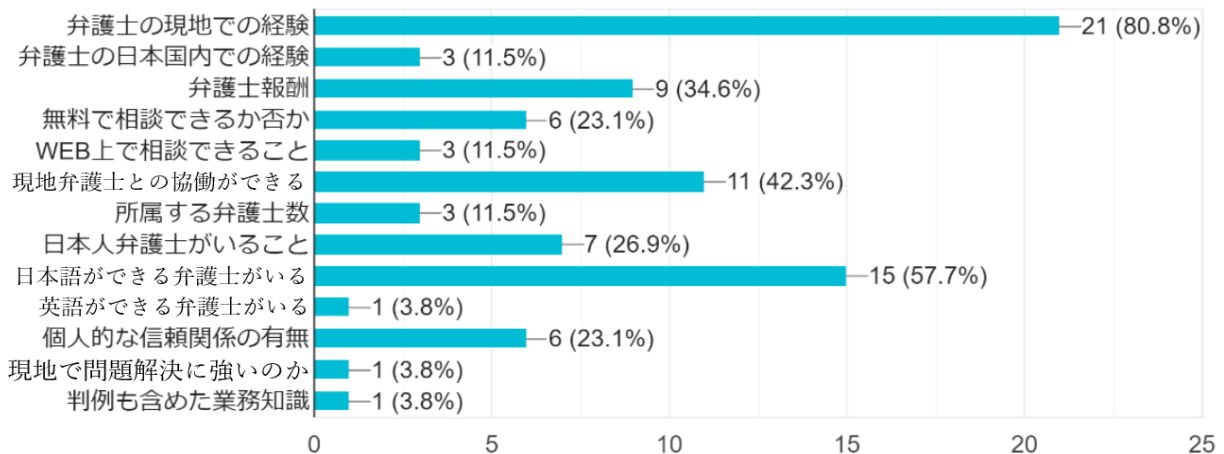


26 件の回答

- ①わからない (14 件、53.8%)
- ②利用する (12 件、46.2%)

Q10 で利用する、わからないとお答えになられたかたにお伺いいたします

現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？



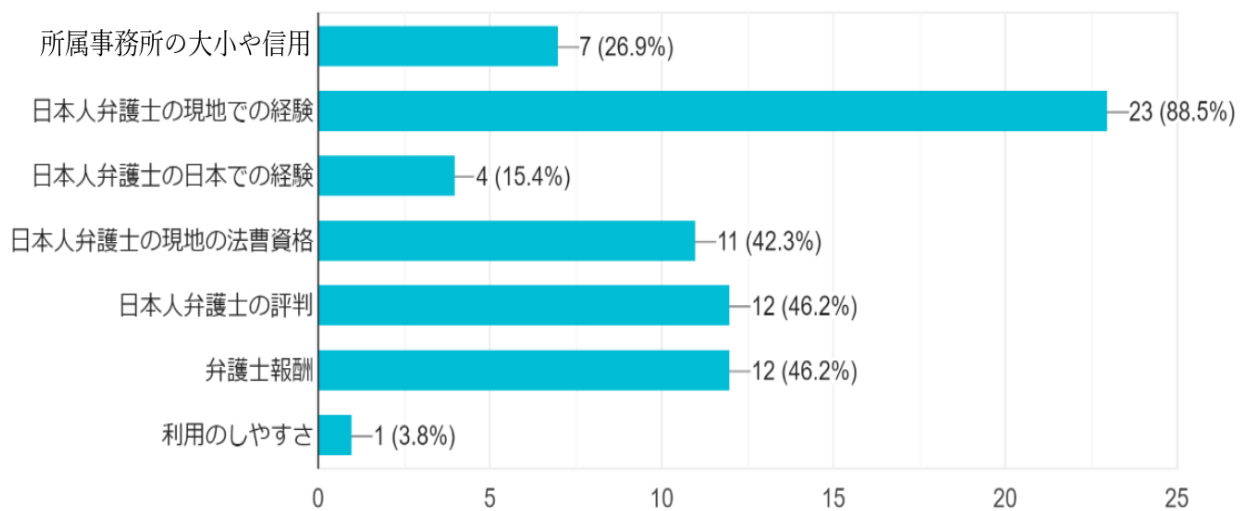
26 件の回答

- ①弁護士の現地での経験 (21 件、80.8%)
- ②日本語ができる弁護士がいること (15 件、57.7%)
- ③現地弁護士との協働ができているか否か (11 件、42.3%)

別冊1 アンケート回答結果まとめ

- ④弁護士報酬（9件、34.6%）
- ⑤日本人弁護士がいること（7件、26.9%）
- ⑥各6件、23.1%の回答
 - ・無料で相談できるか否か
 - ・個人的な信頼関係の有無
- ⑦各3件、11.5%の回答
 - ・弁護士の日本国内での経験
 - ・WEB上で相談できること
 - ・所属する弁護士数
- ⑧各1件、3.8%の回答
 - ・英語ができる弁護士がいること
 - ・現地で問題解決に強いのか？という点だけです。
 - ・判例も含めた業務知識

仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的または常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？



26件の回答

- ①日本人弁護士の現地での経験（23件、88.5%）
- ②各12件、46.2%の回答
 - ・日本人弁護士の評判

別冊1 アンケート回答結果まとめ

・ 弁護士報酬

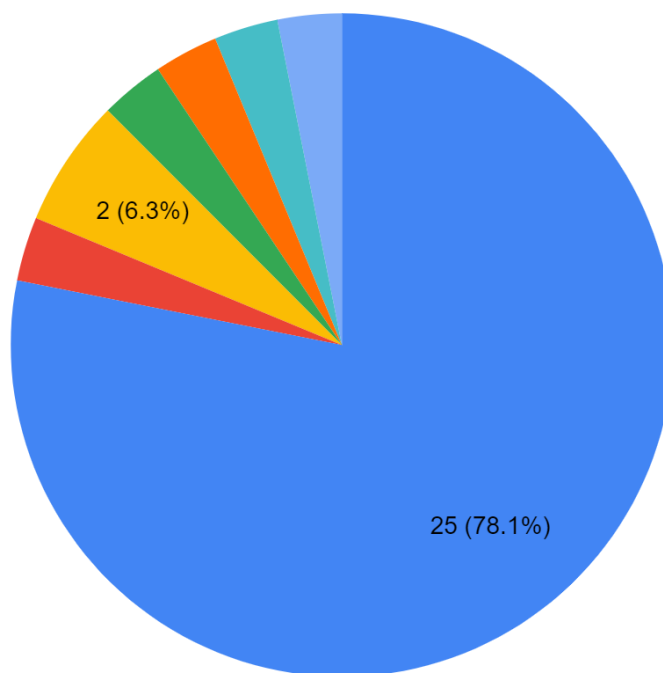
- ③日本人弁護士の現地の法曹資格（11件、42.3%）
- ④日本人弁護士の所属事務所の大小や、事務所の信用（7件、26.9%）
- ⑤日本人弁護士の日本での経験（4件、15.4%）
- ⑥利用のしやすさ（1件、3.8%）

2 在留邦人の回答
有効回答数 32 件

Q1 あなたご自身について

あなたがモンゴル国に滞在している理由をご教示ください

- 日本企業等の駐在員（経営者を含む）
- 日本語教育者
- モンゴル人の配偶者
- 学生
- モンゴル企業の役員
- 旅行
- 駐在員の家族



32 件の回答

①日本企業等の駐在員である（25 件、78.1%）

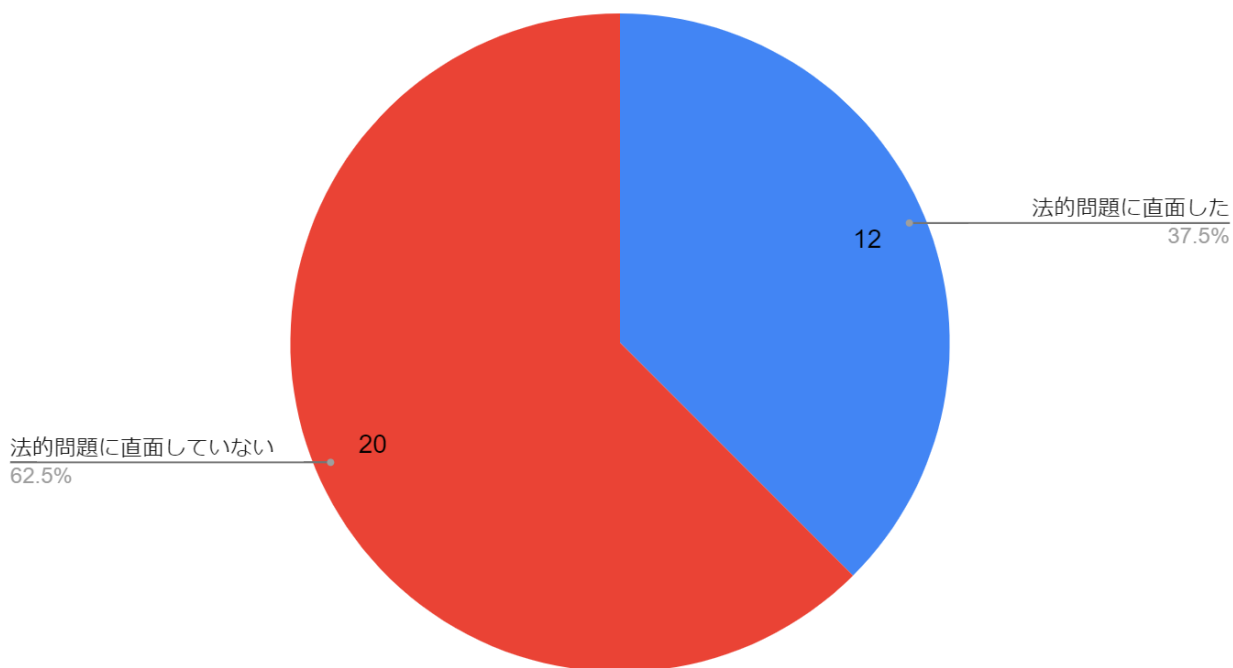
②モンゴル人の配偶者（2 件、6.3%）

③各 1 件（3.1%）の回答

- ・日本語教育者
- ・学生
- ・モンゴル企業の役員
- ・旅行
- ・駐在員の家族

Q2 法的問題の実情について

現地にいる間に法的問題に直面しましたか？



32 件の回答

- ①直面していない (20 件、62.5%)
- ②直面した (12 件、37.5%)

Q2 であるとお回答された方にお伺いいたします。現地にいる間に直面した法的問題について教えてください

(滞在資格に関するトラブル)

4 件の回答

- ・これは行政の対応で、ちょいちょいありました。法律が変わっているのか、制度が変わったのか、行政官で対応が違うのか、それとも担当の行政官が知らないのかがわからないので、対応に不満
 - ・在留資格認定の件
 - ・理由なく故意的に 2 回ほど在留資格滞在期間を半年で発行されたことがある。
 - ・2021 年 9 月、医療関係従事者として在日本モンゴル大使館等の協力で 90 日査証を得てモンゴルに入国。入国後 21 日間のホテル隔離を経て外出可能となるも、その隔離期間中に入管に対して入国申請が必要であったことが判明。(そのことは知らされていなかった)
- ロックダウンで滞在期間が 90 日を超えそうになり、入管にビザ延長手続きをしに行った際に、そのこと(入国後の申請手続きが漏れていたこと)が判明。様々に説明を繰り返すも聞き入れられず罰金

を言い渡された。(罰金を言い渡された後に、いくつかの方面から入管担当への口添えにより、いくらか減額はされた。)

(身分関係でのトラブル (現地でのもの))

1 件の回答

- ・ 法人設立の書類偽造トラブル

(身分関係のトラブル (日本にいる親族との間のもの))

有効回答無し。

(労務問題に関するトラブル)

6 件の回答

- ・ 休みの取り方などにおいてトラブルになるケースが多いかと。
- ・ 卒業証書の偽造、遅刻、無断欠席等法人規則を遵守せずやむを得ず解雇した場合のトラブルは日常茶飯である。裁判しても殆どが法律は機能しない。

・ ①派遣元法人との労働契約、無期転換申込権 (労働契約法 18 条 1 項)、②部下と派遣元法人との労働契約、労働契約ではなく業務委託契約を締結、③部下と派遣先法人との労働契約、原職復帰命令

- ・ 従業員の横領、
- ・ 会社のスタッフ (1 名) による嫌がらせと脅迫。全く身に覚えもないことを、フェイクニュースとして流され、名誉が侵害された。さまざまな機関に有ること無いことを提出され、その後 全ての機関に呼び出され、時間と手間とストレスが大きく侵害された。あたかも被害者のようにさまざまな機関に報告し、全てその日本人に問題あるように嫌がらせと脅迫を受けております。その機関も、どちらかというところモンゴル人側に付いており、トラブル等で裁判に仮になったとしても、この国では勝てる要素がないように思える。労働者を守る法律はあっても、外国人企業を保護するような機関はありません。日本大使館に相談しても個人的な案件は受け付けてもらえませんでした。アドバンテージはモンゴル人側にあるのだから、外国人経営者が泣き寝入りするような制度では投資家も積極的には前に進めないように思います。外国人経営者の受け皿も必要なのではと感じる次第です。

- ・ トラブルではない疑問多々

(交通事故に関するトラブル)

4 件の回答

- ・ 夫が交通事故に遭い、補償が極端に少なかった
- ・ 自転車事故

別冊1 アンケート回答結果まとめ

・冬の朝、車に窓が凍って見えないバスがぶつかってきて、警察がくるまで証拠隠滅を図られこちらが悪いと言われた。

・10年前ランドクルーザー(新車)が盗まれた上、横転交通事故を起こし車は廃墟になってしまったが、加害者からの賠償金はただ20万円だった。

(貸金に関するトラブル)

4件の回答

・貸した金は帰ってきたためしはほぼない。但し、モンゴル人の中での貸し借りは、結構帰ってきている様だ。

・あり

・貸したお金は誰であろう戻ってこないのが常識であろう。

・貸金支払い期間・金額について契約で明記しているのに、労務不履行期間の分まで長期にわたって前借しようと要求してくる。突然の賃上げ要求で、要求が通らないと、仕事を放棄して失踪。

(不動産(賃貸借)に関するトラブル)

4件の回答

・契約期間中に退去を迫られるケースが多い様に感じる。

・過去にあった

・土地の接収

・会社で購入した物件を、モンゴル側共同出資者(会社に関係ない)の個人名義で登記されていた。

(取引に関するトラブル)

5件の回答

・やはり、未払い問題というのが多いです。どうやって売掛債権を取り戻せるのか？また、それは日本の企業も同様で、モンゴルで日本企業から請け負った仕事に対して日本企業が未払い。日本に帰って戻ってこない。こうした時に法的にどうすれば良いのか？など。

・度々

・未払い

・建築会社に大金を騙し取られたことはある。

・モンゴル側の依頼主からの貸金報酬・支払いの踏み倒し。契約不履行

(労働に関するトラブル)

1件の回答

・勤務時間を守らず無断欠席、遅刻早退を繰り返しやむを得ず解雇した場合はトラブルはつきものである。

(刑事に関するトラブル)

2 件の回答

- ・街中で顔を殴られ財布をとられた。
- ・従業員の横領、共同出資者（モンゴル側）の運用資産私的流用・融資踏み倒し・詐欺

(その他のトラブル)

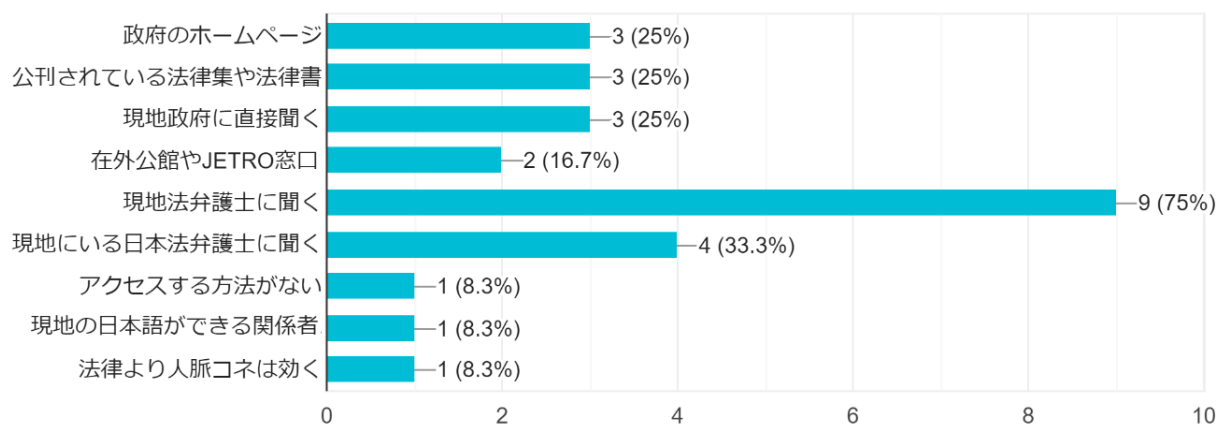
3 件の回答

・判例主義ではないので、過去の判例が参考にならない。トラブルという訳ではないが、外国人が建物を建てた際の権利を主張するためにはどのような対抗案件が必要か？といったところがクリアではないため、なかなか、不動産投資を呼び込めないということがある

- ・さまざま
- ・友人に貸したお金が返済されない

Q2 でご回答頂いた様な問題に直面した時の対応

Q2-1の様な問題に直面した際に問題となる法令にどの様にアクセスしていますか？



12 件の回答

- ①現地法弁護士に聞く（9 件、75%）
- ②現地にいる日本法弁護士に聞く（4 件、33.3%）
- ③各 3 件、25% の回答
 - ・政府のホームページ

- ・ 公刊されている法律集や法律書
- ・ 現地政府に直接聞く

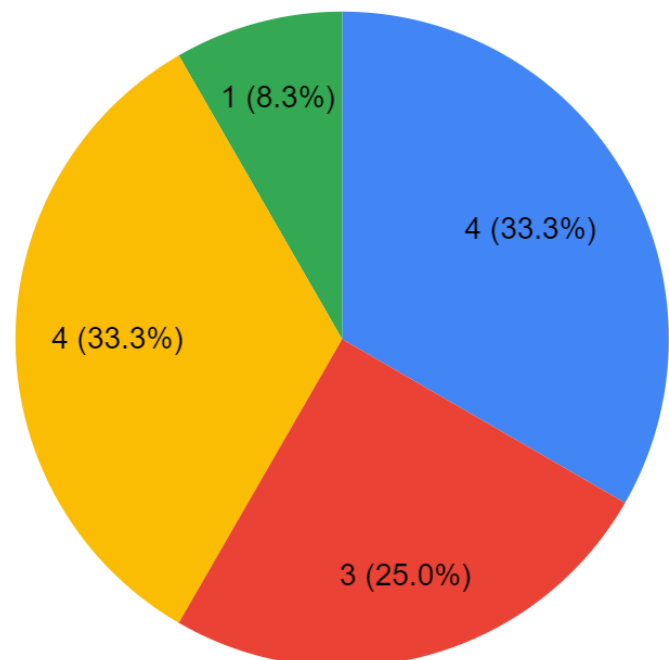
④在外公館やJETRO 窓口（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）に尋ねる（2件、16.7%）

⑤各1件、8.3%の回答

- ・ アクセスする方法がない
- ・ 法律より人脈コネは効く
- ・ 現地の日本語ができる関係者に解決をお願いする

知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか？

- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である
- （アクセスできない様なケースは）ない
- 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である
- 法律より人脈コネ



12件の回答

①各4件、33.3%の回答

・ 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である。

・ 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である。

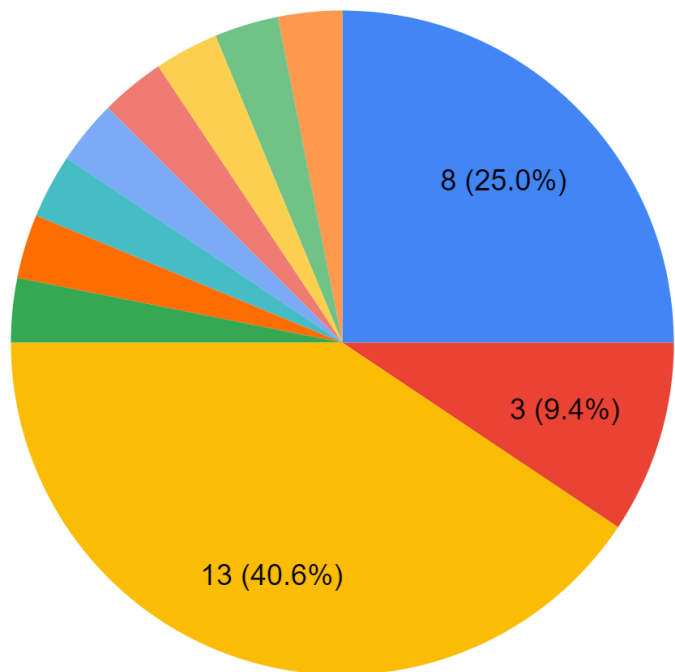
②（アクセスできない様なケースは）ない（3件、25%）

③法律より人脈コネ（1件、8.3%）

Q2-1 現地の法的安定性と裁判制度について

現地法令の法的安定性についてどうお考えですか？

- 法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることがある
- 法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある
- 情報、知識がない。
- 現時点までに私自身が経験した法的安定性に関する支障はございません。
- よくわからない
- 現地法令に関わったことがなく無回答です。
- まだ現地法令の内容を理解できておりません。
- モンゴル語が分からないので法令の制度改廃状況自体がよく分からない。
- ニュースで知る以上の法令改定や裁判についてよく分からない
- 事業が法的に問題ないかどうかを明確にする手段が分からず、調査したことがない。



32 件の回答

①法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。(13 件、40.6%)

②法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることがある。(8 件、25.0%)

③法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。(3 件、9.4%)

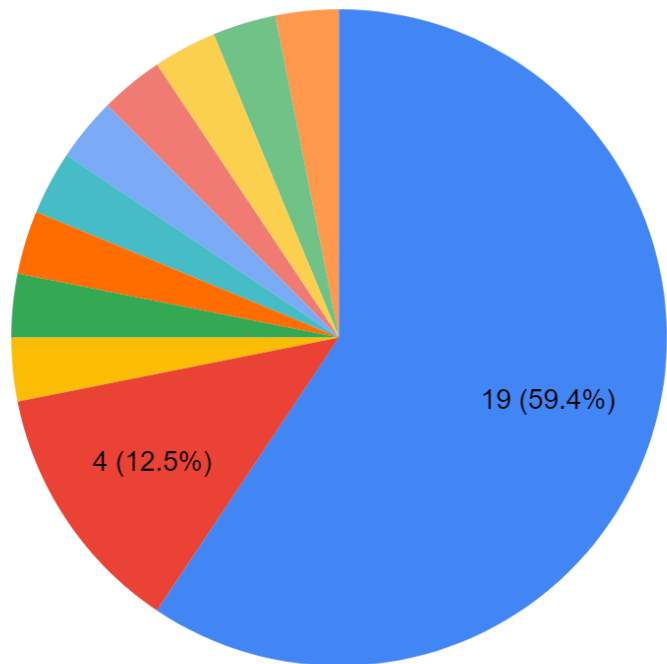
④各 1 件、3.1% の回答。

- ・ 情報・知識がない
- ・ 事業が法的に問題ないかどうかを明確にする手段が分からず、調査したことがない
- ・ モンゴル語が分からないので法令の制度改廃状況自体がよく分からない。
- ・ ニュースで知る以上の法令改定や裁判についてよく分からない。
- ・ 現時点までに私自身が経験した法的安定性に関する支障はございません。
- ・ 現地法令に関わったことが無く無回答です。
- ・ よくわからない。
- ・ まだ現地法令の内容を理解できておりません。

なお、これらのうち、「わからない」という趣旨の回答をまとめると 7 件 (21.7%) となる。

現地の裁判制度についてどうお考えですか？

- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない
- 判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 情報、知識がない。
- 現時点までに私自身の裁判制度に対する知見はございません
- よくわからない
- 裁判制度に関わったことがなく無回答です。
- 費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない
- 裁判制度の現状を把握できておりません。
- 裁判をしたことがないので分からない
- 裁判についてよく分からない
- 裁判に関する経験がありません。



32 件の回答

- ①費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない。(19 件、59.4%)
- ②判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。(4 件、12.5%)

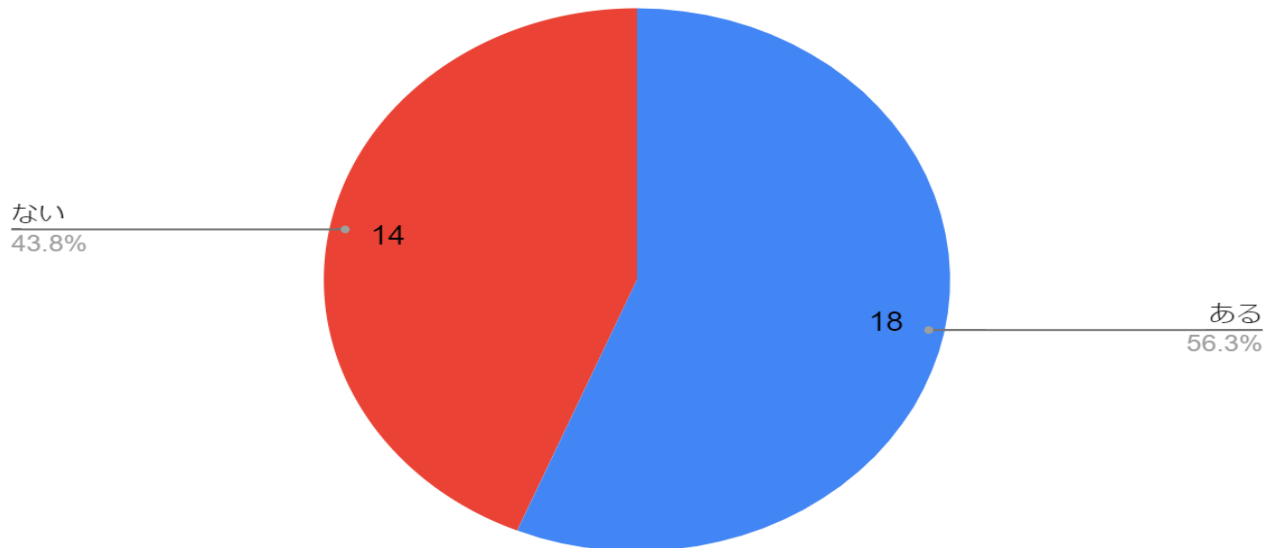
③各 1 件、3.1%の回答。

- ・ 費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない。
- ・ 情報、知識がない。
- ・ 裁判をしたことがないので分からない。
- ・ 裁判についてよく分からない。
- ・ 裁判に関する経験がありません。
- ・ 現時点までに私自身の裁判制度に対する知見はございません。
- ・ 裁判制度に関わったことがなく無回答です。
- ・ よくわからない。
- ・ 裁判制度の現状を把握できておりません。

なお、これらのうち、「わからない」という趣旨の回答をまとめると 8 件 (25.0%) となる。

Q3 法律に関する相談先について

法的な問題に直面した際、誰かに相談しましたか？相談した事のある／ないでお答えください

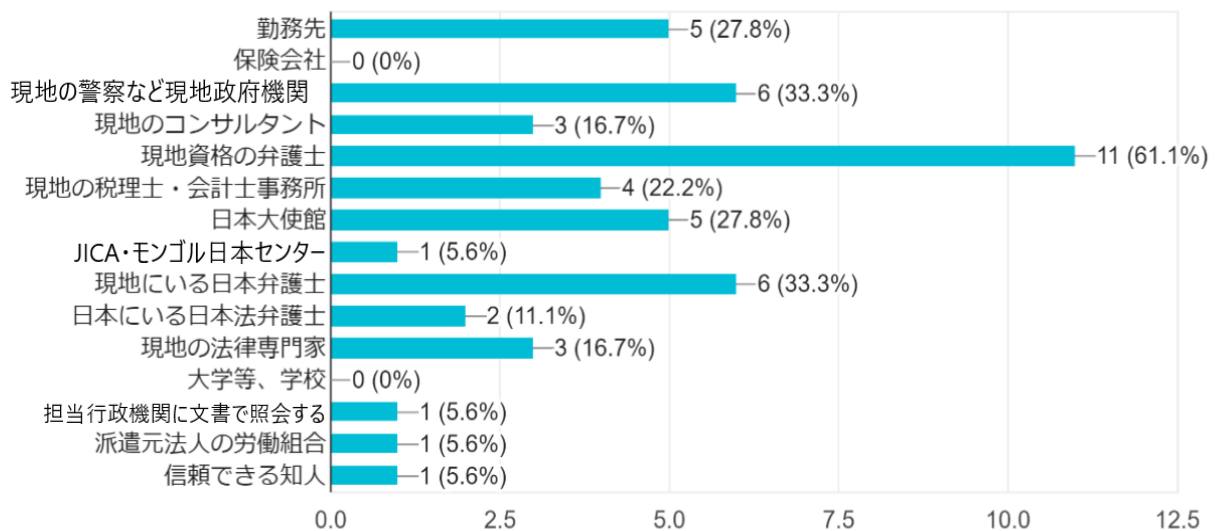


32件の回答

- ①ある（18件、56.3%）
- ②ない（14件、43.8%）

Q3で、あるとご回答いただいた方にお伺いします。

その様な法的な問題の相談先に当てはまる以下の回答肢をご選択ください



別冊1 アンケート回答結果まとめ

18件の回答

①現地資格の弁護士（11件、61.1%）

②各6件、33.3%の回答

- ・現地の警察など現地政府機関
- ・現地にいる日本弁護士

③各5件、27.8%の回答

- ・勤務先
- ・日本大使館

④現地の税理士・会計士事務所（4件、22.2%）

⑤各3件、16.7%の回答

- ・現地のコンサルタント
- ・現地の法律専門家

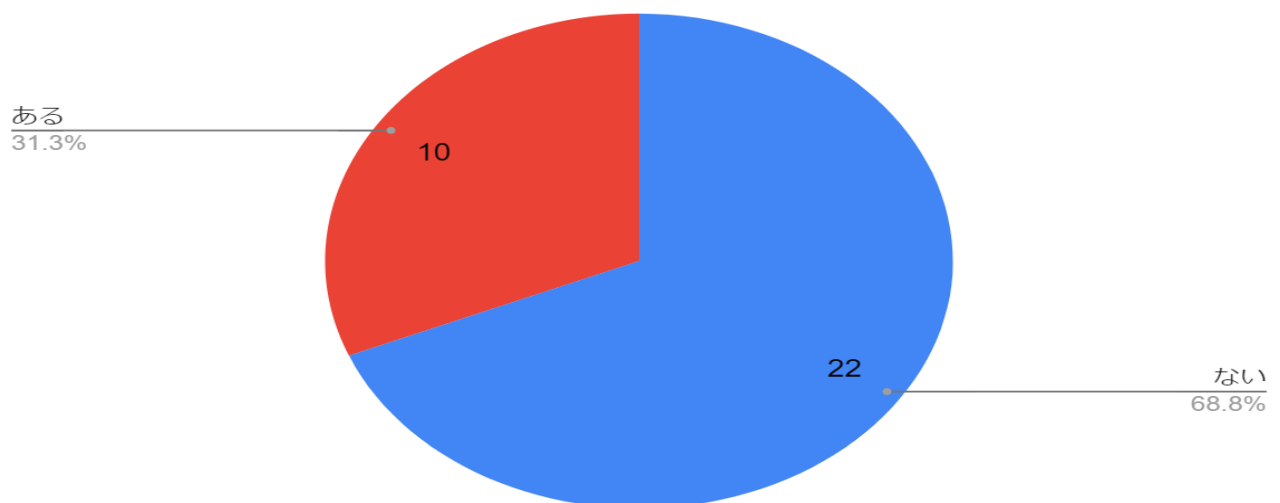
⑥日本にいる日本法弁護士（2件、11.1%）

⑦各1件、5.6%の回答

- ・現地 JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業
- ・回答と被る部分もありますが、とにかく、担当の行政機関に公式文書で質問するのが、一番、確実という結論だと思います
- ・派遣元法人の労働組合
- ・信頼できる知人

Q4 日本法弁護士の活用の有無について

Q3と一部重複しますが、現地の日本法弁護士に相談したことがありますか？



別冊1 アンケート回答結果まとめ

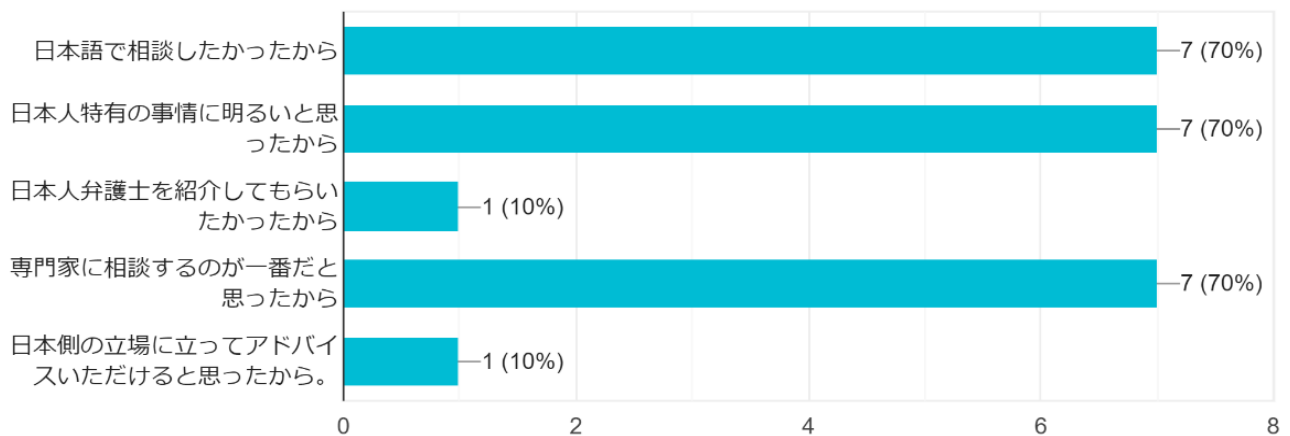
32件の回答

①ない (22件、68.8%)

②ある (10件、31.3%)

Q4 であるとお答えいただいた方にお伺いいたします

日本法弁護士に相談した際の理由を教えてください



10件の回答

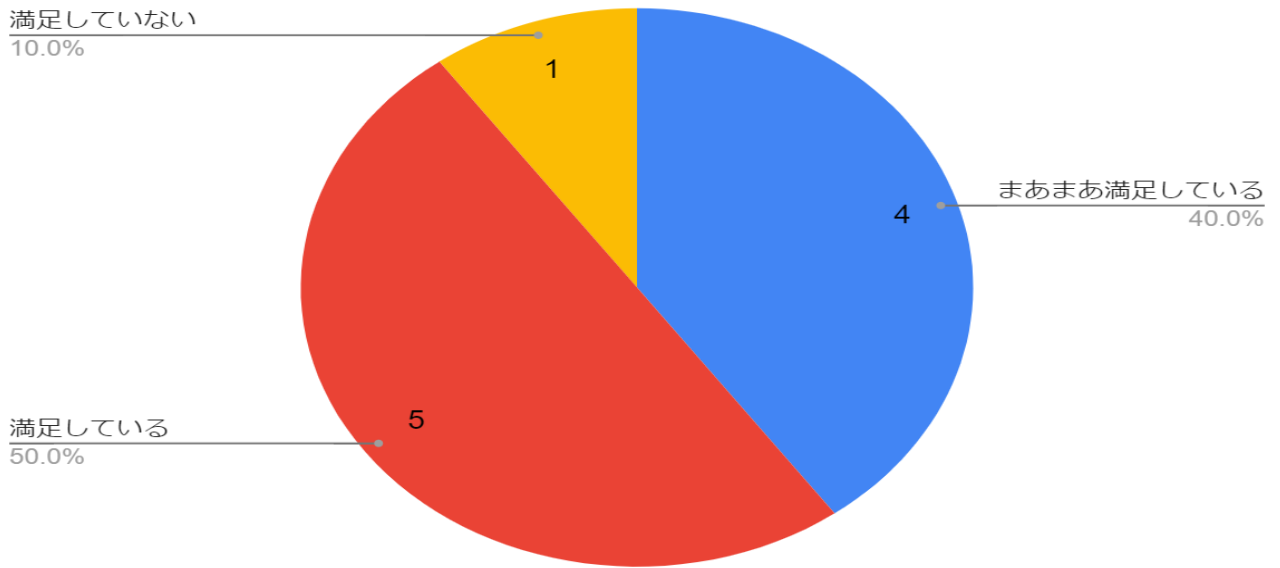
①各7件、70.0%の回答

- ・日本語で相談したかったから
- ・日本人特有の事情に明るいと思ったから
- ・専門家に相談するのが一番だと思ったから

②各1件、10.0%の回答

- ・日本人弁護士を紹介してもらいたかったから
- ・日本側の立場に立ってアドバイスいただけると思ったから

日本法弁護士に相談してみた満足感はいかがでしたか？



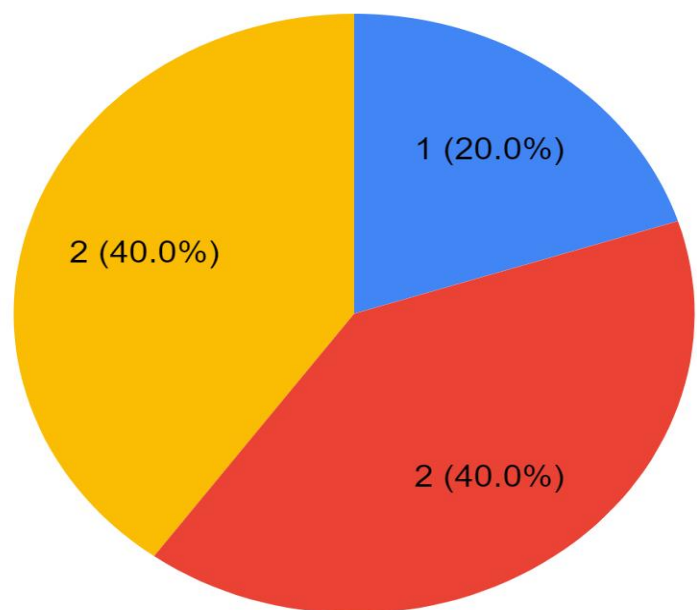
10件の回答

- ①満足（5件、50%）
- ②まあまあ満足（4件、40%）
- ③満足していない（1件、10%）

前項で満足としているとご回答頂いた方にお伺いいたします

相談した弁護士はどの様にして知り合いましたか？

- 知り合いから紹介してもらった
- もともと顔見知りであった
- JETROなど在外公館に紹介してもらった



5件の回答

①各2件、40%の回答

- ・もともと顔見知りであった
- ・JETRO など在外公館に紹介してもらった

②知り合いからの紹介（1件、20%）

前項で、まあまあ満足としている、若しくは、満足していないとご回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、若しくは、満足してないとした理由に関してご記載ください

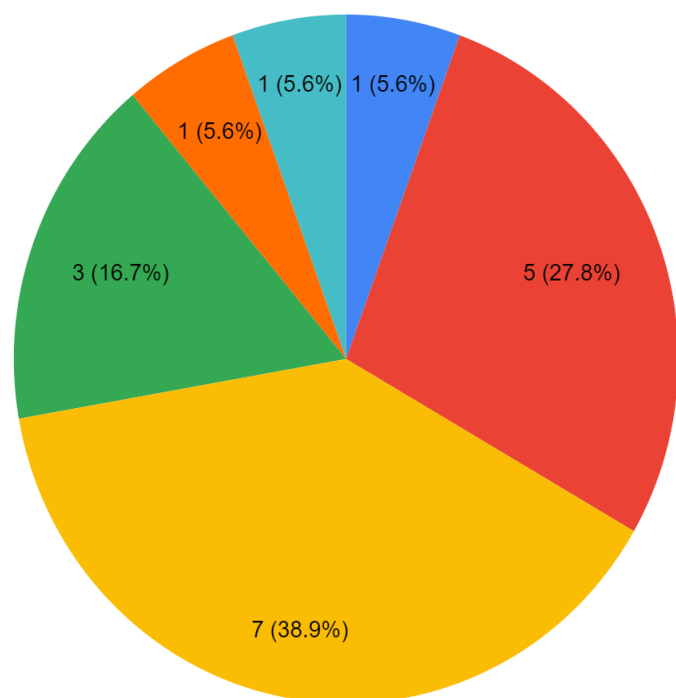
5件の回答

- ・無料相談しかしていないため、どの程度親身になってくれるのかが計れなかったため。
- ・なかなか現地の状況共有が難しい
- ・費用が高い上、こちらの期待するものとは違った
- ・理由はなく、満足しているから
- ・自分の既知の情報が現状に合致していることが確認できたことは満足。即時解決の手段の提案はなく、自分で考えた方が速かったことが若干不満な点。

Q4で 現地の日本法弁護士に相談しなかったとご回答頂いた方にお伺いいたします

現地の日本法弁護士に相談しなかった理由に該当する回答を選択してください

- 日本法弁護士がないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- 必要になったことがないから
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- サポート頂けるのか知らなかった
- まだ相談することが具体化されていません。



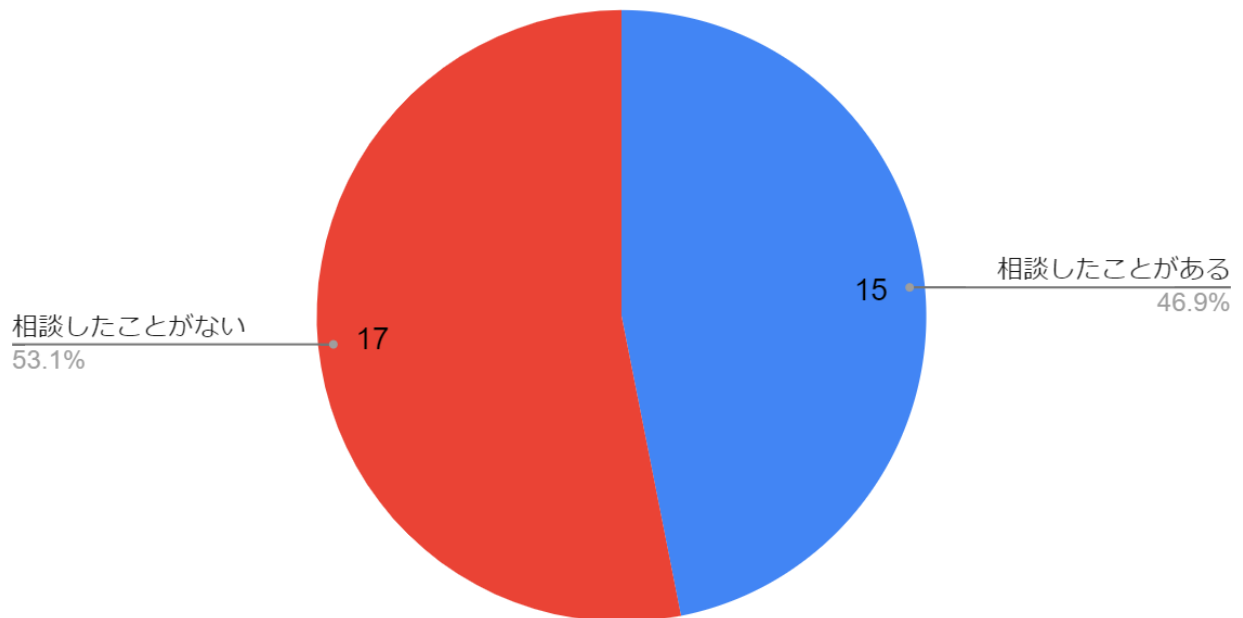
18件の回答

- ①必要になったことがないから（7件、38.9%）
- ②日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから（5件、27.8%）
- ③現地での問題について詳しいとは思えないから（3件、16.7%）

その他の回答は、日本法弁護士がいない。サポートいただけることを知らない。相談が具体化されていない。であった。

Q5 現地資格の弁護士への相談

法的トラブルに直面した際に、現地資格の弁護士に相談しましたか？



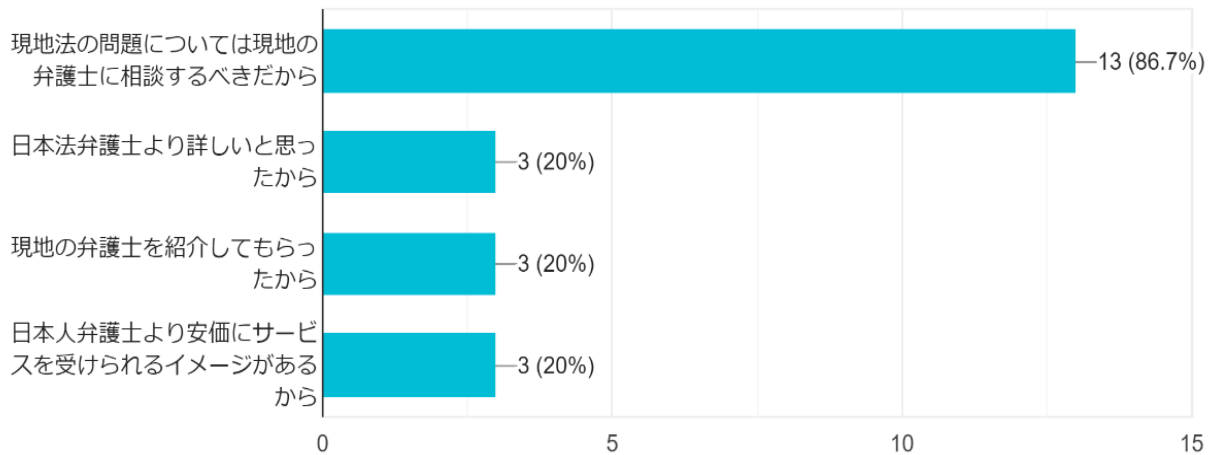
32件の回答

- ①相談したことがない（17件、53.1%）
- ②ある（15件、46.9%）

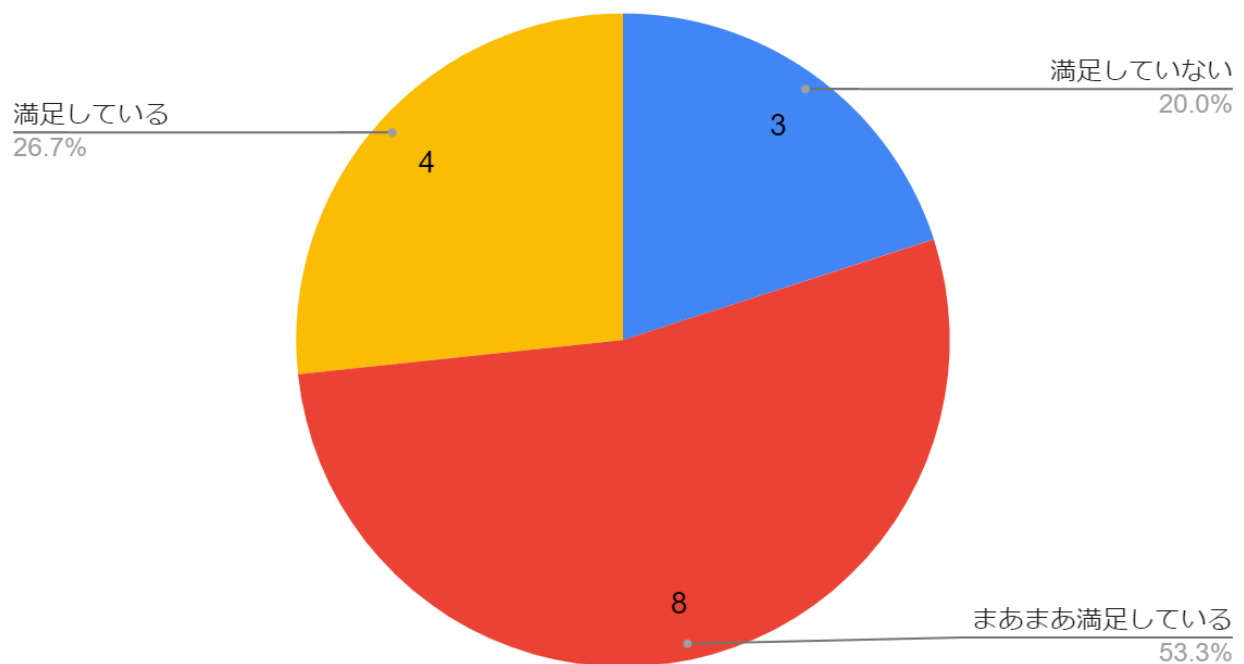
Q5で相談したことがあると回答された方へお伺いいたします

相談したことがあるとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

15件の回答



現地資格の弁護士に相談してみた満足度を教えてください

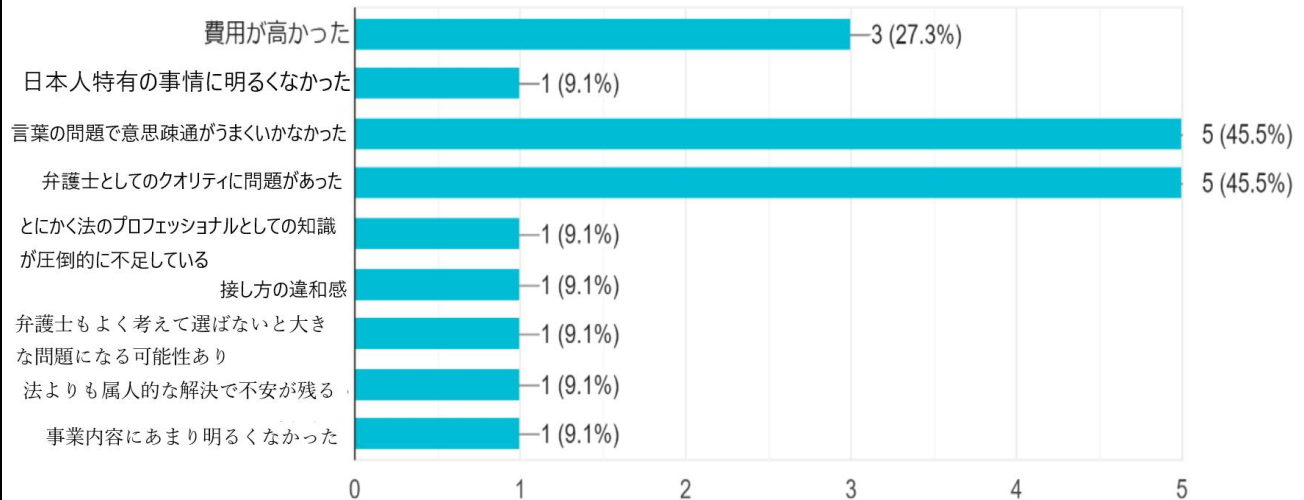


15件の回答

- ①まあまあ満足（8件、53.3%）
- ②満足している（4件、26.7%）
- ③満足していない（3件、20%）

前項でまあまあ満足している、満足していないと回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、満足していないとご回答頂いた理由を選択してください



11件の回答

①各5件、45.5%の回答

- ・言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった。
- ・弁護士としてのクオリティに問題があった。

②費用が高かった（3件、27.3%）

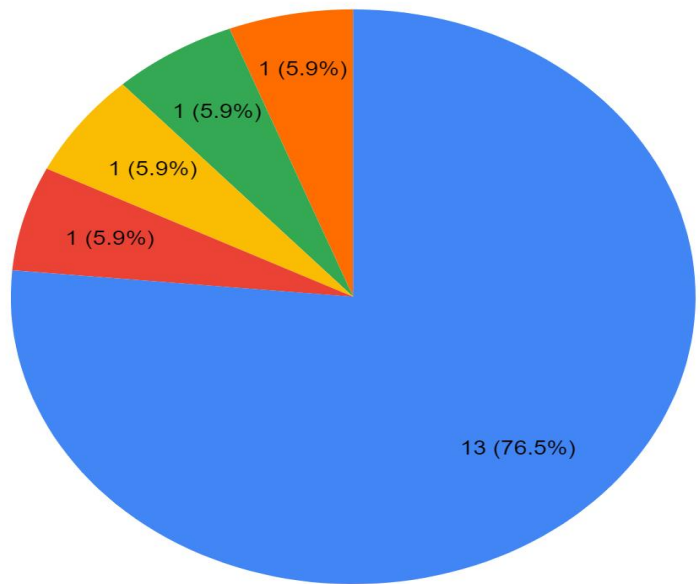
③各1件、9.1%の回答

- ・日本人特有の事情に明るくなかった。
- ・とにかく法のプロフェッショナルとして必要な知識が圧倒的に不足していると考えられる。交渉事はうまいのかもしれないが、話を聞いていると法的根拠に乏しい。法的に交渉するというよりは、いわゆる寝技的に絡めとる手法にはたけているのかもしれない。
- ・接し方の違和感。
- ・弁護士もよく考えて選ばないと大きな問題になりうる可能性あり。
- ・問題自体は解決したが、法よりも属人的な手段での解決に感じられ、それで本当に良いのかどうかの不安が残る。
- ・事業内容にあまり明るくなかった。

Q5 で相談したことがないと回答された方へお伺いいたします

Q5で相談したことがないとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

- 相談する問題がない
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談した日本法弁護士はモンゴル法にも詳しいので、別に現地の弁護士に相談する必要がないと思った。
- 大使館や現地政府機関への問い合わせ等で対応でき、現地弁護士が必要となった場面がないから
- 知っている弁護士がないから



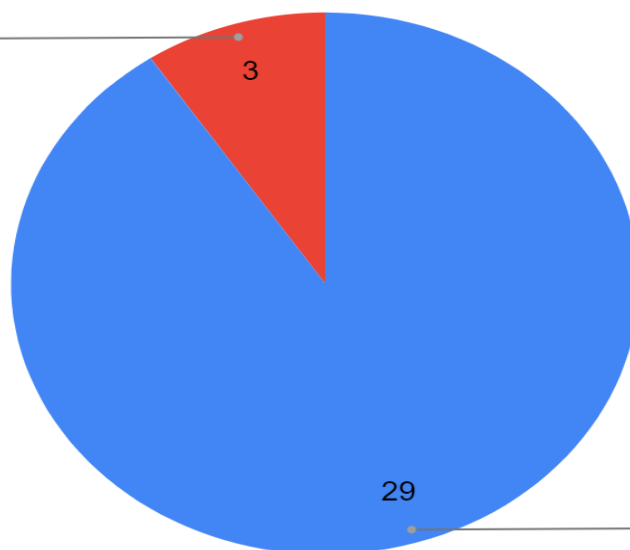
17 件の回答

*知っている弁護士がない。日本人特有の事情が分からない。との回答が各1件あったが、それ以外は、すべて、要するに「相談の必要性がなかった。」という趣旨の回答である。

Q6 日本法弁護士へのアクセスについて

日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら利用したいと思われませんか？

いいえ
9.4%



はい
90.6%

32件の回答

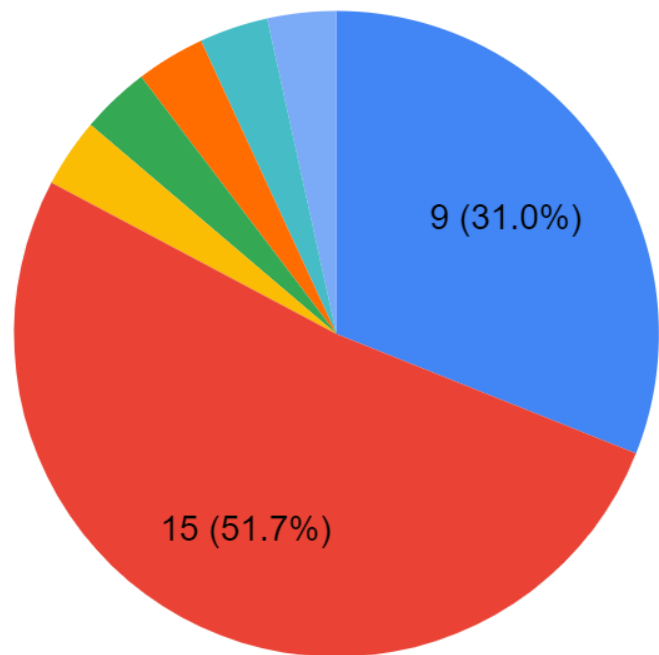
①はい (29件、90.6%)

②いいえ (3件、9.4%)

Q6 ではいと回答された方に伺います

利用されるならどの様な料金体系を希望されますか？

- 初回無料法律相談
- 相談する内容によるので何とも言えない
- 内容次第
- 上限額が決まっている場合
- 最初は相談内容によりスポットでお支払いし、必要に応じて顧問契約に切り替えるなどの相談をさせてほしい。
- 無料で
- 初回は30分5000円まで



29件の回答

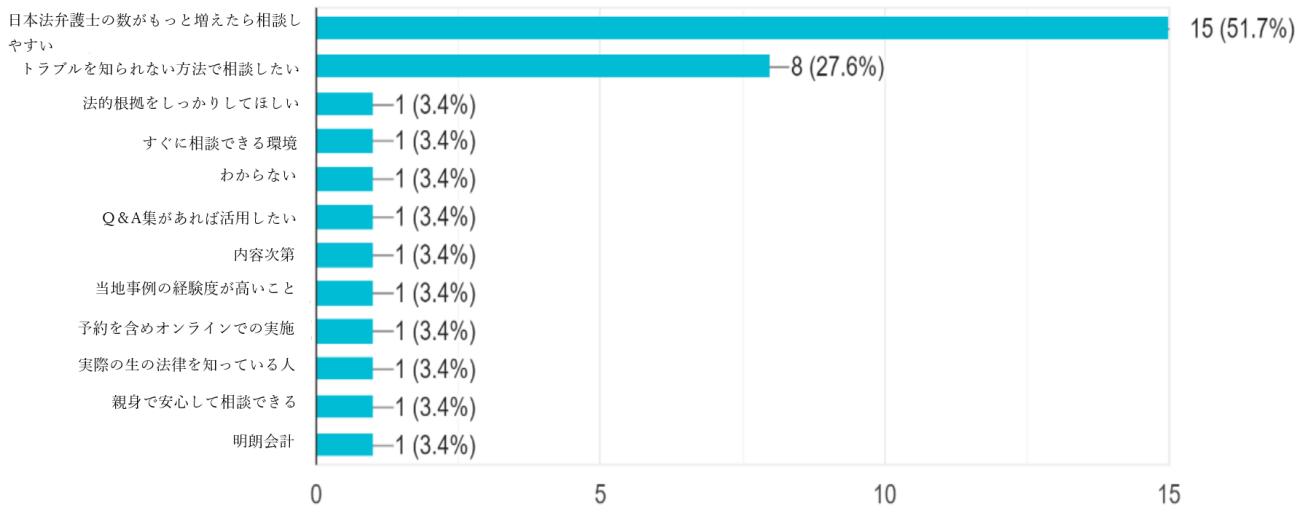
①相談する内容によるので何とも言えない。(15件、51.7%)

②初回無料相談 (9件、31.0%)

③各1件、3.4%の回答。

- ・初回は30分5000円まで
- ・上限額が決まっている場合
- ・内容次第
- ・最初は相談内容によりスポットでお支払いし、必要に応じて顧問契約に切り替えるなどの相談をさせてほしい
- ・無料で

利用されるならどのような条件が整っていることを希望されますか？



29 件の回答

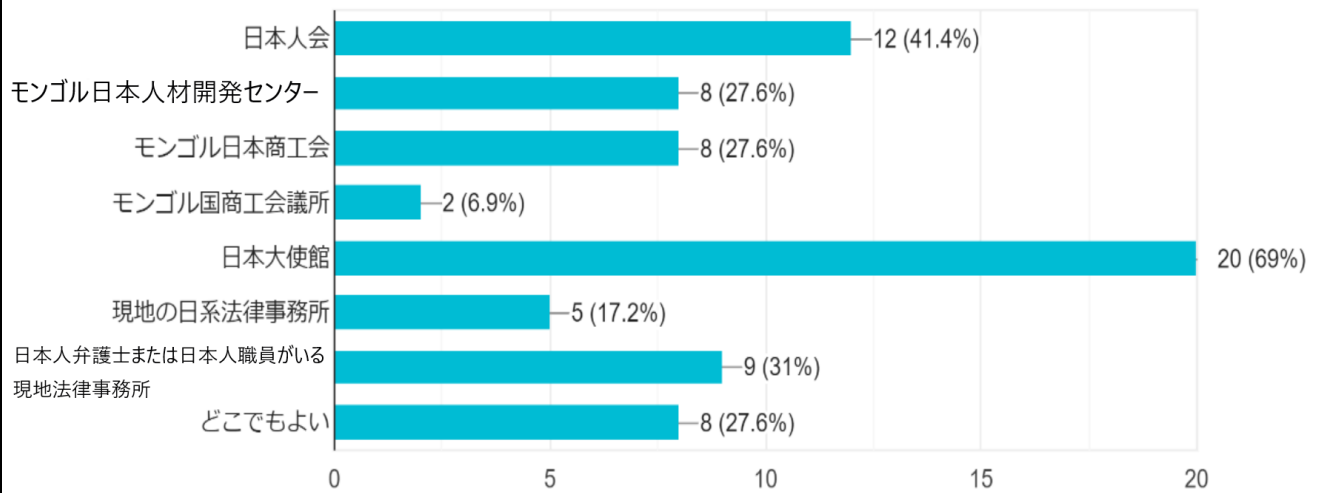
①日本法弁護士の人数が増えると相談しやすい（15 件、51.7%）

②なるべくトラブルに巻き込まれていることを知られない方法で相談したい（8 件、27.6%）

③各 1 件、3.4%の回答。

- ・モンゴル法に明るいのは、モンゴル人でも良いかもしれないが、結論を導くための法的根拠をしっかりとってほしい。
- ・すぐに相談出来る環境。
- ・まだ経験したことないので分からない。
- ・相談にまで至らず Q&A 集があれば活用したい。
- ・内容次第。
- ・当地事例の経験度が高いこと。
- ・予約含めオンラインでの実施。
- ・表向きの法律ではなく、実際に動いて生のモンゴルの状況を熟知しているような方が一人でもいれば安心する。
- ・親身で安心して相談にのっていただける。
- ・明朗会計。

相談窓口がどこにあると利用しやすいと思われますか？



29 件の回答

日本大使館（20 件）が多いが、その他の場所やどこでもよいといった意見も多い。

Q6 でいいえと回答された方に伺います

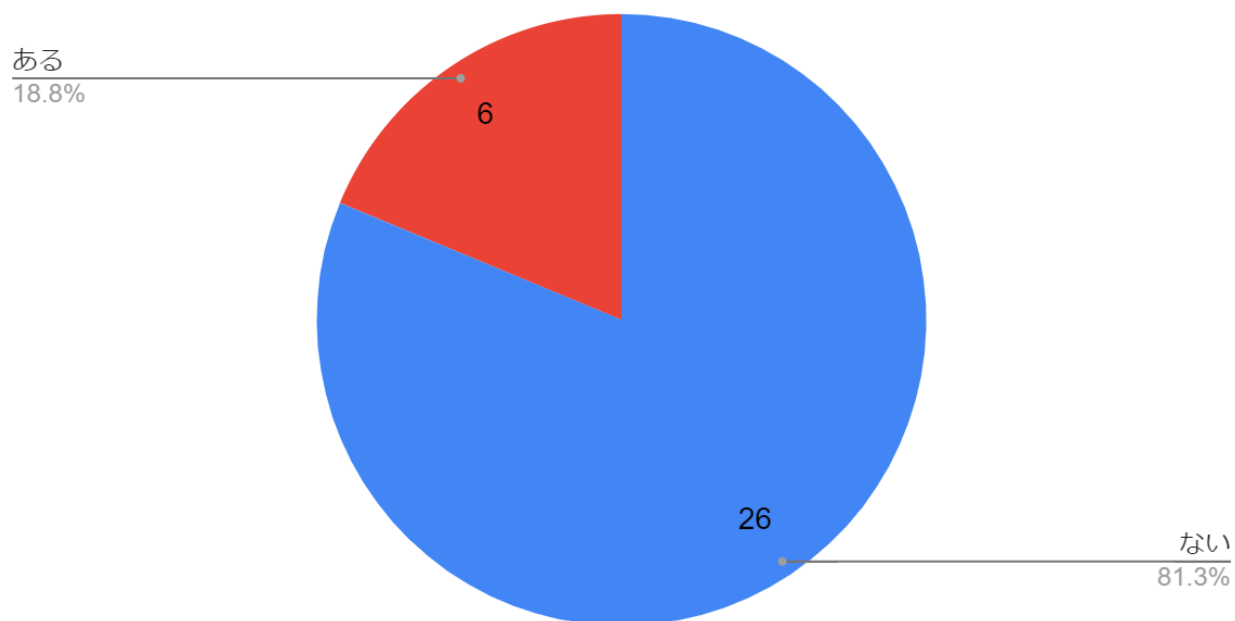
窓口を利用したいと思わない理由を教えてください

3 件の回答

- ・モンゴルの社会背景に関してよく分かっていないから、また、モンゴル司法はあまり公平に機能しないから。
- ・法的問題に直面した時、費用をみてから考える。
- ・必要があれば検討するが、必要になることはないと思われるため。

Q7 許認可・登録について

許認可（特別許可）や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要になったりしたことはありますか？



32 件の回答

- ①ない（26 件、81.3%）
- ②ある（6 件、18.8%）

Q7 であると回答された方にお伺いいたします

どのような許認可（特別許可）や登録で問題が生じたり、弁護士の関与が必要となったりしましたか？

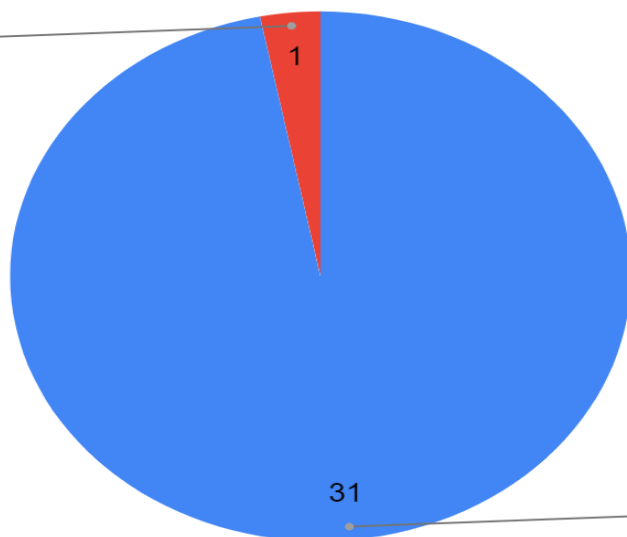
6 件の回答

- ・ライセンス取得
- ・更新
- ・ライセンスの有効期間を更新する際、場合によっては理不尽に脅かしがある。それが暗黙の賄賂請求かもしれない。
- ・業務上
- ・ライセンスを持っていたにも関わらず、急に不認可となった。
- ・アルコール提供の特別許可

Q8 強制執行制度について

貴方が他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたことはありますか？

ある
3.1%



ない
96.9%

32 件の回答

あるとの回答は 1 件のみ (3.1%)。

Q8 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

強制執行を行ったり、強制執行をされたときに問題を感じたことはありますか？

1 件の回答

ある (100%) との回答であった。

前項であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

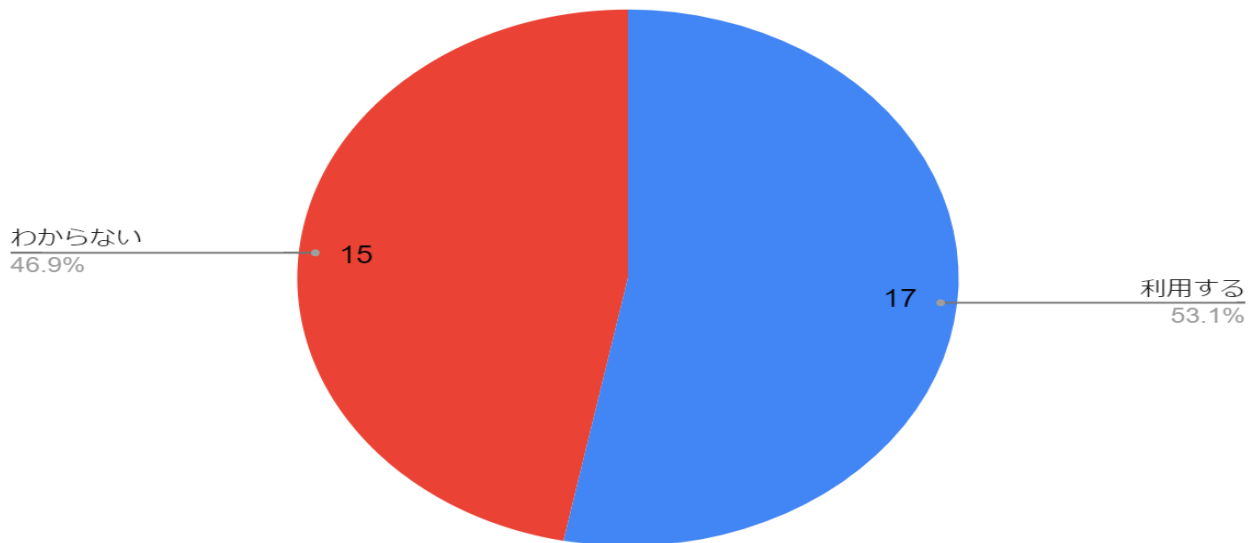
どのような問題を感じられましたか？

1 件の回答

- ・裏口を使わないと執行が遅い

Q9 日系弁護士の需要について

現地に日系弁護士事務所があればそれを利用しますか？



32 件の回答

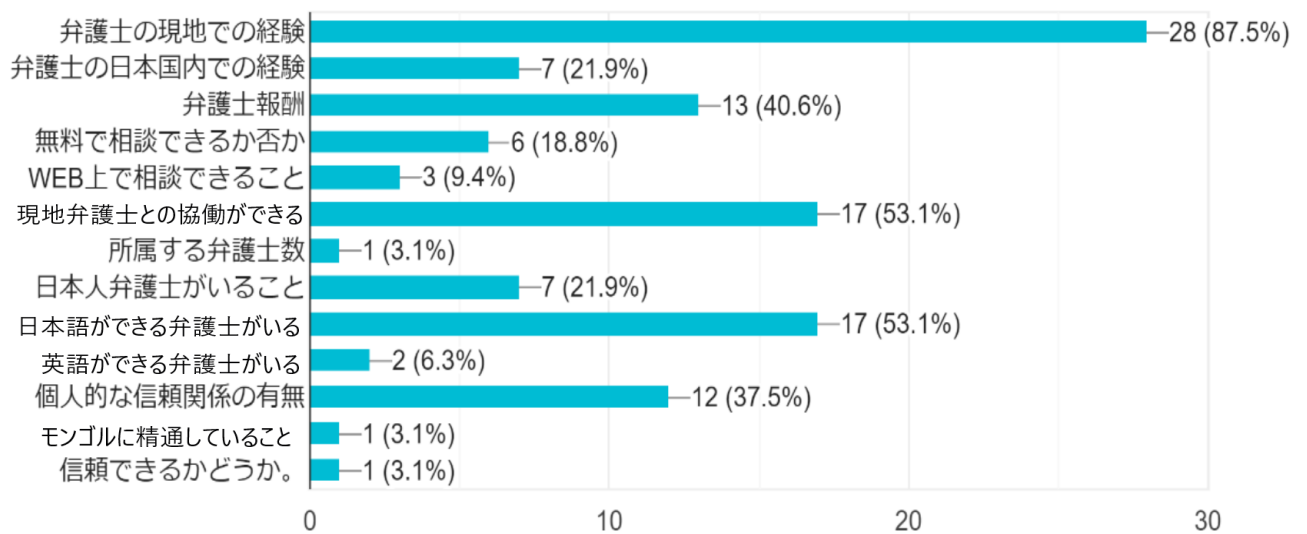
①利用する (17 件、53.1%)

②わからない (15 件、46.9%)

* 「利用しない」との回答はなかった。

Q9 で利用する、わからないと答えになられたかたにお伺いいたします

現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？

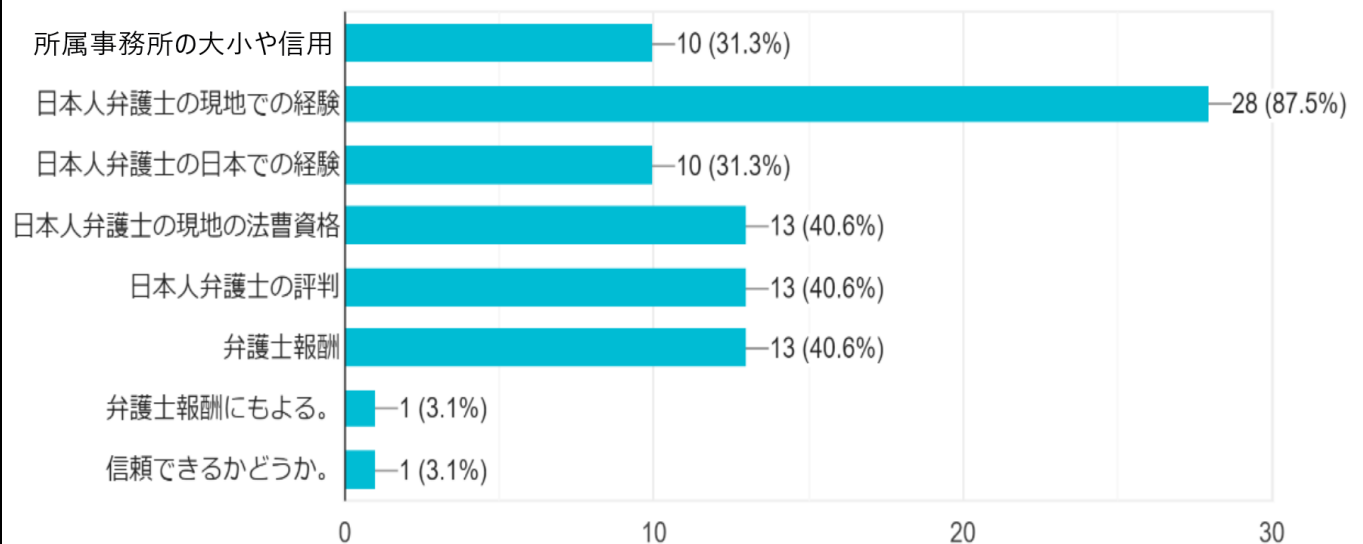


別冊1 アンケート回答結果まとめ

32件の回答

- ①弁護士の現地での経験 (28件、87.5%)
- ②現地弁護士との協働ができる (17件、53.1%)
- ②日本語ができる弁護士がいる (17件、53.1%)
- ③弁護士報酬 (13件、40.6%)
- ④個人的な信頼関係 (12件、37.5%)
- ⑤日本人弁護士がいる (7件、21.9%)
- ⑤弁護士の日本国内での経験 (7件、21.9%)
- ⑥無料で相談できる (6件、18.8%)
- ⑦WEB上で相談できる (3件、9.4%)
- ⑧英語ができる弁護士がいる (2件、6.3%)
- ⑨各1件、3.1%の回答
 - ・所属する弁護士数
 - ・モンゴルに精通ではないと厳しいだろう。
 - ・信頼できるかどうか。

仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的または常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？



32件の回答

- ①日本人弁護士の現地での経験 (28件、87.5%)
- ②各13件、40.6%の回答
 - ・日本人弁護士の現地の法曹資格

別冊1 アンケート回答結果まとめ

・日本人弁護士の評判

・弁護士報酬

③各10件、31.3%の回答

・日本人弁護士の所属事務所の大小や、事務所の信用

・日本人弁護士の日本での経験。

④各1件、3.1%の回答

・弁護士報酬にもよる。

・信頼できるかどうか。

基本的質問事項2（現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士）の回答

有効回答数1件

1 事務所の規模等

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

■その他（日本の弁護士事務所）

Q1-1 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

■1名のみ

Q1-2 あなたが現地で法律事務を取扱っている期間はどの程度ですか。

■5年以上

2 取扱案件の件数

Q2 あなた（若しくはあなたの事務所全体）が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。

■1件～10件

Q2-1 Q2で回答した件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

■1件～10件

3 取扱案件の種類

Q3-1 Q2（事務所における取扱案件全体）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

（企業） ■起業 □投資 ■取引 □貿易（通関） ■労務 □債権回収 □
撤退 □その他（ ）

（在留邦人） □滞在資格 □身分関係（現地でのもの） □身分関係（日本にいる親族との間のもの） □労務問題 □交通事故 □貸金 □不動産（賃貸借） ■取引 □
労働 □刑事 □その他（ ）

Q3-2 Q2-1（日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

（企業） ■起業 □投資 ■取引 □貿易（通関） ■労務 □債権回収 □
撤退 □その他（ ）

(在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

4 受任している件数の推移(現地において3年以上活動している方向け)

Q4-1 Q2(事務所における取扱案件全体)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度 顧問先ベースで2倍)

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退
 その他()

(在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他(個人事件は増加していない)

Q4-2 Q2-1(日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度 顧問先ベースで2倍)

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退
 その他()

(在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他(個人事件は増加していない)

5 法令や裁判制度について

Q5-1 現地の法体系について教えてください。

成文法体系(大陸法系)

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

政府のホームページ

公刊されている法律集や法律書

現地政府に直接聞く

在外公館やJETRO窓口で尋ねる

■ 現地法弁護士に聞く

現地にいる日本法弁護士に聞く

アクセスする方法がない

その他 ()

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

■ ない。

法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。

法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。

その他 ()

Q5-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。

■ 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあります、時折事業活動に支障が生じることがある。

法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。

その他 ()

Q5-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる

判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。

費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。

■ 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。

その他 ()

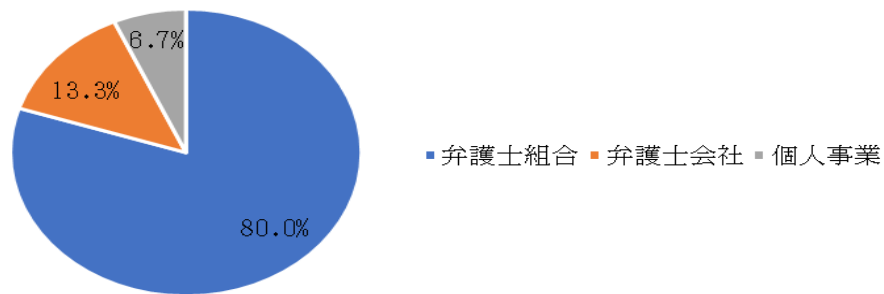
6 現地の実情に応じた調査事項

【追加】 基本的質問事項2と同内容の質問を現地の弁護士事務所に対して実施

有効回答数 15 件

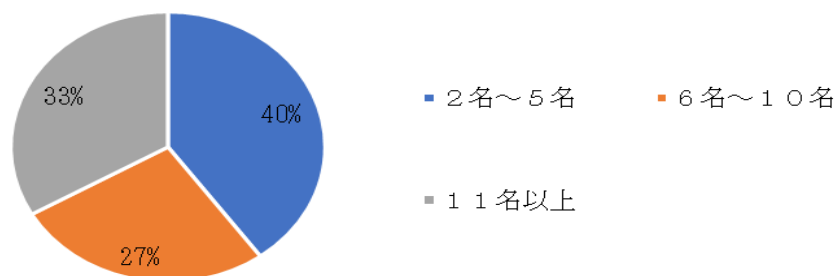
1 事務所の規模等について

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。



事務所の形態別にみると、12名の弁護士が弁護士組合に所属し、2名の弁護士は弁護士会社、1名の弁護士は個人事業の形態で活動を行なっている。

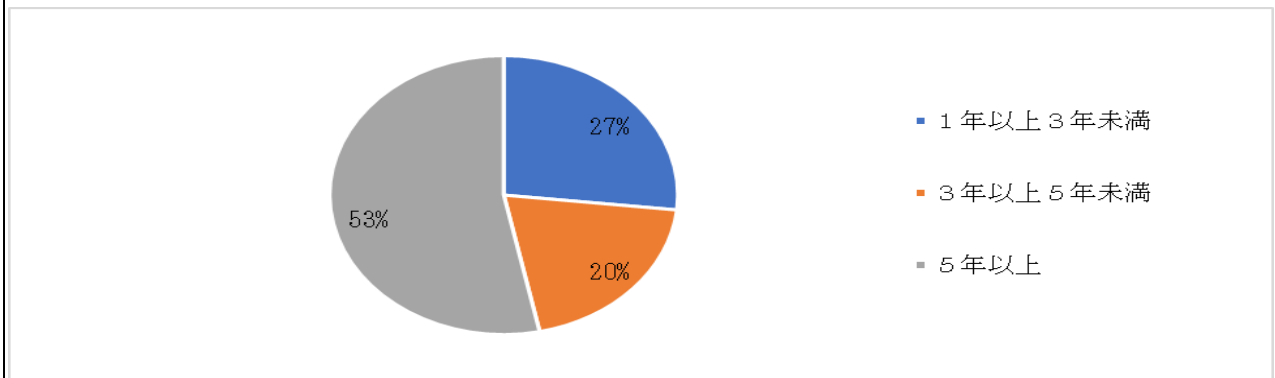
Q1-1 あなたの事務所に所属している弁護士数を教えてください。



各弁護士事務所に所属している弁護士数は、2名～5名の弁護士が所属する事務所は6（40%）、6名～10名の弁護士がある事務所は4（26.7%）、11名以上の弁護士がある事務所は5（33.3%）である。

モンゴルにおいては、弁護士事務所は1名か2名の弁護士がいる事務所が多くて、10名以上の弁護士がいる事務所は少ない。したがって、ある程度モンゴルの代表的な弁護士事務所の弁護士がアンケート調査の対象となったことがわかる。

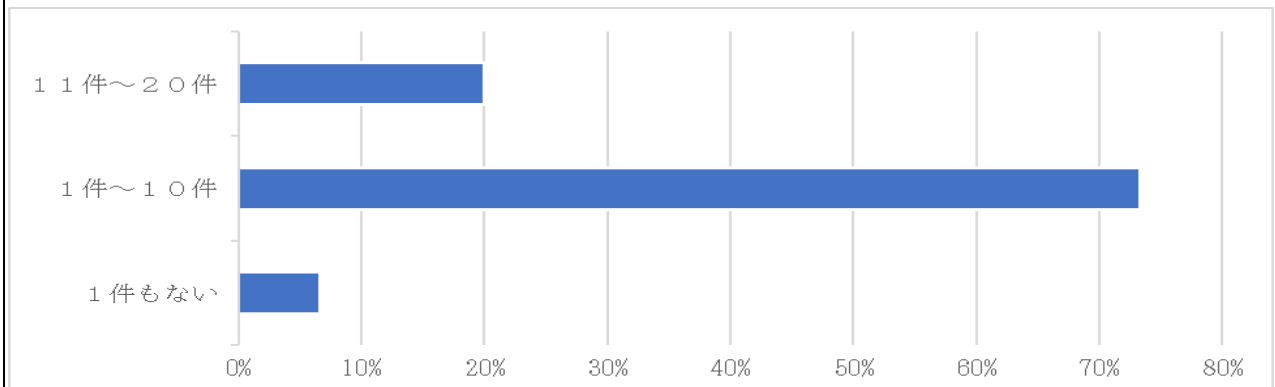
Q1-2 あなたが現地で法律事務を取扱っている期間はどの程度ですか。



アンケート調査に参加した各弁護士の経験年数を見ると、50%以上の弁護士は5年以上の経験があり、これらは弁護士事務所の主任となる弁護士たちである。なお、最長は23年だった。

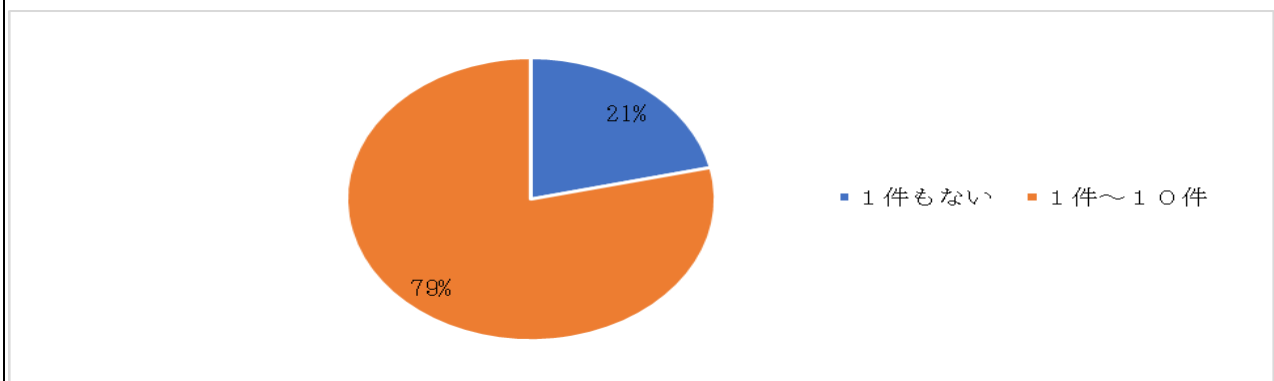
2 取扱事案の件数

Q2 あなた（若しくはあなたの事務所全体）が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。



弁護士事務所の73%は1か月に平均1件～10件を取り扱っており、11件以上の事件を取り扱う事務所が20%を占める。

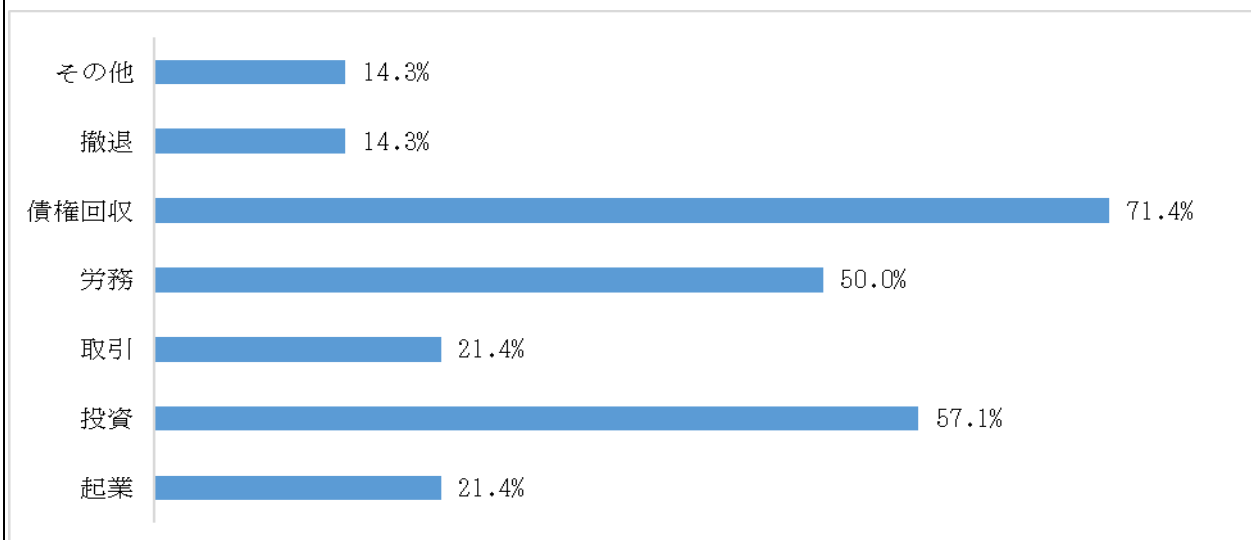
Q2-11 1か月に取り扱っている件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。



1か月に取り扱っている事案のうち、依頼者が日本企業や在留邦人であった事件は1件～10件の事務所は79%を占めている。アンケート調査に参加した弁護士の多くは、日常的に、日本企業や在留邦人の依頼者がいることとなる。

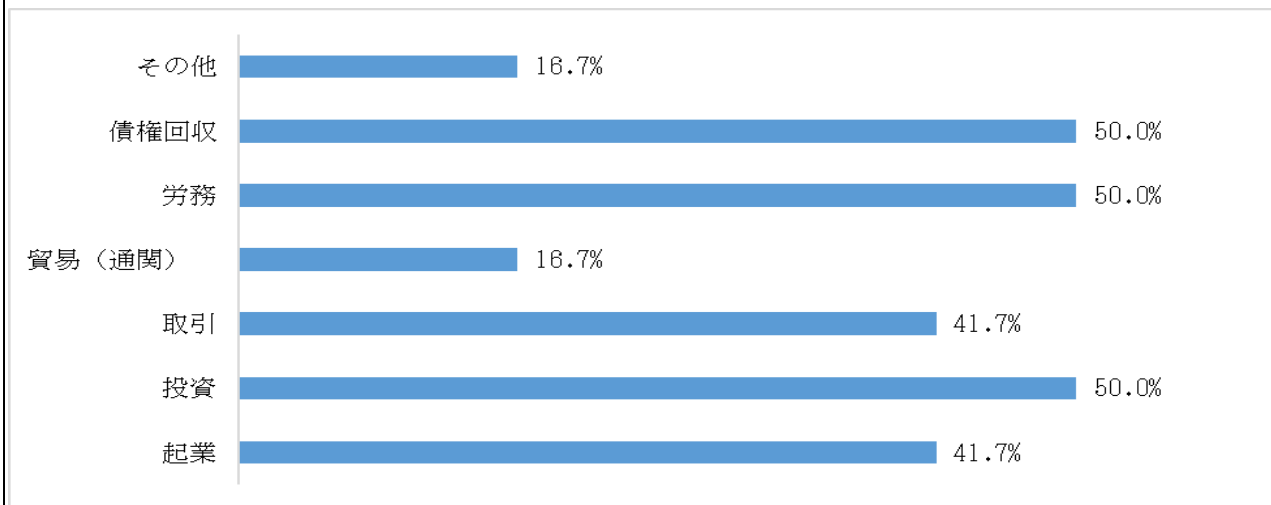
3 取扱事案の種類

Q3-1（事務所における取扱案件全体）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



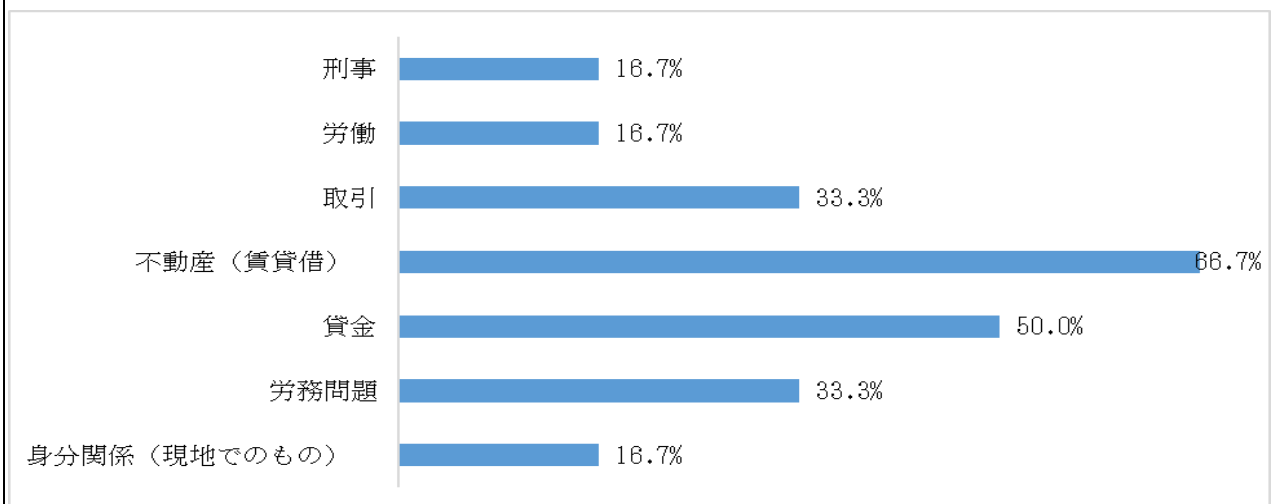
取扱案件を種類ごとに分けて示す。種類の多い順に、債権回収71.4%、投資57.1%、労務関係50.0%となる。

Q3-2-1 (日本企業等が依頼者の案件) で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



日本企業が依頼者となる案件を多い順に見ると、債権回収、労務、投資の案件が50%を占め、取引や起業の案件は40%以上を占める。

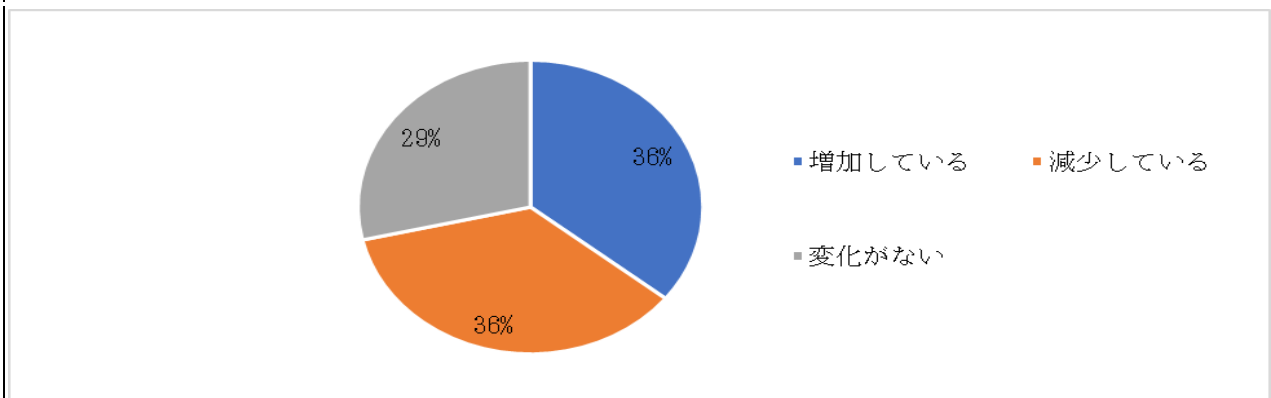
Q3-2-2 (在留邦人が依頼者の案件) で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



在留邦人が依頼者となる案件を見ると、不動産(賃貸借)は66.7%で一番多く、貸金の案件は50%を占める。

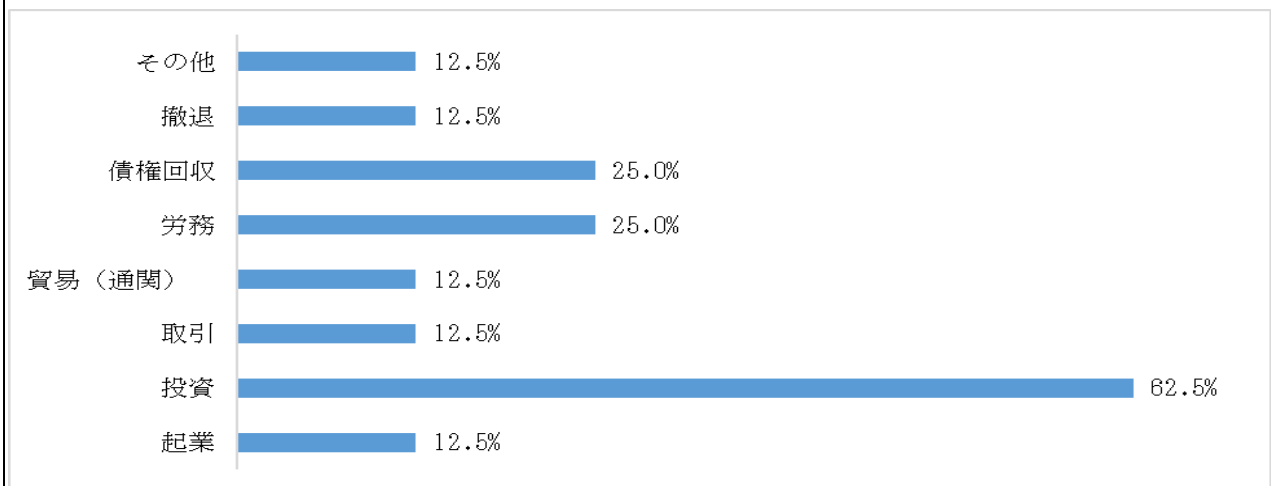
4 受任している件数の推移

Q4-1-1 (事務所における取扱案件全体) の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。



弁護士事務所の取扱案件数は、3年前と比較してどのように変化しているかについて、3つの回答割合はほぼ同じで、増加している36%、減少している36%、変化がない29%である。

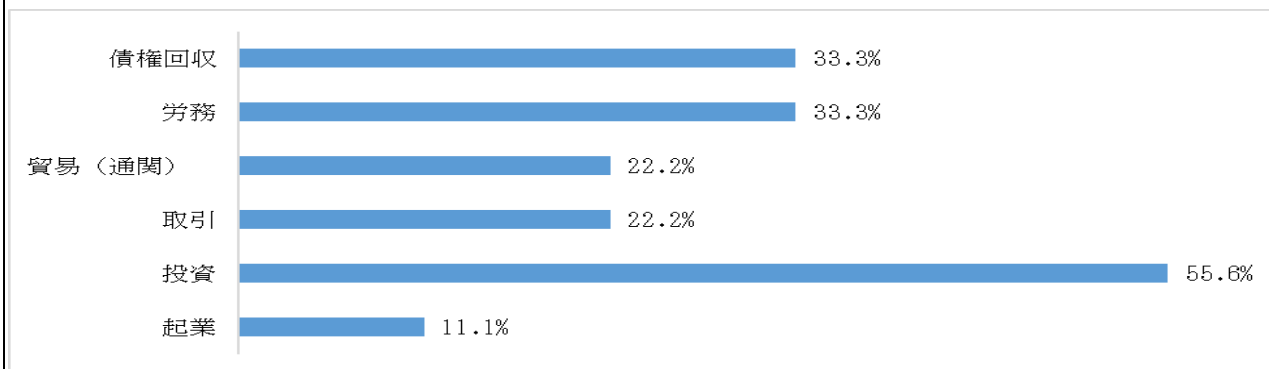
Q4-1-2 増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。
(複数回答可)



取扱件数は増加していると答えた36%を分析し、どのような案件が増加しているかを示す。

投資が62.5%を占め、他の種類はほぼ同じ割合である。ただし、この増加した案件の種類は、日本企業や在留邦人の割合ではなく、事務所全体の取扱案件である点に留意。

Q4-2-1 (日本企業等が依頼者の案件) の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。



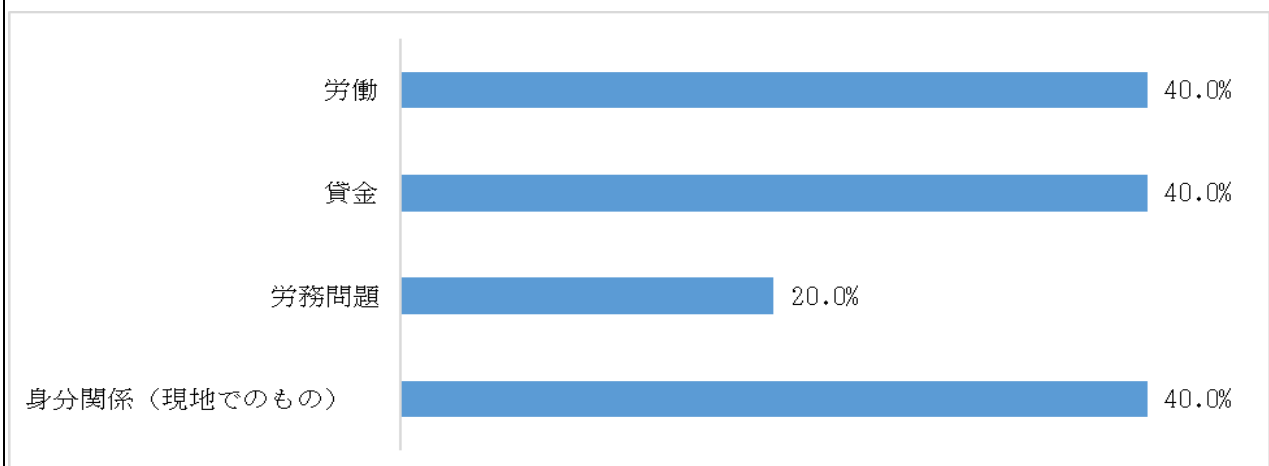
日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件の件数は、3年前と比較してどのように変化しているかを示す。

まず、15人の弁護士のうち、5人の弁護士のみがこの質問に回答している点に留意。全員が増加したと回答した。それ以外の弁護士は回答していない。

以上を前提に、各案件の割合を示す。例えば、日本企業が依頼者となる案件については、回答者の55.6%は投資事件が増加し、33.3%は債権回収、労務に関する件が増加したと回答している。

なお、2020年から世界中にコロナ禍が広がり、日本やモンゴルを含む各国で渡航制限などの措置が取られ、ビジネスにも大きな影響を与えたが、回答した5人の弁護士全員が、日本企業の依頼者が増加したと回答している点は興味深い。

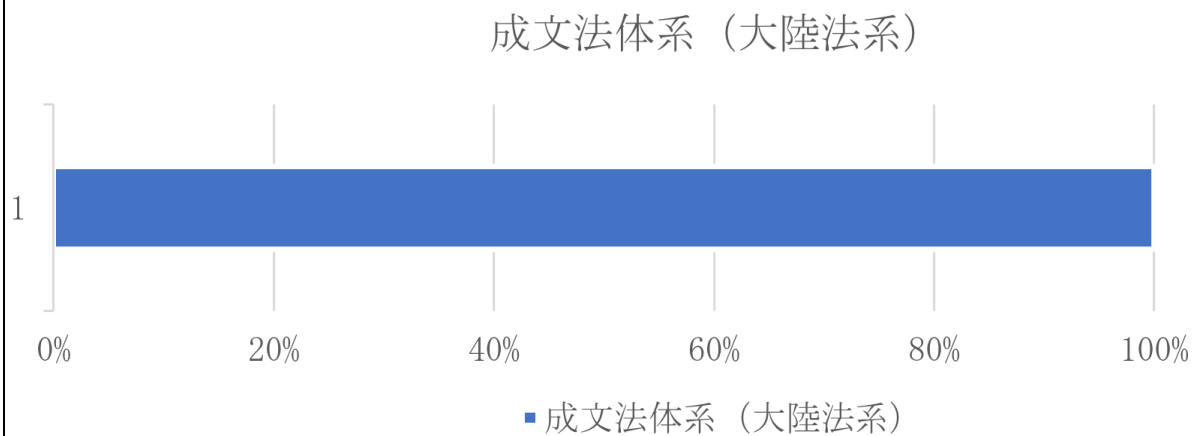
Q4-2-2 (在留邦人が依頼者の案件) の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。



依頼者が在留邦人となる件数が増加したと回答した5人の弁護士の40%は労働、貸金、身分関係であると回答した。

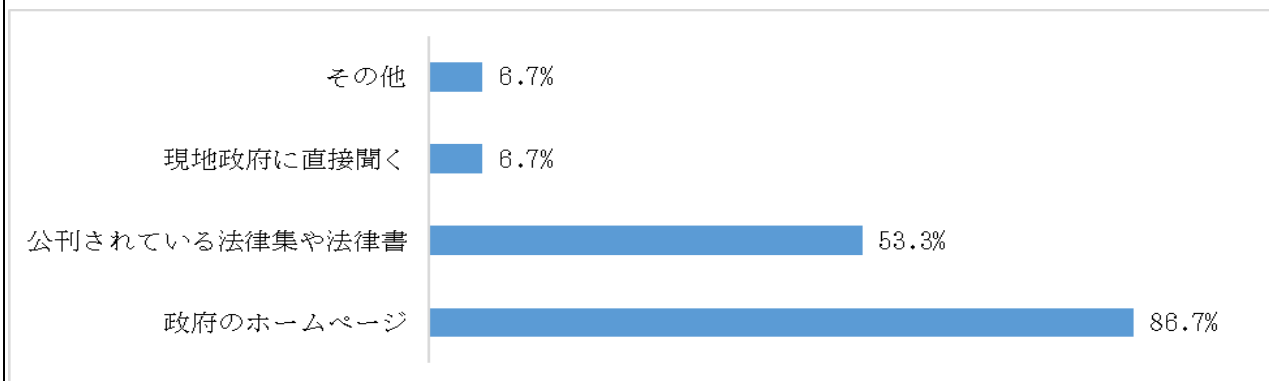
5 法令や裁判制度について

Q5-1 モンゴルの法体系について教えてください。



モンゴルの法体系の質問に対し、15人の弁護士全員（100%）が、成文法体系（大陸法系）と回答した。

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか（複数回答可）。

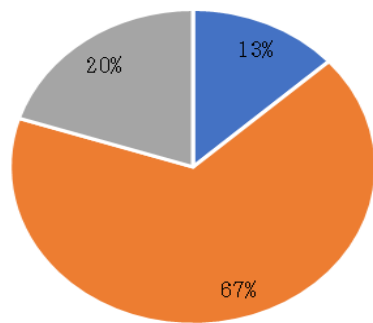


法令のアクセス方法について、86.7%は政府のホームページ、53.3%は公刊されている法律集や法律書と回答している。モンゴルでは、法務内務省の機関である国立法律研究所が運営する Legalinfo.mn というホームページに全ての法令や政府命令等が掲載されており、これを利用している者と思われる。

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

100%の回答が「ない」であった。モンゴルの法令はある程度アクセスできるような状況であることをわかる。

Q5-4 モンゴルの法令の法的安定性についてどうお考えですか。

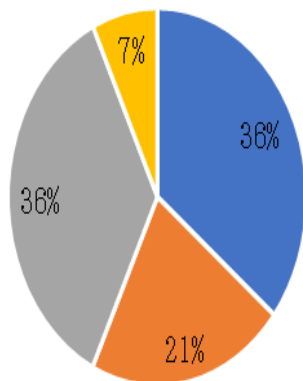


- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることがない
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある

モンゴル法の安定性について、67%は法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがあると答えた。

モンゴルの法令の特徴は、通達やガイドラインがそれほど多くはなく、ある程度法律や政府命令で規制する点にある。その結果、通達やガイドラインについて、公開されないことが多くあると思われる。

Q5-5 モンゴルの裁判制度についてどうお考えですか。



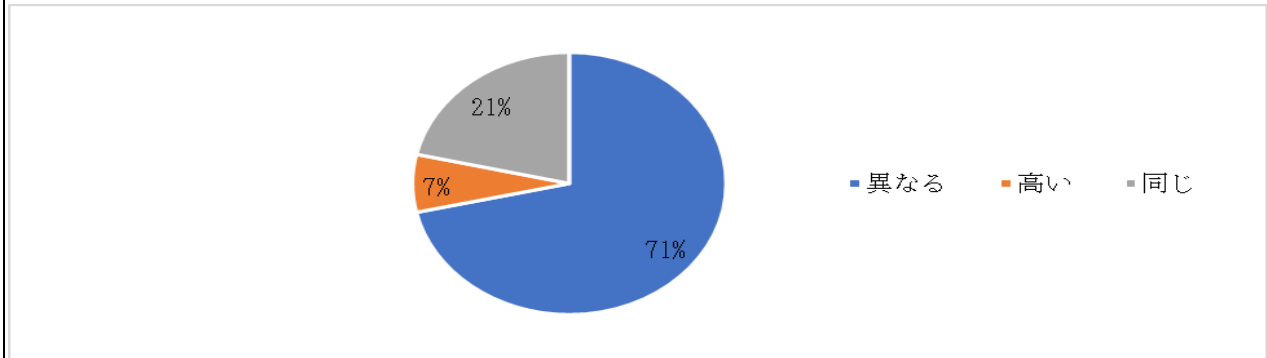
- 判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない
- その他

モンゴルの裁判制度については、36%が判断は安定しているが費用及び/若しくは時間がかかりリーズナブルではない。36%が費用や時間はかからないものの判断は安定しておらず信頼できない。21%が費用や時間はかからないものの判断は安定しておらず信頼できない。とそれぞれ回答した。

アンケート調査に参加した弁護士の多くは裁判制度を信頼していないことがわかる。

6 モンゴルの事情に応じた調査事項

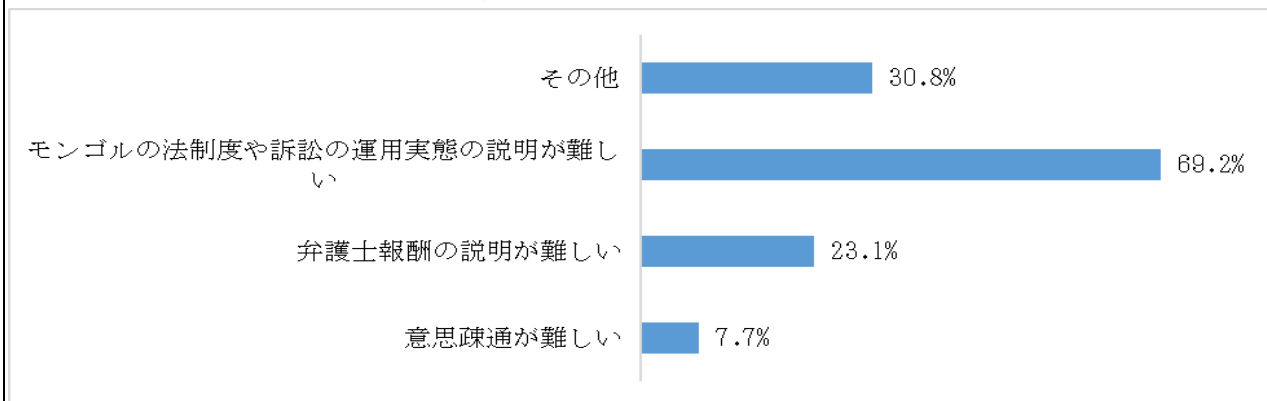
6-1 弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、算定基準が異なりますか。



弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、算定基準が異なるかどうかとの質問に対し、71%は「異なる」と回答し、7%は「(日本人・日本企業のほうが高い」と回答している。「同じ」と回答しているのは21%である。そのうえで、「異なる」と回答した者について、高いのか安いのかについても質問したところ、全員が「(日本人・日本企業のほうが)高い」と回答した。つまり、弁護士報酬について、日本人・日本企業に対して、モンゴル人・モンゴル企業よりも高く設定されている割合が78%となる。

このような結果である理由は、依頼者の経済力や外国語での法的サービスと関係するものである。

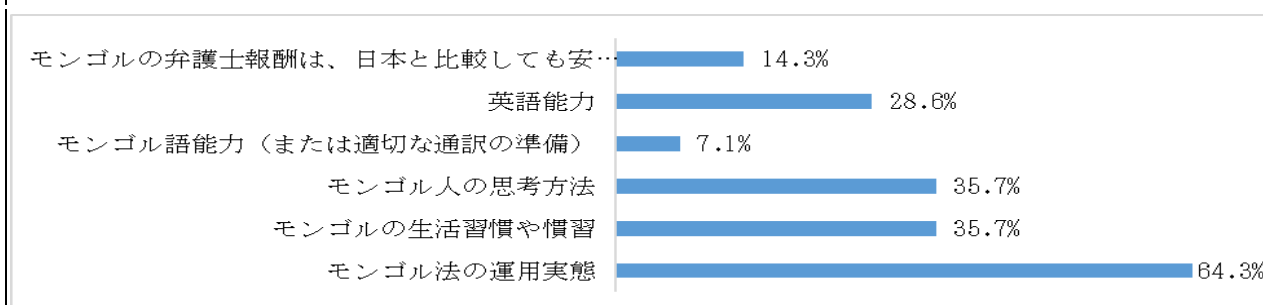
Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、弁護士として問題だと考えるのはどのようなことですか（複数回答可）。



外国人や外国企業（日本人、日本企業を含む。）が依頼者となる場合、弁護士として問題だと考える事項について、69.2%が「モンゴルの法制度や訴訟の運用実態の説明が難しい。」、23.1%が「弁護士報酬の説明が難しい。」と回答した。

30.8%が「その他」と回答したが、全部の回答内容は、「問題はない。」とのことであった。

Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきことはどのようなことですか（複数回答可）。



日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきこととして、64.3%が「モンゴル法の運用実態。」、35.7%が「モンゴル人の思考方法。」「モンゴルの生活習慣や慣習。」と回答した。

外国人は、モンゴル法の運用状態についてよく知っておく必要がある。

基本的質問事項3（現地日本人会、モンゴル日本商工会）の回答

有効回答数各1件

回答日時	2022/01/14 12:17	2022/01/14 12:29
組織名	在モンゴル日本人会	モンゴル日本商工会
貴会に所属している会員様は何名若しくは何社でしょうか？	170名	51社
貴会は日本企業または在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか？	相談窓口や支援窓口がない。	相談窓口や支援窓口がない。
相談窓口や、支援窓口の具体的な運用方法をご教示ください。	N/A	N/A
直近1年間の利用実績をご教示ください。	N/A	N/A
相談のみ	N/A	N/A
現地の弁護士の紹介	N/A	N/A
日本法弁護士の紹介	N/A	N/A
公的機関、JETRO（日本センターのビジネス交流支援）	N/A	N/A
法曹以外の専門家の紹介	N/A	N/A
その他	N/A	N/A
その様な窓口が現在設置されていない理由をご教示ください。	需要はあるが、ノウハウや予算がないから。	需要はあるが、ノウハウや予算がないから。
今後その様な窓口を設置する予定はありますか？	日弁連やJETRO（JICA・日本センター等含む）がその様なサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。	日弁連やJETRO（JICA・日本センター等含む）がその様なサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

<p>現地に日系弁護士事務所があれば、貴会の会員はそれを利用すると思いますか？</p>	<p>わからない。</p>	<p>利用する。</p>
<p>現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかを決めますか？</p>	<p>無料で相談できるか否か、日本人弁護士がいること、日本語ができる弁護士がいること。</p>	<p>弁護士の現地での経験、弁護士の日本国内での経験、弁護士報酬、無料で相談できるか否か、現地弁護士との協働ができているか否か、日本人弁護士がいること、日本語ができる弁護士がいること。</p>
<p>仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？</p>	<p>相談のしやすさ。</p>	<p>日本人弁護士の現地での経験、日本人弁護士の日本での経験、日本人弁護士の現地の法曹資格、弁護士報酬。</p>

基本的質問事項4（法務内務省、裁判所評議会（最高裁判所）、憲法裁判所、法曹協会、弁護士会）の回答

有効回答数各1件

*付録 インタビュー

1 法務内務省

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

法務内務省

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

Legalinfo.mn、官報

■ 法律については公開されている

→ どのように公開されていますか

同上

Q3-1 公開されていない法令や通達を一般の方が知る方法がありますか。

■ 法令の所管省庁に問い合わせる

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか

裁判所の電子情報システム

5 その他現地の実情に応じた調査事項

5 裁判以外の調停・仲裁・ADR制度について

別冊1 アンケート回答結果まとめ

Q5 貴国における裁判以外の調停・仲裁・ADR等の紛争解決制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

市民、事業者に対して、裁判外の方法で紛争を解決できる方法があるということについて、知識を提供し、宣伝し、仲裁人や調停人の能力を高める必要がある。

6 強制執行について

Q6 貴国における強制執行制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

裁判判決が出た場合、迅速及び絶対的に執行できるようにすべきである。現在の執行機関や職員の執行率が低く、仕事の負担が多い。

7 日本人・日本企業についての要望等

Q7 貴国で活動する日本人・日本企業について、これまで問題があると思った事例や、モンゴルで適切に活動するために心がけるべき内容、要望等があれば、教えてください。

特になし。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

インタビュー

Amarmurun（法務内務省法務政策部、専門家）	2022.1.28（金）10:30-11:00
---------------------------	-------------------------

1 ADRの施策

法務内務省として調停法と仲裁法の改正の検討をしている情報がある。改正といっても審議会も未成立です。調停法ではどのような改正があるかという点、現状では、裁判での調停における和解契約書を裁判官の命令で確認し強制執行できる。裁判外調停人の和解契約を確認できないので、積極的に裁判外調停人の和解契約を執行できるような方策を取るために調査を行っている。

仲裁法については、特別法で紛争解決を特別に定める規定があるが、そのうち仲裁でも解決できるものについては、訴訟でも解決できるという点で仲裁の利用が少ない。仲裁で利用できるような改正の必要があると考えていて調査を進めています。

2 執行

執行制度については、法務内務省の審議会が設立され、第1回の改正案が作られています。モンゴルの現状では、判決を出すまで長期間かかります。長時間かかって判決が出て、執行するのに長時間かかる現状があります。旧執行法には、執行機関の職員がある判決の執行に関して成功したら報酬をもらっていた。改正法により報酬を廃止した。理由は、執行機関の職員が国家公務員であるのに報酬をもらうのは妥当でないとの考えでした。しかし、それによりモチベーションがなくなるなどして執行率が悪くなったとの検証結果があるとのことでした。弁護士からも同様の指摘がありました。積極的に執行に関わらないという状況を改善するために、報酬制度を定めるほうがよいという指摘もあります。この点について法務内務省で検討中です。現在そのような情報を知っています。

3 その他の問題点

法務内務省としては大きな政策として注目しているのは、たくさんあります。2021年の報告を見れば、今後4年以内に50ほどの法律リストがあります。特にその中で注目しているのは、政府と法務大臣から指摘されているのは私法改革を行いたいというものです。2002年に民法が制定されてから、大きな改正ができていない。民法とそれに伴う特別法の改正が必要との認識です。

民法の改正内容としては、岡先生もご存知のとおり、特別な商法典が必要か、それとも民法内に入れていくかという議論があります。法務内務省としては商法典制定の方向で審議会も設立されて議論しています。ただ、特別な商法典が必要か、民法改正かというところで確実な結論ができていないので、そのあたりで進行が遅れている状況にあります。商法典を制定するならば、民法以外に土地法、民事訴訟法その他の改正も必須ですので、商法典を制定する結論ができれば、より、法改正の内容が具体的になってきます。

商法については、我々としては、最後の1、2年でビジネス関係者からの調査も行っており、ここでは商法典制定・民法改正について注意すべき点があるとして、事業者としては、民事訴訟法の改正を訴えています。訴訟法をビジネスに適した法律に改正したいという希望が高かったという希望があります。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

民事訴訟法についての問題は、法務内務省からは裁判官等に対して調査している。非常に注目している問題点は、すべての事件について第三審まで審理する必要がない。すべての事件を第三審までいかななくてもいい。どのような事件を最高裁まで上告できるかの制限を設けるべきである点に注目すべきという考えがあります。次に、第一審の法廷が延期して長時間かかっている現状があります。今後は訴訟の延期についての供託金・保証金を支払って延期申請ができるようにすべきという話があります。

以上

別冊1 アンケート回答結果まとめ

2 裁判所評議会（最高裁判所）

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

裁判所の独立性、単独性、裁判選考の役割を果たす機関である裁判所評議会。合計10人の構成員からなり、その内5人は、総裁判官から、残り5人は、国会から任命される。裁判所評議会は、裁判所の行政機関である。

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）
公刊物、インターネット、六法

■ 法律については公開されている

→ どのように公開されていますか（例：同上）
公刊物、インターネット、六法

Q3-1 公開されていない法令や通達を一般の方が知る方法がありますか。

法律や国会決議は法令であり、公開されている。

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか

国や職務秘密、期間及び個人の秘密以外の裁判判決は、shuukh.mnにおいて、公開されている

5 その他現地の実情に応じた調査事項

5 裁判以外の調停・仲裁・ADR制度について

Q5 貴国における裁判以外の調停・仲裁・ADR等の紛争解決制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

調停法については、事実上の問題に基づいて、改正する必要がある。現在、調停委員会から定めた規則で規制している手続きの関係を法律に定めるべきである。

6 強制執行について

Q6 貴国における強制執行制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

裁判判決の執行は非常に悪い。

民事事件判決については、被告人が資産を他人に譲渡した、他人との紛争があるなどの原因により、長時間かかる。そのため、矯正手続きメカニズムを法律に別段に定める必要がある。

行政事件判決については、行政権、つまり法務内務省に所属される執行機関が担当しているため、行政機関に対して、強制執行手続きを行うことが限定されている。

制度的な改正、つまり、私法上の法人に執行手続きの一部を担当されることを調べて、導入すること。

7 日本人・日本企業についての要望等

Q7 貴国で活動する日本人・日本企業について、これまで問題があると思った事例や、モンゴルで適切に活動するために心がけるべき内容、要望等があれば、教えてください。

現在においては、特にない。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

インタビュー

Bilguun（裁判所評議会事務局長）	2022.1.28（金）9:00-9:30
---------------------	-----------------------

1 調停法の事実上の問題とは何か？

調停法は初めての制度であり、最高裁や裁判所評議会からは実施をきちんとできるように努めていた。調停委員会から意見が出ている。調停法以外の内容は規則で規定している。法律で定めるべきものを規則で規定している点が問題あると考えられている。法務内務省では調停法改正の審議会を作る話が出ている。今年春までには作られて、調停法が改正される状態。

2 強制執行についての意見

- (1) 執行制度は多くの問題がある。たとえば執行制度について刑事、民事、行政と分かれていて、刑事事件は法律どおり執行できている。民事事件、行政事件の執行はたいへんな状況。民事判決の強制執行については、被告の財産を隠蔽する、異議を行うなど、執行の進み方が悪い。法務内務省の報告では90%がうまくいっていない。行政事件の執行については、法務内務省の所属機関である判決執行庁が執行を行う。被告が行政機関であるのに、強制執行として行政機関が行う形ですので、執行機関が自分の政府などである。非常に難しい。事実上困難な制度。
- (2) 今後の改正について、2021年の司法分野改革シンポジウムで、法務内務大臣が執行制度、執行法改正を行うと明言した。今年春から改正の動きが出てくると思われます。

3 2019年頃の最高裁判事以下、裁判官の大量職務停止の影響

2019年に大統領から17人の裁判官の権限を中止した。17人の裁判官に訴訟を起こして、大統領から一時的に裁判官の職務を停止した。その状況が続き、現在も3人は有罪として解雇された。そのほかの裁判官は裁判官を続けているが、損害賠償等の手続が残っている。これにより最高裁民事部の裁判官が不足し、事件が解決できなくなり、昨年から1年半積み残した事件を解決する手続をしていて、現在も処理が続いている。最高裁のほかの部の裁判官を民事部に追加して事件処理を進めるよう続けています。

4 岡先生の作られた調停法は、モンゴルでうまく実施されて定着しています。今後ますます発展すると見込まれます。このように、モンゴル国民のためになる制度構築の支援をされた岡先生に、裁判所の全員が感謝しております。いつもモンゴルのことを注意していただき、裁判所を代表して、心からお礼を申し上げます。

以上

別冊1 アンケート回答結果まとめ

3 憲法裁判所

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

モンゴル憲法裁判所の事務局に所属される。

憲法裁判所の事務局は憲法裁判所の活動が円滑に行われる役割を果たす。

当事務局は、法務部、行政指導部、協力及び情報技術部、研究センター、登記部、外交部から成り立つ。

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、決議、解釈、ガイドラインなど法律以外の規則等を全部アクセスすることができます。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

法律、国会決議、政令、憲法裁判所の判決は、正式に官報に載せられる。

官報を定期予約でき、国会のウェブサイトから電子版を読むことができる。

また、行政規則編集に全ての行政規則が載せられる。

モンゴル国においては、legalinfo.mn ウェブサイトが一般的に使われる法令のウェブサイトである。

■ 法律については公開されている

→ どのように公開されていますか（例：同上）

上記に具体的に説明しました。

Q3-1 公開されていない法令や通達を一般の方が知る方法がありますか。

■ 法令の所管省庁に問い合わせる。

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ その他

公開方法：裁判判決の専用ウェブサイトがある。また、いくつかの判決をまとめて発行しています。しかし、判決の専用ウェブサイトには大量の情報があるが、誰でもアクセスすることができると言い難い。なぜかという、専用ウェブサイトから検索してもその判決が出てこない場合もある。まとめて発行されている判決編集については、選抜された判決しか載せられないから、全ての判決を発行することができない。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

5 その他現地の実情に応じた調査事項

5 裁判以外の調停・仲裁・ADR 制度について

Q5 貴国における裁判以外の調停・仲裁・ADR 等の紛争解決制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

私は、2007 年から 2013 年にかけて、弁護士として勤めた経験がある。依頼者に相手方と和解するように勧めしたが、成功した事例は少ない。理由は、相手側が和解する気持ちがあったが、私の依頼者が自己の利益に傾け、一步も譲らなかった。

また、弁護士について、弁護士は依頼者と相手側双方のことを考慮しているという認識が幅広く拡大したため、弁護士に対する信頼が低いと思われる。

なお、自分の親戚の方に和解を勧め、成功したことがある。

和解制度改善方法については、和解の約束を誰も確保しないような印象が両当事者にあったと思うが、そのような印象や認識を改善すべきである。

6 強制執行について

Q6 貴国における強制執行制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

民事事件や行政事件の執行率が不十分であることを 2021 年に開催されたシンポジウムなどで皆が理解しました。

住所、電話番号が間違っているなどの形式的なミスだけを理由にして、強制執行を行わないことがあり、債務者はそのような方法をよく利用している。

判決を任意に執行しない場合、刑事事件としての罰則も定められているが、そのような刑事事件で刑罰を受けた者はほぼいない。

2016 年、2002 年の旧刑法が施行されているときであるが、民事事件の判決を 8 年間執行できなかった事件に対して、債権者が刑事事件として警察官に申立したが、執行官に申立てすべきであるという理由で、結局刑事事件にならなかった。

2015 年の新刑法において、その規定を改正したが、状況が変わらないと思われる。

7 日本人・日本企業についての要望等

Q7 貴国で活動する日本人・日本企業について、これまで問題があると思った事例や、モンゴルで適切に活動するために心がけるべき内容、要望等があれば、教えてください。

現在においては、特にない。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

インタビュー

Muhit（憲法裁判所研究センター長）	2022.1.31（月）12:00-12:30
---------------------	-------------------------

1 憲法上の争点

現時点ではすでに報道機関等で公開されている情報ですのでお話しできると思います。2019年に憲法改正がありました。その改正に関連して憲法訴訟が生じています。

「憲法改正に関する法律」が制定されて改正されたが、その法律は、憲法と同様に扱われるとされています。しかし、この法律にかかわる紛争が生じています。この問題については、モンゴルの法律家・学者の意見が二分しています。

この事件の争点は、この憲法改正に関する法律が憲法裁判所の審査対象かどうか。1999年に改正があり、審査対象になった事例がある。しかし、当時の憲法改正は手続違反ということで審査対象になっていた。今回は、憲法改正内容が合憲かどうか、改正内容を審査できるかどうかの問題になっている。この点、憲法裁判所内では判断がなされていない状況です。

2 次の事件としては、刑事訴訟法の問題です。刑事訴訟法における公訴時効の問題です。どの時点から時効が進行するかの問題です。政治家、公務員の関連する事件では長時間捜査を行い、最終的に刑罰を科されない判断がなされる事件が多いです。それに対する国民からの批判が非常に多い。消滅時効の進行時がいつからか、現行法の規定が合憲かどうか。そういう問題があります。

社会的に批判があるのは2つの大きな事件ですが、数としては多いですが、だいたい文言として合憲かどうか、わかりやすい問題です。

3 憲法裁判所の事件類型

適用違憲について、憲法裁判所は、原則として、直接当局への審査、手続への審査はしない。法令の文言が内容として憲法の内容に従っているかどうか、法律の内容が憲法違反かどうかの観点から審査している。憲法裁判所におけるだいたいの事件は、法律が憲法に違反しているかどうかという観点から審査している。憲法に定めているのは、7つの機関と職務者に対して直接審査ができる。大統領とか国会議員、閣僚などです。それぞれの機関の権限者の運用に対する審査は非常に少ない。99.9%は法律が合憲かどうかという問題となっています。

近年は刑法、刑事訴訟法の改正により、違憲訴訟が数多く発生しました。憲法裁判所は、最初の段階で、判事が事件として取り上げるかどうかを判断しますが、事件として取り上げたものの、却下したものもあります。基本的には、刑事法の問題は人権にかかわる問題といえます。行政処罰法、行政手続法が制定され、当該事件が行政裁判所に所属するのか刑事裁判所かという問題も生じました。そういう訴訟も起きました。理論的問題であるので、憲法裁で扱っているのは刑法と刑事訴訟法の事例です。

4 違憲訴訟の多さ

モンゴルで法令違憲判決が多いのは岡先生のご指摘のとおりです。モンゴルの場合、憲法裁判に関する法律、憲法裁判所手続法、憲法裁判手続規則の法律で憲法訴訟をやっている。これらの法令

別冊1 アンケート回答結果まとめ

の内容に関して、憲法裁が判断する。他国と比較すると特徴が2つある。憲法裁には3つの方法で事件を起こすことができます。国民から情報提供、国民が申し立てる、行政機関の要請というものです。そのうち、権限者、行政機関の要請で訴訟提起するのは1%もありません。多くは、国民からの情報提供と、国民の申立てです。情報提供と異議申立ての違いは、前者は、直接個人に関連しない公益がある場合、後者は直接個人に関する問題である点です。なぜ、モンゴルの憲法裁の事件数が多いのかというと、3つの方法のうち、国民の公益訴訟と、自身の救済申立ての件数が多いからです。そして、訴訟の手続を詳細に公開している国があまりないのが実情であると思いますが、モンゴルではこれらの手続を広く国民に公開している。その結果、国民による訴訟提起が多いものと考えられます。

もう1つは、審査に手続について、まず5人の裁判官の小法廷で違憲審査を行い、そこで違憲という結論であれば国会で審議することとなり、国会で憲法裁判所の結論を受け入れるかどうか判断し、受け入れられない場合は、7-9人の判事の大法廷が行われて最終判断されます。

小法廷と大法廷の審査はそのまま憲法に規定していますから、憲法規定が改正されない限りはその運用は変更できません。しかし、先ほど申し上げた3つの方法については具体的内容を憲法に定めていません。これから、これらの手続に関する法改正が議論になると思われます。私が持っている情報では、憲法裁判所に関する法律、憲法裁判所の手続法の改正について、法務内務省で検討会が設立され、議論されていると聞いています。しかし、憲法裁判所ではこれら法改正にはかかわらず、意見も出さない方針です。

また、私が得た情報では、国際シンポ等でも議論されていますが、基本的人権に対する審査について直接憲法裁判所が審査すべきであるといった議論がされています。ですから、今後、おそらく憲法裁判所の事件の制約というよりは、事件数が増える、事件を起こす方法も増えていくという懸念があります。

以上

別冊1 アンケート回答結果まとめ

4 法曹協会

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

モンゴル法曹協会は、法律地位に関する法律に基づき、法律家の総合登記を行い、司法試験の実施し、法律家資格を与える、資格を無効にする、法律家の研修を行う、法律家の権益を保護する目的がある公益法人である。

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

国会及び行政機関から定めた行政規則は官報に記載され、legalinfo.mn ウェブサイトに載せ、公開されている。

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか

当事者が掲載に同意した場合、shuukh.mn ウェブサイトに載せられ。そこで、shuukh.mn にログインして、裁判判決を閲覧することができる。

5 その他現地の実情に応じた調査事項

5 裁判以外の調停・仲裁・ADR 制度について

Q5 貴国における裁判以外の調停・仲裁・ADR 等の紛争解決制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

裁判所の調停はよく発展しておらず、調停人の能力が足りない、また、事件の当事者側に十分な情報や法的可能性を説明しない、事実上は形式的に行われている。

6 強制執行について

Q6 貴国における強制執行制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

はい、あります。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

損害基金を発展させる必要がある。裁判判決の執行が遅く、執行官の負担が多く、給与が少ない。
また、報酬制度はない等の原因から、裁判判決の執行がうまく進んでいない。

7 日本人・日本企業についての要望等

Q7 貴国で活動する日本人・日本企業について、これまで問題があると思った事例や、モンゴルで適切に活動するために心がけるべき内容、要望等があれば、教えてください。

モンゴルに事業を行っている日本人、企業らは法律違反行為をしたという情報を得たことはありません。

事業を行うにおいて、モンゴルの法令をよく調べた上で、進出した方がよい。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

インタビュー

Jolbars (モンゴル法曹協会事務局長)	2022.1.31 (月) 10:30-11:00
------------------------	---------------------------

1 弁護士法改正の影響

モンゴル法曹協会は2012年に制定された「法律家に関する法律」に基づき、2013年に設立され、役割を果たしてきました。モンゴル法曹協会には様々な役割があるが、司法試験を実施し、法曹協会に登録し、最高裁に登録して弁護士として活動できるようになっていました。昨年の法改正で、司法試験合格後に弁護士会が開催する弁護士試験に合格して弁護士登録する制度に変更されました。法曹協会のいくつかの役割が弁護士会に移りました。弁護士の責任の問題も、弁護士法制定に伴い、弁護士会に移管された。基本的には、司法試験実施と、弁護士の懲戒権という2つの役割が弁護士会に移管されました。

2 法改正による弁護士の関わり

こういった改正によって弁護士との関係が変わりました。法曹協会から弁護士会にいくつかの役割が移転したことで、以前は法曹協会に保存されていた資料等は弁護士会に移転しました。弁護士の名簿、記録、懲戒記録等を先日弁護士会にすべて引き渡しました。

また、司法試験を受けて弁護士になっていた制度が変わり、弁護士試験が上乘せされたことで制度が変更されました。今後は弁護士会が独自に弁護士試験を実施することとなっています。

3 法曹協会として、日本弁護士連合会との友好協定についての見解

弁護士法が制定され、昨年は裁判官の法的地位に関する法律も制定されました。法律家の法律も改正しなければならない状況です。現在、法改正案が提出されて議論しています。日本弁護士連合会始め他の国際機関との協力関係については、法曹協会は以前どおりの役目を担っております。したがって、以前と同じく協力関係を続けていきたいと思っております。現在のところ、日弁連から法曹協会への情報提供は全くないと聞いています。担当者のメールをお知らせするので、日弁連にもお伝えください。今後は継続して連絡を取りたいと思っております。

そして、先ほどの回答に加えたいですが、現在もモンゴル法曹協会の会員として、すべての裁判官、検察官、弁護士、公証人が加入しており、6,000人のメンバーがいます。以前と同じく日本の弁護士会との協力関係を続けるのに全く問題はありません。また、岡先生のご理解のとおり、研修なども充実しておりますし、今後も実施していきます。研修、大学の認定、司法試験等を通常どおり実施していますので、日弁連その他の国際機関との間での協力関係を維持するのに何の問題もないし、引き続き継続していきたいと考えています。

4 ビジネス関連の法令についての現在の注目事項

モンゴル法曹協会からは、外国人、外国投資家に対して定期的に法律相談を提供しています。本年度3月末までに、外国投資企業、外国投資企業に関する発表会、セミナー、研究会を企画しています。今後もモンゴル法曹協会から外国投資家向け、の事柄を実施したいです。日本大使館や岡先生に近いうちに、アナウンスを正式に出します。発表会のほかにもセミナーや研究会を開催します。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

在モンゴル日本大使館や日本国法務省その他の機関と協力することは当方としても希望するところです。

法曹協会では、以前からすべてのモンゴルの弁護士会、裁判官協会等の研修を認定しています。こういった研修等を、日弁連などと共同で開催できれば歓迎します。いままでは双方の交流があまりありませんでしたので、今後が相互に連絡していただければありがたいです。

岡先生がおっしゃるとおり、法曹協会は、モンゴルにおいて活動しているすべての法律家のための協会として、法律に定められた役割をこれまで10年近く行ってきており、今後も同様に、継続的に活動していくことは明らかです。今後も引き続き、モンゴルの法曹を代表する団体として活動を続けます。

以上

別冊1 アンケート回答結果まとめ

5 弁護士会

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

弁護士会

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

法律情報システムである Legalinfo.mn で以下の法令を閲覧することができる。

- ・ モンゴル国法律、国際条約
- ・ 国会、政府の決議、憲法裁判所の判決、最高裁の判決
- ・ 閣僚及び行政機関長の命令
- ・ 都市、県の市民代表会議の決議、知事の命令
- ・ 国会から任命される機関の長、それに相当する役員の決定など

さらに、市民、企業らは、官報や行政規則編集を注文することができる。

■ 法律については公開されている

→ どのように公開されていますか（例：同上）

国の権限がある機関から定めた法令、行政規則をインターネット及び編集の方法で閲覧することができる。また、国の権限がある機関から定めた法令、規則は公開されている。

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか

モンゴル国の裁判判決の電子媒体システムである shuukh.mn ウェブサイトに個人、機関の秘密に当たらない全ての裁判判決(第一審、二審、三審含む)を閲覧することができる。

5 その他現地の実情に応じた調査事項

5 裁判以外の調停・仲裁・ADR 制度について

別冊1 アンケート回答結果まとめ

Q5 貴国における裁判以外の調停・仲裁・ADR等の紛争解決制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

裁判外方法で紛争を解決する手続、メリット、重要性を市民、企業に対して、宣伝し、関連する法令の改正を行う。

6 強制執行について

Q6 貴国における強制執行制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

有力の裁判判決を市民、企業が必ず執行する義務を負う。

任意に判決を履行しない場合、法律に従って、強制執行するが、民事事件判決及び行政事件判決の執行率は非常に低い。

この問題は、執行機関の制度に関係し、一方で執行手続における、当事者側から申立てを出すことと関連する。

7 日本人・日本企業についての要望等

Q7 貴国で活動する日本人・日本企業について、これまで問題があると思った事例や、モンゴルで適切に活動するために心がけるべき内容、要望等があれば、教えてください。

行政機関の公開性、情報開示性、行政機関間の関連性及び構成、責任など

Jadamba（ウランバートル市弁護士会会長）	2022.1.28（金）11:00-11:30
-------------------------	-------------------------

1 執行の問題

（1）執行制度の問題

制度の問題ですが、刑事の判決執行率は100%ですが、民事行政事件は70～80%は執行できない。判決が担保されていない。法務内務省から改正の動きがあり、法律家でも議論されています。具体的には、制度上、行政機関に執行機関を置いていることとなっていることから、民事、行政事件が執行できない状況です。

法務内務省の議論では、執行機関を裁判所の所属にする。つまり裁判官が事前に判決の保全を考え、判決内容を解釈し、執行するための措置を取るような制度とすることが考えられています。裁判所が執行を担当すべきでないかの議論が行われています。アジアでは韓国の民事執行制度が有用であるのではないかと指摘されています。韓国では民事事件の執行率は90%であるとの調査があるからです。

特にビジネス世界では、速度が重要であり、長時間かけて判決を出してもらっても執行の期待ができず、執行にも長時間かかるということが不利益であると考えられています。2021年には、強制執行制度成立100周年であったので、多数のシンポジウム・研究会が実施されました。学者、法務内務省、執行機関からも色々な提案がなされているところです。執行制度を改正すべきであるとの提案が出ています。

（2）強制執行について、当事者からの申立ての問題

強制執行当事者からの異議申立ての問題があります。執行者に対して執行異議があると、強制執行が中止し、長時間中断します。結果、強制執行がうまくいかない現状があります。第三者の財産の保障・担保がなされていたとき、第三者から異議が出て、紛争当事者と同様に扱われるという問題もあります。

2 行政機関の責任

行政機関の関係については、私が考えるに、外国投資企業に対し複雑な手続となっている原因として、行政機関の相互関係及び情報交換の問題が大きいと推測します。例えば、外国投資会社の投資家がビザを申請する際、入管で投資家ビザ申請をするわけですが、法人登録局、税務署、社会保障機関、経済開発省等の証明書を原本で提出することが必要となります。これらは、国家の行政機関間の情報交換を行うことで、シンプルな手続とできるのであるが、現状は行政機関が縦割りで書面をそれぞれ求めている状況です。それにより手続が複雑になっています。さらに法律の定めがないのにそれぞれ機関で機関内の規則を定めていますし、その公開もありません。相互関係性もないので手続が困難となっています。

3 弁護士制度の改正

（1）弁護士法改正

別冊1 アンケート回答結果まとめ

弁護士法は、2019年10月に制定され、2020年から施行されています。弁護士法を制定する必要性は、全県の弁護士から意見を聞き取り、事実調査、訴訟手続の調査を行い、その結果、弁護士法が必要であるという結論となりました。弁護士の権利と義務、弁護士の権利保障を明確に定めた点が重要です。以前は、刑事事件で証拠を要する場合には裁判官の命令により行政機関から証拠を出してもらっていました。現在では、弁護士が独自に証拠請求できるようになりました。

弁護士法制定前、様々な手続法において弁護士の権利義務が定められていました。たとえば、警察官が自分で誤った法解釈をしたりして問題が生じていました。弁護士法で権利、義務、保障が明確になったので、法執行機関の職員が勝手に法解釈することがなくなりました。それらが弁護士法の主な内容と意義だといえます。

弁護士活動の保障は、弁護士だけの問題ではなく、憲法で保障される国民の権利を保障することです。弁護士法の意義は、国民のための法的サービスの提供です。

(2) 弁護士試験の実施

弁護士試験に関しては、その必要性を指摘したいと思います。弁護士法制定前は、司法試験に合格し、法曹協会に登録されて最高裁に登録されたら弁護士活動ができました。裁判官、検察官が懲戒処分等で解雇された人が法律家の資格だけで最高裁に登録され、弁護士をしていました。これは問題であるということとなりました。懲戒解雇されたら弁護士になれない、ある程度の期間を置いて弁護士試験を受けるべきであることなどを決めました。ケース問題や、倫理的試験を行い、総合的に弁護士としてふさわしいか確認して弁護士になれるように改正しました。弁護士試験に関しては、弁護士法が制定されてから弁護士委員会が設置され、同委員会で40程度の規則を定める必要があるとされています。この弁護士委員会が2020年10月に設立され、40程度の規則を次々と決めました。その一つに弁護士試験開催規則があり、2021年11月に制定され、2022年1月、法務内務省に正式に登録されました。これにより、今後は、弁護士会で弁護士試験を開催する法的環境が整ったといえます。それに伴って、今年の春くらいには弁護士試験が開催できると考えています。開催1か月前には試験日を告知するので、近いうちに告知がなされるはずですが、オンラインで試験を開催する場合には、システム等の問題があり、ほかの行政機関と協力するか、弁護士会独自に行うかという技術的問題を改善すれば早速弁護士試験が開催されるかと考えています。

(3) 弁護士会の組織

弁護士法改正で、弁護士の強制加入団体となった点について、その必要性は絶対にあるべきであると考えています。一部の弁護士が強制加入制度は不要であると批判していますが、一部の専門協会、裁判官、検察官なども強制的にその分野の委員会に入っています。弁護士会もその一つと思われます。強制加入とすることで、全体的に弁護士の権利を守る意味があります。弁護士は、法曹協会と弁護士会2つに所属する必要が生じて、二重の会費負担をすることとなりますが、その会費負担は最大でも200 USDだけの話ですので、問題はないと思っています。

(4) 今後の弁護士会の取組

弁護士会の計画では、今はコロナにより外交関係が制限されているが、今後は外交関係を重視したいと考えているという情報があります。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

国内的には、手続法に関する弁護士権利義務の改正、強制執行法に関する提案などを積極的に行うことを考えています。

以上

別冊1 アンケート回答結果まとめ

6 公正競争・消費者保護庁

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

公正競争・消費者保護庁

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）

公刊物、インターネット、六法

■ 法律については公開されている

→ どのように公開されていますか

公刊物、インターネット、六法

Q3-1 公開されていない法令や通達を一般の方が知る方法がありますか。

■ 法令の所管省庁に問い合わせる

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか

internet

5 その他現地の実情に応じた調査事項

5 裁判以外の調停・仲裁・ADR 制度について

Q5 貴国における裁判以外の調停・仲裁・ADR 等の紛争解決制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

無回答

6 強制執行について

Q6 貴国における強制執行制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

無回答

別冊1 アンケート回答結果まとめ

7 日本人・日本企業についての要望等

Q7 貴国で活動する日本人・日本企業について、これまで問題があると思った事例や、モンゴルで適切に活動するために心がけるべき内容、要望等があれば、教えてください。

無回答

公正競争・消費者保護庁 委員 Tsogtgerel

*公正競争・消費者保護庁 Tsogtgerel 委員のインタビューを2022年2月に予定していたが、トヨタセールスモンゴリアの不正競争防止法違反事件で訴訟係属中であり、日本政府も介入を試みるなど日本側と問題が生じていることから、現時点では、お互いにインタビューを行わないほうがよいのではないかとの提案が相手方からあり、当方もこれを承諾して、問題解決までインタビューは中止することとした。

別冊1 アンケート回答結果まとめ

7 モンゴル商工会議所内国際仲裁センター

1 所掌事務について

Q1 貴機関の所掌事務の概要について教えてください。

モンゴル商工会議所内国際仲裁センターは、ビジネスに関する紛争を裁判外手続きにより、解決する通常の仲裁機関である。

2 法体系について

Q2 現地の法体系を教えてください。

■ 成文法体系（大陸法系）

3 法令の公開について

Q3 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか（例：公刊物、インターネット、六法）
公刊物、インターネット、法律編集

■ 法律については公開されている

→ どのように公開されていますか
同上

4 裁判例の公開について

Q4 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

■ 全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか
shuukh.mn

5 その他現地の実情に応じた調査事項

5 裁判以外の調停・仲裁・ADR 制度について

Q5 貴国における裁判以外の調停・仲裁・ADR 等の紛争解決制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

- ・裁判所の関与を少なくする
- ・国が契約の当事者となる私法上の契約において、調停や仲裁の参加の導入

6 強制執行について

Q6 貴国における強制執行制度について、どのような改善すべき点があるか、教えてください。

- ・執行手続きの公開性を高める、
- ・執行手続きの簡易性を高める

別冊1 アンケート回答結果まとめ

7 日本人・日本企業についての要望等

Q7 貴国で活動する日本人・日本企業について、これまで問題があると思った事例や、モンゴルで適切に活動するために心がけるべき内容、要望等があれば、教えてください。
特にない。

国際仲裁センター事務局長 Shinebayar